北名古屋市障害者計画・障害福祉計画
【素案】

平成23年12月

北名古屋市

目次

第 1 章　計画の背景と趣旨 1
1. 計画策定の背景及び趣旨 1
2. 計画の期間 3
第 2 章　現状と課題 4
1. 障害を有する方の人数の推移 4
2. 第 2 期障害福祉計画の実績評価 6
（1）平成 23 年度目標値の進捗状況 6
（2）障害福祉サービスの計画見込量に対する実績 8
（3）地域生活支援事業の計画見込量に対する実績 10
3. 関係者等の意見（アンケート調査及びインタビュー調査より） 12
（1）障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査結果の要旨 13
（2）障害者団体や事業者などを対象とするインタビュー調査結果の要旨 29
4. 計画課題 36
第 3 章　計画の基本理念 41
1. 計画の基本理念・基本目標 41
2. 障害を有する方の人数の将来推計 42
3. 計画の施策体系 43
第 4 章　障害者施策全般の展開 46
1. 情報・コミュニケーション 46
2. 保健・医療 49
3. 教育・育成 54
4. 雇用・就業 60
5. 生活支援 63
6. 生活環境 74
7. 広報・啓発 77

第 5 章　サービス提供体制の確保に関する目標等の設定 81
1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 81
2. 平成 26 年度の目標値 82
3. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量及び確保のための方策 86
（1）訪問系サービス 87
（2）日中活動系サービス 88
（3）居住系サービス 90
（4）指定相談支援（サービス利用計画作成） 91
（5）障害者自立支援審査会 91
4. 地域生活支援事業の実施に関する事項 92
（1）事業の実施内容・方針 92
（2）事業の見込量及びその確保のための方策 95
（3）尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会の役割 96
第 6 章　計画の達成状況の点検及び評価 97
1. 点検及び評価の基本的な考え方 97
2. 点検及び評価体制 97
3. 点検及び評価結果の周知 97
資料 98
1. 計画策定の経過 98
2. 北名古屋市障害者計画策定委員会 99
用語解説 102

第１章　計画の背景と趣旨

1. 計画策定の背景及び趣旨

本市は、障害を有する方が地域で安全に、安心して暮らせるまちを目指して、平成21年3月に「北名古屋市障害者計画及び（第2期）障害福祉計画」を策定し、地域の実態や障害を有する方の要望に応えるべく施策を展開してきました。

そして今回、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の改定時期にあたり、第2期（平成21年度～平成23年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直しを行い、第3期（平成24年度～平成26年度）計画を策定します。

また、障害者基本法に基づく障害者計画については、前述の障害福祉計画とともに、国における障害者制度の改革（障害者自立支援法の廃止による新たな「障害者総合福祉法*（仮称）」の制定、障害者基本法の改正等）の動向を見ながら改定を行います。

なお、基本的な考え方のまとめと、明らかにされている国の動向に関する主な予定を概括すると、次のようになります。

◆基本的な考え方

1　障害福祉計画は、根拠法である障害者自立支援法の一部改正とともに、国の障害福祉計画策定基本指針の改正事項を踏まえて、第 2 期（平成 21 年度～平成 23 年度）計画に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直しを行います。

2　障害者計画は、国における障害者制度の改革（根拠法である障害者基本法の改正、障害者差別禁止法や「障害者総合福祉法（仮称）」の制定等）の動向を反映しつつ、施策の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直しを行います。

【国の動向に関する主な予定】

時期	主な予定
平成23年夏～秋	○障害者虐待防止法の成立 ○改正障害者基本法の成立 ○総合福祉部会：障害者総合福祉法に関する意見とりまとめ、障害福祉計画基本方針の在り方検討
平成24年3月	○第3期障害福祉計画策定
平成24年4月	○障害者自立支援法等改正法の全面施行
平成24年冬	○障害者総合福祉法の通常国会提出 ○次期障害者基本計画の決定
平成25年冬	○障害者差別禁止法*の通常国会提出

【障害者自立支援法一部改正等の主な内容】

項目	主な内容
①利用者負担の見直し	○利用者負担について、応能負担を原則に ○障害福祉サービスと補装具の利用負担を合算し負担軽減
②障害者の範囲の見直し	○発達障害*が障害者自立支援法の対象となることを明確化
③相談支援の充実	○相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センター*を設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化） ○支給決定過程の見直し（サービス利用計画を勘案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大
④障害を有する児童への支援の強化	○児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） ○放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ○在園期間の延長措置の見直し
⑤地域における自立した生活のための支援の充実	○グループホーム（共同生活援助*）・ケアホーム（共同生活介護*）利用の際の助成を創設 ○重度の視覚障害を有する方の移動を支援するサービスの創設（同行援護、個別給付化）
⑥その他	○旧体系サービスの新体系への完全移行 ○成年後見制度*利用支援事業の必須事業化 ○児童デイサービス*に係る利用年齢の特例 ○事業者の業務管理体制の整備 ○精神科救急医療体制の整備等 ○難病者等に対する支援・障害を有する方等に対する移動支援についての検討

【計画改定の主な視点】

分野	計画改定の主な視点
計 画 全 般	○障害の概念・定義の明記、文章表現の見直し（「能力・適性に応じて」の削除など） ○発達障害や高次脳機能障害*を有する方、難病（特定疾患）患者等への支援施策の充実（支援に対する要望の把握とサービスの利用調整） ○当事者・家族の高齢化、障害の重度化・重複化の進行等を受けた対応策、障害を有する女性に対する支援策の検討 ○障害者自立支援協議会*等における取組、協議内容などの反映
啓発・交流の促進	○障害への理解を深める啓発の充実 ○障害を有する方に対する差別禁止に向けた取組の方向、支援特性ごとの「合理的配慮」についての検討（国の検討を踏まえつつ） ○障害者虐待防止対策支援事業など、障害を有する方に対する虐待防止に向けた取組の充実（相談支援、個別家庭訪問、一時保護等）

分野	計画改定の主な視点
保健・医療の充実	○医療的ケア*の必要な人の増加傾向を受けた対応策の検討 ○精神障害を有する方を対象とした訪問支援推進事業、地域移行・地域定着支援事業など、県と連携した支援策の充実
雇用・就労の促進	○就労機会の拡大、福祉施設から一般就労への移行促進 ○福祉的就労*の場の充実に向けた対応等の検討
教育・療育の充実	○療育・発達支援体制や教育体制の充実、卒業後の進路の確保 ○インクルーシブ教育*システム（包容する教育制度）の実施に向けた在り方の検討、教育支援体制の整備
相談支援と 権利擁護の推進	○相談支援の充実 ○成年後見制度の利用促進
生活支援の充実	○障害を有する児童に対する支援の充実（サービス体系の見直しと通所施設利用に関する支給決定事務の市町村への移管、小学生以上の放課後等デイサービス・居場所の充実など） ○同行援護など新たなサービスの提供体制の確保、円滑な立ち上げ ○グループホーム（共同生活援助）など生活の場の充実 ○法的根拠を失う旧法施設の新体系サービスへの完全移行 ○施設入所者等の地域生活移行に向けた取組の充実（入所者数の減少）
生活環境の充実	○災害・緊急時の要援護者支援に向けた地域安心ネットワーク*づくり

2. 計画の期間

本市の障害者計画は、国の障害者基本計画の最終年度にあわせた平成24年度が現行計画の最終年度となっておりますが、これを1年前倒しして改定することとし、障害福祉計画とともに同時に見直し、計画期間を平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

また、第3期障害福祉計画の期間は、障害者自立支援法に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間となります。

ただし、国において平成24年度に次期障害者基本計画を決定予定としていること、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までの実施を目指していることから、計画期間中に見直す可能性があります。

図表 1　計画の期間

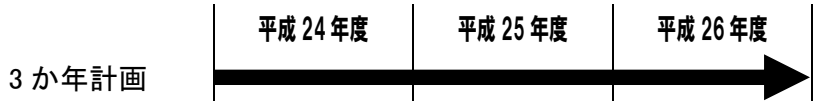

第 2 章　現状と課題

1. 障害を有する方の人数の推移

本市では、平成22年度（平成23年4月1日）現在、身体障害者手帳*所持者が2,307人、療育手帳*所持者が421人、精神障害者保健福祉手帳*所持者が344人、これら手帳所持者数の合計は3,072人で、自立支援医療受給者（精神）*は839人となっています。

総人口（4月1日現在81,613人）に占める障害者手帳所持者の割合は3.8%となっており、過去5年の推移は、すべての障害で増加傾向となっています。

各手帳所持者の割合で見ると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の全体に占める割合が上昇しており、その要因としては制度への周知や理解が進んだこと、そして、療育手帳の場合は児童人口の増加とともに、保健事業による早期発見・早期対応が進んでいることが要因として考えられます。

図表 2　障害者手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移　［単位：人］

区分＼年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害者手帳所持者	2,011	2,120	2,206	2,250	2,307
療育手帳所持者	345	376	387	413	421
精神障害者保健福祉手帳所持者	269	285	294	317	344
手帳所持者数　合計	2,625	2,781	2,887	2,980	3,072
自立支援医療受給者(精神)	608	713	695	771	839

（各年度、次の年度の 4 月 1 日現在）　※手帳の重複所持者はそれぞれに含む

図表 3　各手帳所持者数等の推移

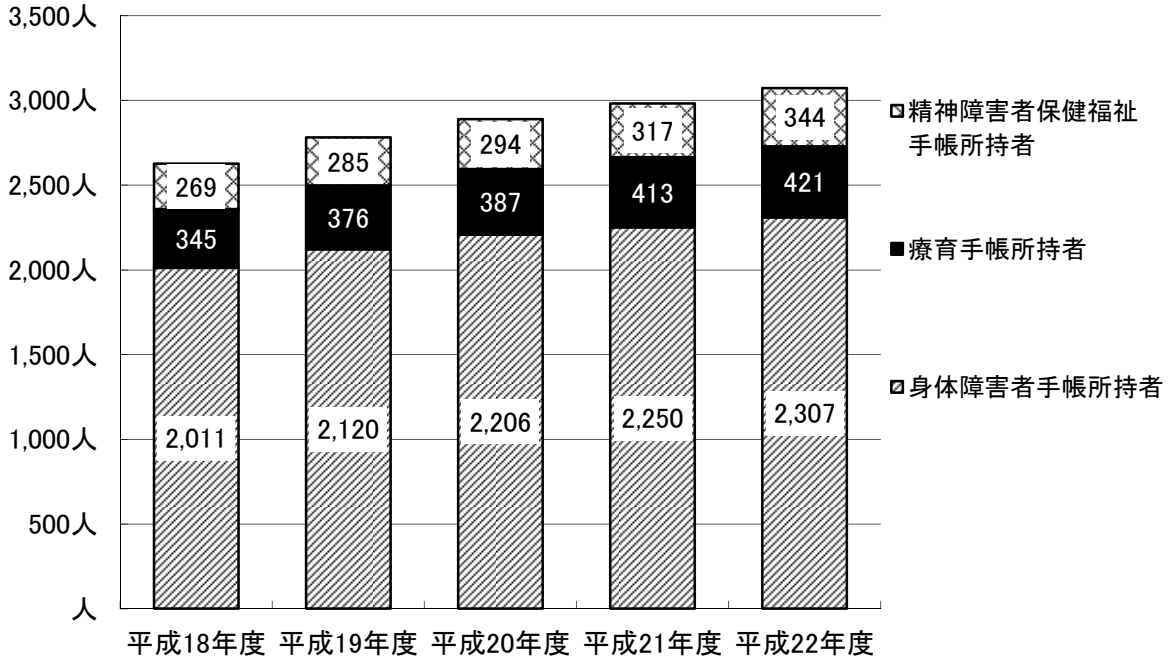

図表 4　各手帳所持者の割合の推移

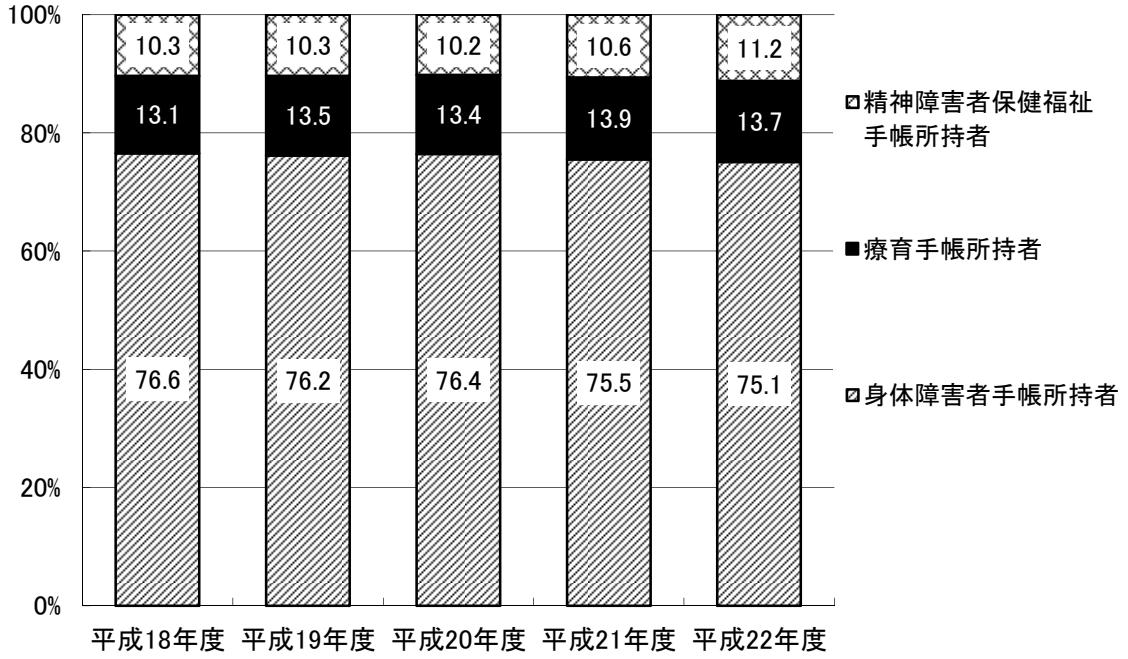

図表 5　自立支援医療受給者数の推移

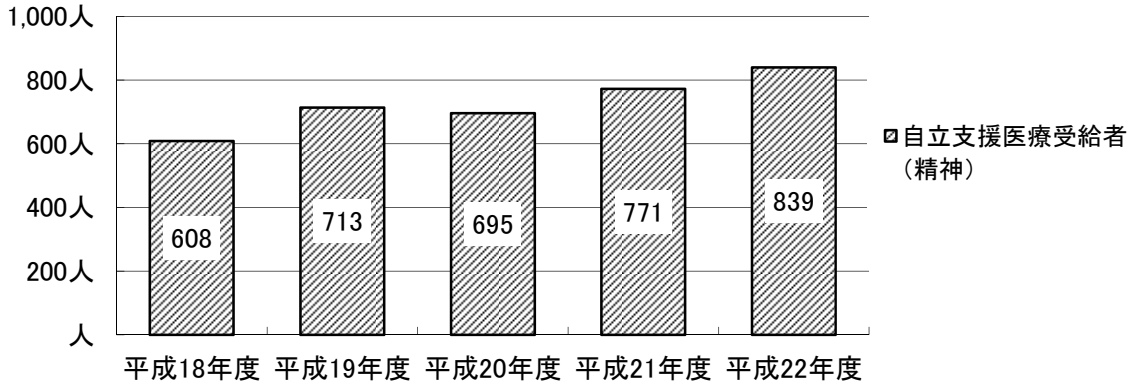

2. 第 2 期障害福祉計画の実績評価

本計画の策定にあたって、第2期計画で掲げた平成23年度目標値の進捗状況とともに、障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績を評価します。

（1）平成 23 年度目標値の進捗状況

障害福祉計画では、障害を有する方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、3つの目標値を設定しています。

なお、第2計画で掲げた目標と平成23年度までの実績は、次のとおりです。

目標1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者数については、平成23年3月末時点で57人と、計画で見込んだ値である61人から減少となっています。

地域生活への移行数については、第2期計画で見込んだ目標数5人に対して、平成23年3月末までの移行実績は1人となっています。

【現在の実績】

事　　項	数　値			備　　考
第 1 期障害福祉計画策定時点の施設入所者数（平成 17 年 10 月時点）	33	人		身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）の入所者数の計
現行計画の平成 23 年度末施設入所者数の見込み	61	人		平成 23 年度末の見込み
平成 23 年 3 月末時点の施設入所者数	**57**	**人**		**平成 23 年 3 月末時点の施設入所者数**
現行計画の地域移行目標数	5	人	15.2%	平成 23 年度末までに施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等への移行を目指す者の数の合計
平成 23 年 3 月末までの地域移行実績	1	**人**	3.0%	**第 2 期（平成 21～23 年度）において施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等へ移行した者の数**

目標2　退院可能な精神障害者の地域生活への移行

退院可能な精神に障害を有する方については、平成18年6月30日時点の9人（県の把握値）のうち、平成20年3月末時点で5人が退院し、第2期計画で見込んだ目標減少数2人に対して、平成23年3月末までの移行実績は1人という状況です。

【現在の実績】

事　　項	数　値		備　　考
退院可能精神障害者数（平成18年6月30日現在）	9	人	県調査による退院可能精神障害者数
平成20年3月末現在の退院可能精神障害者数	4	人	県調査による退院可能精神障害者数
平成20年3月末現在までの減少数	5	人	県調査による減少の実績数
現行計画の第2期における目標減少数	2	人	第2期（平成21～23年度）において退院し地域への移行を目指す者の数
平成23年3月末までの減少数実績	**1**	**人**	**第2期（平成21～23年度）において退院し地域へ移行した者の数**

目標3　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行数については、平成23年度の一般就労への移行者数を4人とする目標値を設定しており、平成20年度の実績は1人、平成21年度は3人が一般就労へ移行しており、平成22年度は一般就労への移行実績はありませんでした。

【現在の実績】

事　項	数　値			備　　考
平成17年度の年間一般就労移行者数	1	人		平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
《参考》平成18･19年度の年間一般就労移行者数	0	人		平成18･19年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
現行計画の平成23年度目標数	4	人	（4倍）	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労を目指す者の数
平成20年度の年間一般就労移行者数実績	**1**			**平成20年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数**
平成21年度の年間一般就労移行者数実績	**3**			**平成21年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数**
平成22年度の年間一般就労移行者数実績	**0**	**人**		**平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数**

（2）障害福祉サービスの計画見込量に対する実績

障害福祉サービスの平成23年度の利用実績は、訪問系サービス*では行動援護*が計画見込量を上回る実績となっています。

また、日中活動系サービス*については、就労移行支援*や就労継続支援*（A型）、短期入所*が計画見込量を上回る実績となっている一方、生活介護*と就労継続支援（B型）は、新体系への移行が計画どおりに進まなかったことから、計画見込量を下回る実績となっています。

入所系サービス*については、施設入所支援*は、新体系への移行が計画どおりに進まなかったことから、計画見込量を下回る実績となっています。

図表 6　計画見込量に対する実績（平成 23 年度実績は直近までの実績／経過月）

《訪問系サービス》

サービス種別		①実績			②計画見込量	①／②
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
居宅介護*	（時間数/月）	470	505	517	561	92.2%
	（実利用者数/月）	59	63	56	51	109.8%
	（市内事業所数）	7	7	6	7	85.7%
重度訪問介護*	（時間数/月）	174	315	344	480	71.7%
	（実利用者数/月）	2	2	2	4	50.0%
	（市内事業所数）	5	5	4	5	80.0%
行動援護	（時間数/月）	18	78	65	50	130.0%
	（実利用者数/月）	2	3	2	1	200.0%
	（市内事業所数）	3	3	3	3	100.0%
重度障害者等包括支援*	（時間数/月）	0	0	0	0	－
	（実利用者数/月）	0	0	0	0	－
	（市内事業所数）	0	0	0	0	－

《日中活動系サービス》

サービス種別		①実績			②計画見込量	①／②
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
生活介護	（人日/月）	1,271	1,369	1,783	2,188	81.5%
	（実利用者数/月）	68	73	85	112	75.9%
	（市内事業所数）	2	2	2	5	40.0%
療養介護*	（人日/月）	0	0	0	0	－
	（実利用者数/月）	0	0	0	0	－
	（市内事業所数）	0	0	0	0	－
自立訓練*（機能訓練）	（人日/月）	2	12	0	21	0.0%
	（実利用者数/月）	2	1	0	2	0.0%
	（市内事業所数）	1	1	1	1	100.0%
自立訓練（生活訓練）	（人日/月）	14	5	35	45	77.8%
	（実利用者数/月）	1	2	2	5	40.0%
	（市内事業所数）	1	1	1	1	100.0%

サービス種別		①実績			②計画見込量	①／②
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
就労移行支援	（人日/月）	75	69	126	66	190.9%
	（実利用者数/月）	6	8	10	3	333.3%
	（市内事業所数）	1	1	1	2	50.0%
就労継続支援（A型）	（人日/月）	37	29	108	22	490.9%
	（実利用者数/月）	2	4	9	1	900.0%
	（市内事業所数）	0	0	0	0	－
就労継続支援（B型）	（人日/月）	21	27	56	209	26.8%
	（実利用者数/月）	1	2	5	19	26.3%
	（市内事業所数）	0	0	0	1	－
児童デイサービス	（人日/月）	636	708	838	1,440	58.2%
	（実利用者数/月）	101	116	112	144	77.8%
	（市内事業所数）	4	4	4	4	100.0%
短期入所	（人日/月）	121	132	156	100	156.0%
	（実利用者数/月）	34	42	40	20	200.0%
	（市内事業所数）	1	1	1	1	100.0%
旧法施設支援*（旧入所系）	（人日/月）	629	623	461	0	－
	（実利用者数/月）	29	22	21	0	－
	（市内事業所数）	0	0	0	0	－
旧法施設支援（旧通所系）	（人日/月）	863	947	1111	0	－
	（実利用者数/月）	48	50	51	0	－
	（市内事業所数）	2	2	2	0	－

《入所系サービス》

サービス種別		①実績			②計画見込量	①／②
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
グループホーム（共同生活援助）	（実利用者数/月）	0	0	0	0	－
	（市内事業所数）	1	0	1	0	－
ケアホーム（共同生活介護）	（実利用者数/月）	10	10	13	9	144.4%
	（市内事業所数）	1	1	2	1	200.0%
施設入所支援	（実利用者数/月）	37	38	50	61	82.0%
	（市内事業所数）	1	1	1	1	100.0%
旧法施設入所*	（実利用者数/月）	29	22	21	0	－
	（市内事業所数）	0	0	0	0	－

《指定相談支援*》

サービス種別		①実績			②計画見込量	①／②
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
指定相談支援（サービス利用計画作成）	（実利用者数/月）	0	0	0	5	－
	（市内事業所数）	5	5	5	5	100.0%

（3）地域生活支援事業*の計画見込量に対する実績

地域生活支援事業の平成23年度の利用実績は、排泄管理支援用具の給付件数、移動支援事業*の利用時間数、日中一時支援事業*の利用日数などが計画見込量を上回る実績となっています。

一方、手話通訳者・要約筆記者派遣事業*の実利用者数や日中一時支援事業の実利用者数などは、計画見込量を下回る実績となっています。

図表 7　地域生活支援事業の計画見込量及び実績（平成 23 年度は一部実績は見込み）

年度			①実績			②計画見込量	①／②
			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
相談支援事業*	障害者相談支援事業	（実施か所数）	5	5	5	5	100.0%
	地域自立支援協議会	（実施か所数）	1	1	1	1	100.0%
	相談支援機能強化事業*	（実施か所数）	0	0	0	1	0.0%
	住宅入居等支援事業*	（実施か所数）	0	0	0	0	―
	成年後見制度利用支援事業	（実施か所数）	1	1	1	1	100.0%
コミュニケーション支援事業*	手話通訳者設置事業	（設置者数）	1	1	1	1	100.0%
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	（実利用者数/月）	9	9	10	16	62.5%
日常生活用具給付等事業*	介護・訓練支援用具	（給付件数/年）	2	2	2	4	50.0%
	自立生活支援用具	（給付件数/年）	11	13	13	12	108.3%
	在宅療養等支援用具	（給付件数/年）	8	6	6	7	85.7%
	情報・意思疎通支援用具	（給付件数/年）	9	9	9	10	90.0%
	排泄管理支援用具	（給付件数/年）	878	970	1,164	957	121.6%
	居宅生活動作補助用具	（給付件数/年）	4	2	2	6	33.3%
移動支援事業		（実利用者数/月）	114	130	123	175	70.3%
		（利用時間数/月）	682	884	995	867	114.8%
地域活動支援センター事業*	市内施設利用分	（実施か所数）	2	2	2	8	25.0%
		（実利用者数/月）	10	10	9	80	11.3%
	他市町施設利用分	（実施か所数）	3	3	1	1	100.0%
		（実利用者数/月）	3	3	1	10	10.0%
日中一時支援事業		（実施か所数）	15	15	15	13	115.4%
		（実利用者数/月）	112	122	121	122	99.2%
		（利用日数/月）	216	325	350	178	196.6%

年度		①実績			②計画見込量	①／②
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度
生活サポート事業*	（実利用者数/月）	1	1	0	10	0.0%
訪問入浴サービス事業*	（実施か所数）	3	3	3	3	100.0%
	（実利用者数/月）	6	12	10	8	125.0%
就職支度金給付事業	（給付件数/年）	2	0	2	2	100.0%
知的障害者職親委託制度*	（実利用者数/月）	0	0	0	1	0.0%
自動車改造助成事業*	（助成件数/年）	1	5	5	4	125.0%
運転免許取得助成事業*	（助成件数/年）	1	0	2	2	100.0%
手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）	（研修修了者数/年）	16	9	8	25	32.0%
要約筆記ボランティア養成講座	（研修修了者数/年）		7	6	14	42.9%

※手話奉仕員養成講座、要約筆記ボランティア養成講座については、社会福祉協議会*の事業

3. 関係者等の意見（アンケート調査及びインタビュー調査より）

本計画の策定にあたっては、生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用に対する意向を把握するため、障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査を実施しました。

また、関係者の意見や要望を把握するために、障害者団体や事業者などを対象とするインタビュー調査を実施しました。

調査の概要は、次のとおりです。

図表 8　障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査の概要

項目	概要
調査対象	身体障害者手帳所持者（1 級～３級）554 人 療育手帳所持者（Ａ判定*～Ｃ判定）130 人 精神障害者保健福祉手帳所持者（1･2 級）87 人 障害福祉サービス利用者 229 人合計 1,000 人（無作為抽出）
調査時期	平成 23 年 6 月
調査方法	郵送による配布回収
回収結果	回収数　513 人　回収率　51.3%
《参考》 前回調査	当事者団体や福祉施設の会員・利用者 9 団体 520 人（回収数 352 人、回収率 67.7%）を対象に、平成 20 年 6 月にアンケートを実施

図表 9　障害者団体や事業者などを対象とするインタビュー調査の概要

区分		参加団体･機関名
第 1 グループ 平成 23 年 7 月 19 日 10:00～11:30	障害を有する方の家族の代表者	・クスクス ・ひまわりファミリークラブ ・まこぱくらぶ ・なかよしぽっぽネット ・まんまるの会
第 2 グループ 平成 23 年 7 月 19 日 13:30～15:00	障害を有する方及びその家族の代表者	・心身障害者福祉協会 ・知的障害者育成会 ・愛知県難聴・中途失聴者協会 ・尾張中部精神障害者家族会れんこん ・ケアホームを考える会
第 3 グループ 平成 23 年 7 月 19 日 15:30～17:00	市内障害者施設の代表者	・セルプしかつ ・にしはるひまわり作業所 ・七彩工房 ・ひまわり園・ひまわり西園 ・尾張中部福祉の杜*

（1）障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査結果の要旨

アンケート調査結果の要旨は、次のとおりです。

①調査対象者の属性

◆ 調査回答者の障害の種類は、「肢体不自由」が30.2%、次いで「知的障害」が23.4%、「内部障害」が15.2%、「精神障害」が10.5%などとなっています。

図表 10　障害の種類

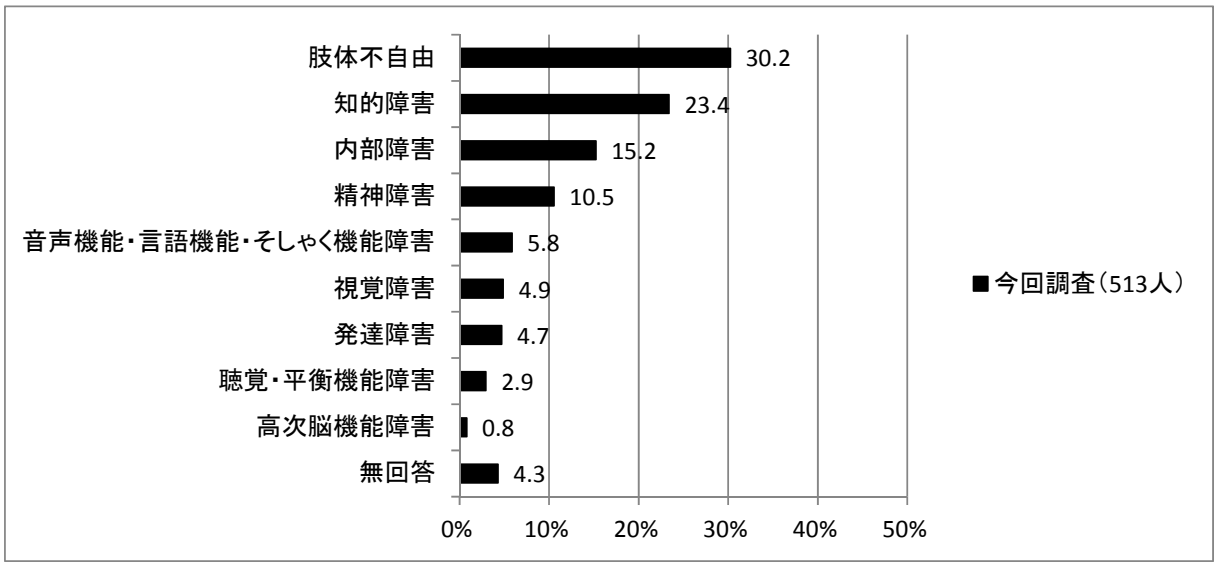

※ この設問は複数回答のため、各回答の合計が回答者数を超える場合があり、比率の合計は100%を超える場合がある。

◆ 調査回答者のうち24.4%が申請していないとの回答が最も多く、区分1から区分6までの認定を受けている方は、全体のうち30.8%となっています。

図表 11　障害程度区分*

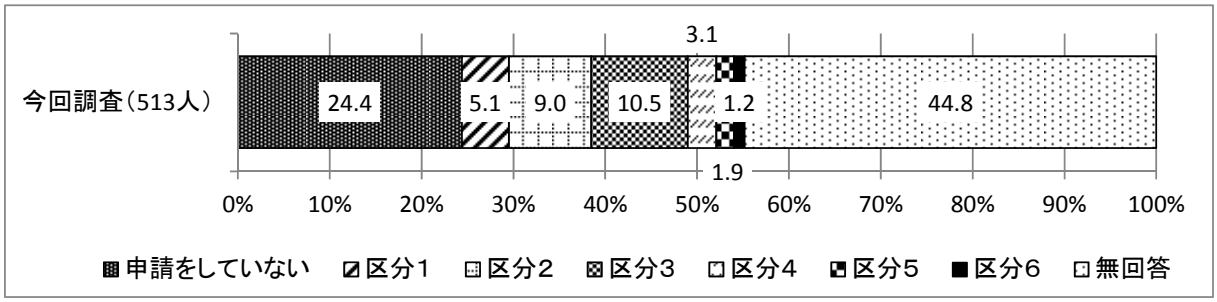

②相談支援について

◆ 相談窓口については、全体では「知っているが、いずれの相談窓口も利用したことがない」との回答が33.5%と最も多い状況です。利用状況としては「社会福祉協議会 障害者支援センター」の利用が13.3%と最も多くなっています。

◆ 「相談窓口があること自体を知らない」との回答は、「聴覚・平衡機能障害」で40.0%と最も高く、次いで「内部障害」が38.5%などとなっています。

図表 12　相談窓口の利用状況

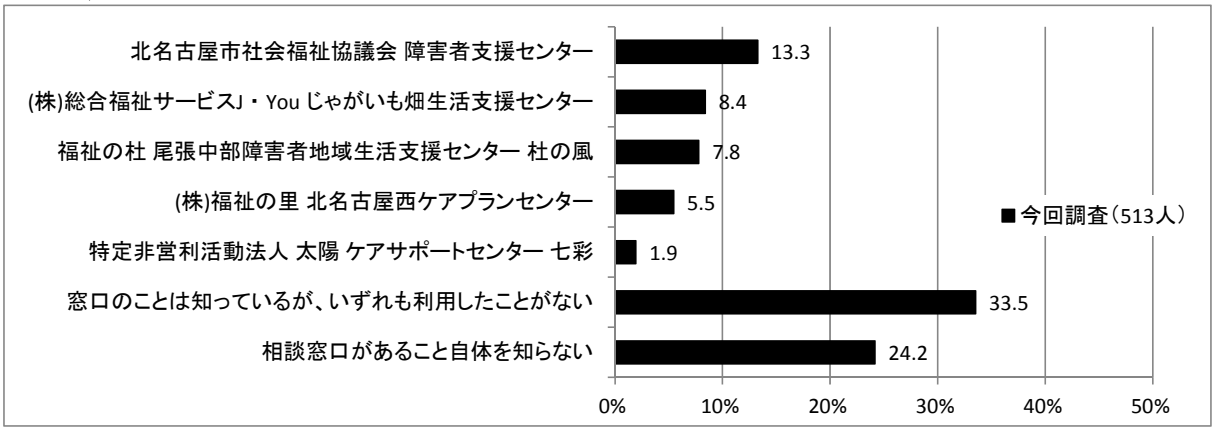

【障害種類別】

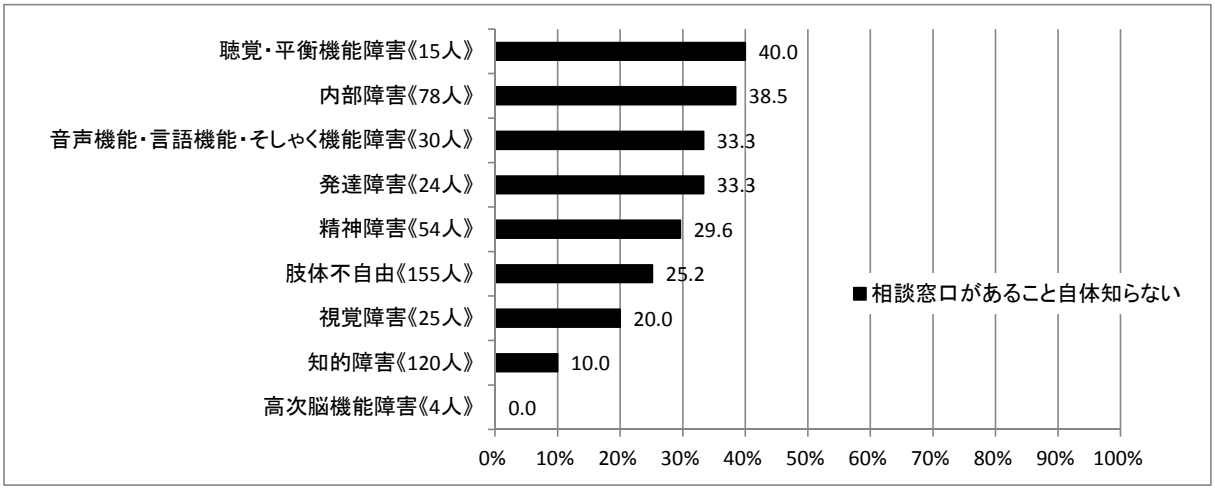

※ この設問は複数回答のため、各回答の合計が回答者数を超える場合があり、比率の合計は100%を超える場合がある。

◆ 相談窓口の満足度は、「満足した」との回答が63.9%と最も多く、前回調査と比較すると（対象者の抽出方法が異なるため参考程度）、満足度は上昇しています。「満足していない」との回答は3.2%と、1割に満たない状況です。

図表 13　相談窓口の満足度

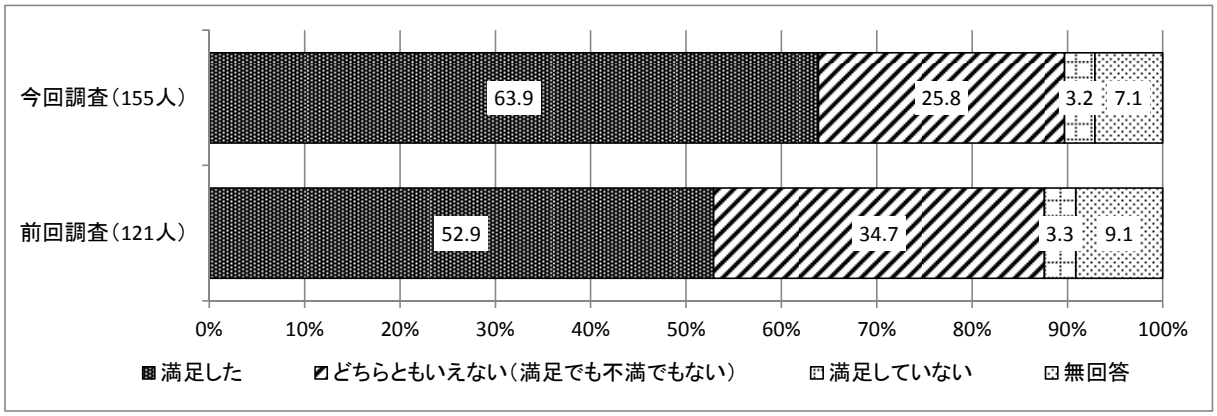

◆ 相談窓口について満足している理由は、「分かりやすく説明してくれた」、「親身になって相談に応じてくれた」、「必要なサービスにつなげてくれた」との回答が上位にあがっており、前回調査と同様の結果です。

◆ 窓口職員の応対とサービスにつなげる支援が、相談窓口の満足度に大きく寄与しています。

◆ 相談窓口について満足していない理由は、「必要なサービスにつながらなかった」、「話が専門的であまり理解できなかった」との回答が上位にあがっています。

図表 14　相談窓口について満足した理由

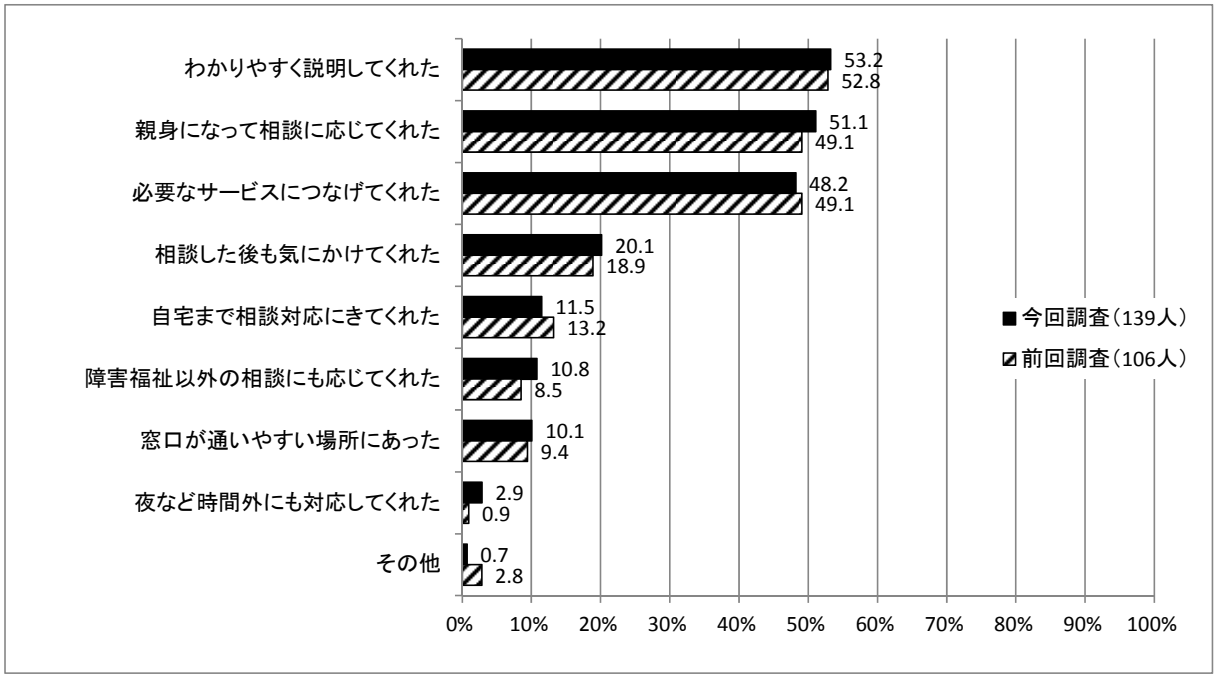

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

図表 15　相談窓口について満足していない理由

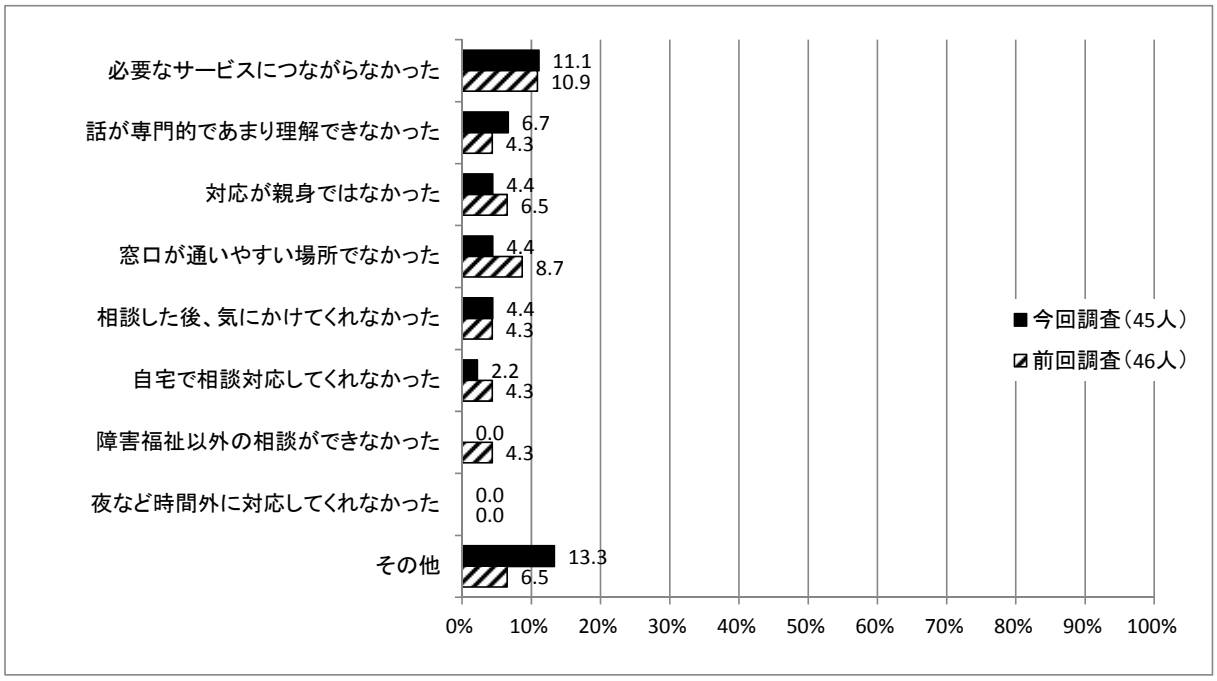

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

◆ 相談窓口のここ1年程度の利用状況は、「知的障害」が63.3%と最も高く、今後の利用意向も高くなっています。

◆ また、「各種身体障害」や「精神障害」については、「今後利用したい」と回答した割合が相談窓口を利用した割合よりも高い状況です。

図表 16　相談窓口の利用経験と今後の利用意向

【障害種類別】

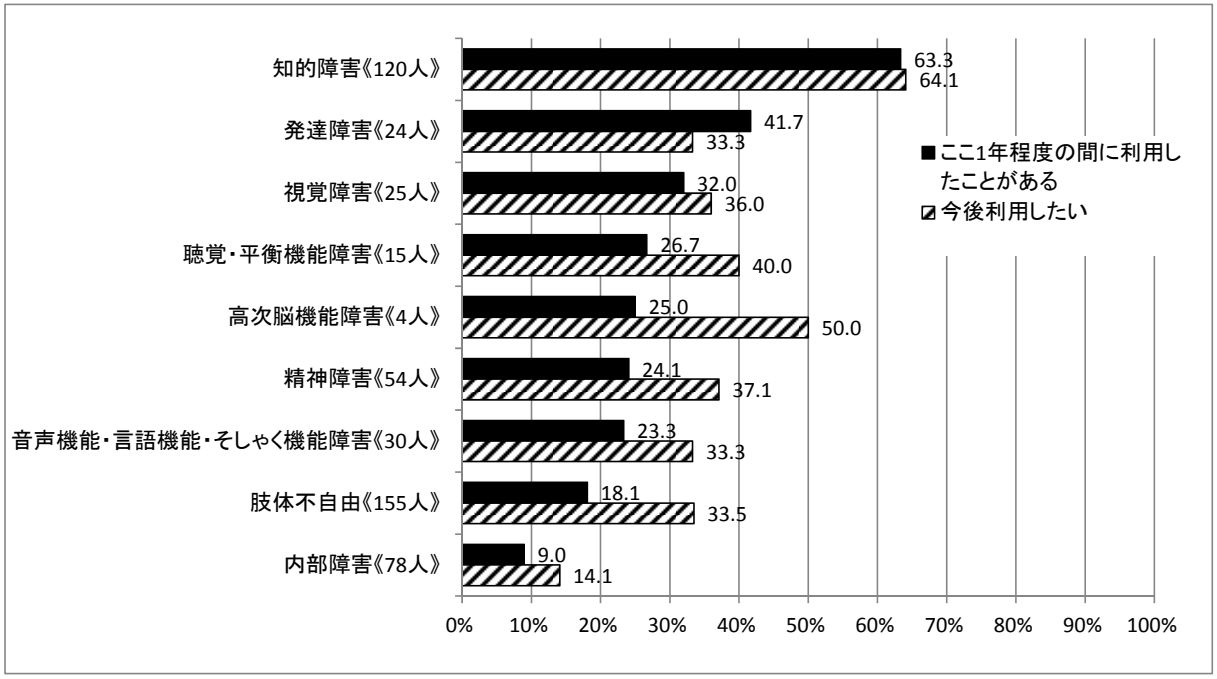

◆ 現在悩んでいることや相談したいことは、「自分の健康や治療のこと」が33.7%と最も高く、次いで「生活費など経済的なこと」が27.3%、「緊急時や災害時のこと」が23.8%と、これらが悩みの上位3つとなっています。

図表 17　現在悩んでいることや相談したいこと

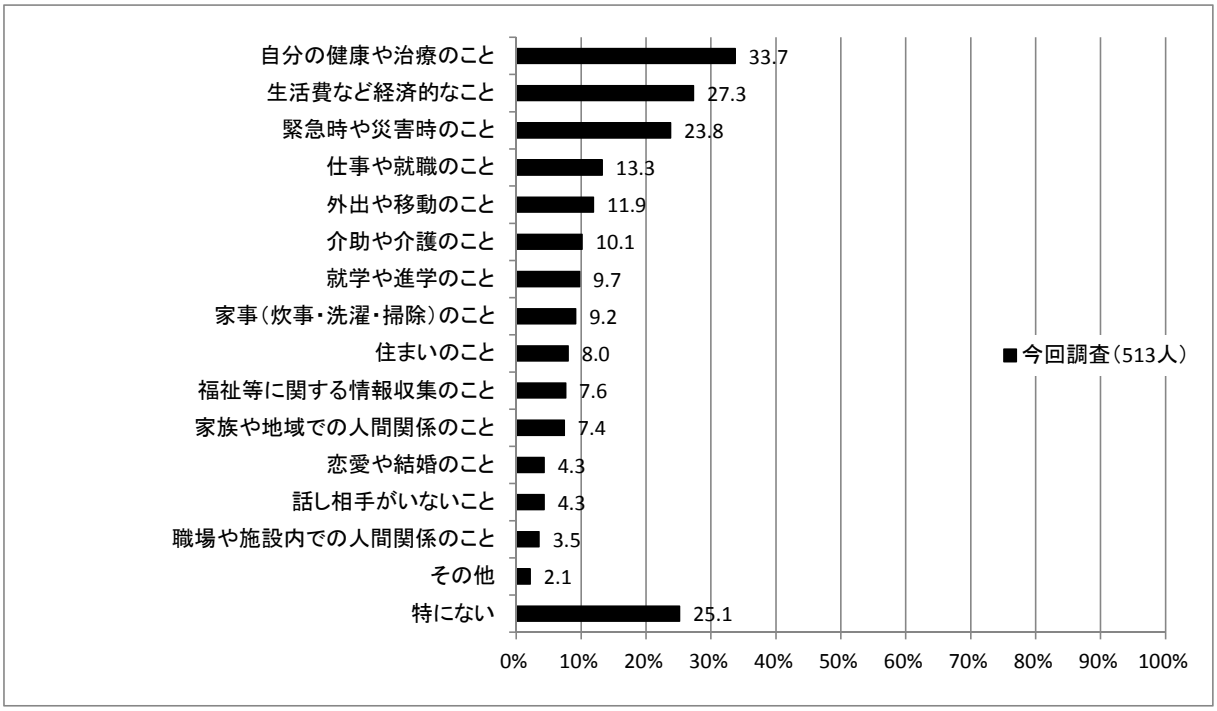

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

◆ 障害者自立支援法のサービス利用手続きは、「音声機能・言語機能・そしゃく機能障害」では「知らない」との回答は50.0％と最も高く、次いで「内部障害」が46.1％、「発達障害」が45.8％などとなっています。

図表 18　障害者自立支援法のサービス利用手続きの認識状況

【障害種類別】

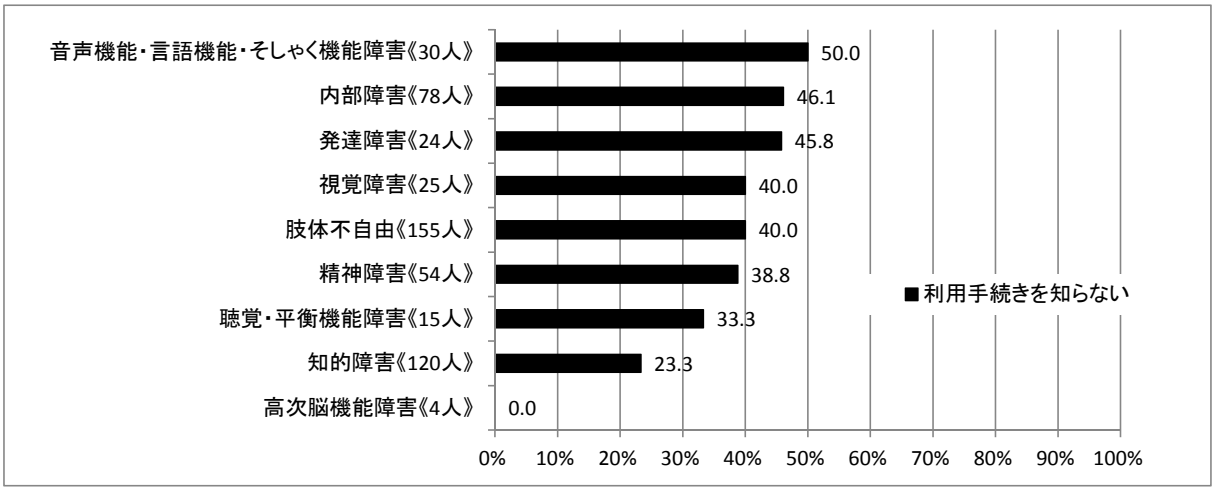

◆ 福祉サービスについて相談しやすい体制を作るために必要なことは、「1か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」が46.8％と最も高くなっており、「聴覚・平衡機能障害」では「電話、ＦＡＸ、メール（E-mail）*等を使って相談できること」が最上位にあがっています。

図表 19　福祉サービスについて相談しやすい体制をつくるために必要なこと

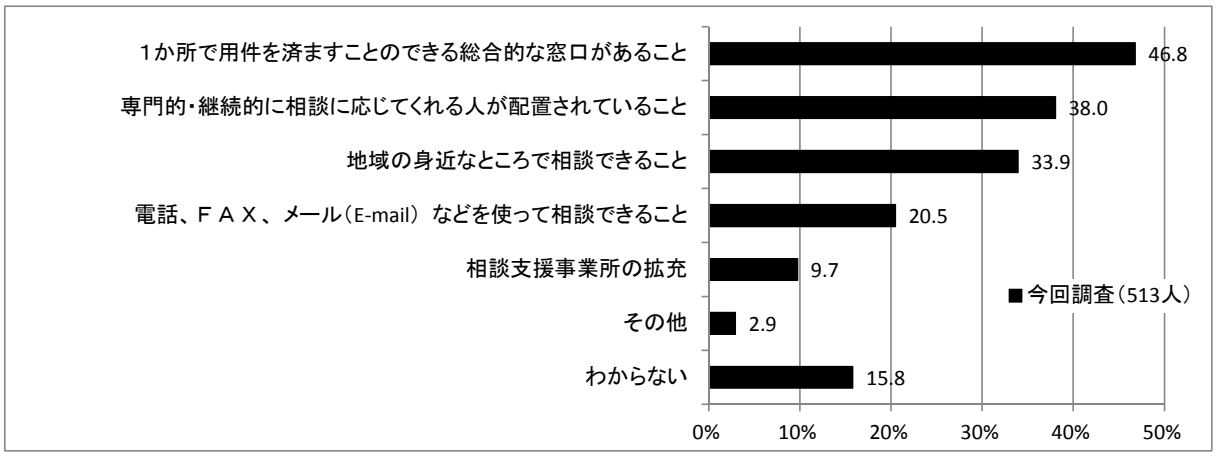

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

障害の種類	第１位	第２位	第３位
視覚障害	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	地域の身近なところで相談できること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること
	44.0%	40.0%	24.0%
聴覚･平衡機能障害	電話、ＦＡＸ、メール（E-mail）などを使って相談できること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること
	53.3%	53.3%	46.7%
音声機能･言語機能・そしゃく機能障害	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	地域の身近なところで相談できること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること
	50.0%	26.7%	13.3%
肢体不自由	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	地域の身近なところで相談できること
	51.6%	35.5%	32.3%
内部障害	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	地域の身近なところで相談できること
	48.7%	29.5%	24.4%
知的障害	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	地域の身近なところで相談できること
	47.5%	47.5%	41.7%
精神障害	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	地域の身近なところで相談できること
	46.3%	37.0%	35.2%
発達障害	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	地域の身近なところで相談できること	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること
	83.3%	58.3%	54.2%
高次脳機能障害	地域の身近なところで相談できること	1 か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること
	25.0%	25.0%	25.0%

◆ 福祉サービスに関する情報の入手方法は、「市の広報・ホームページ*」が38.8%と最も高くなっています。

図表 20　福祉サービスに関する情報の入手方法

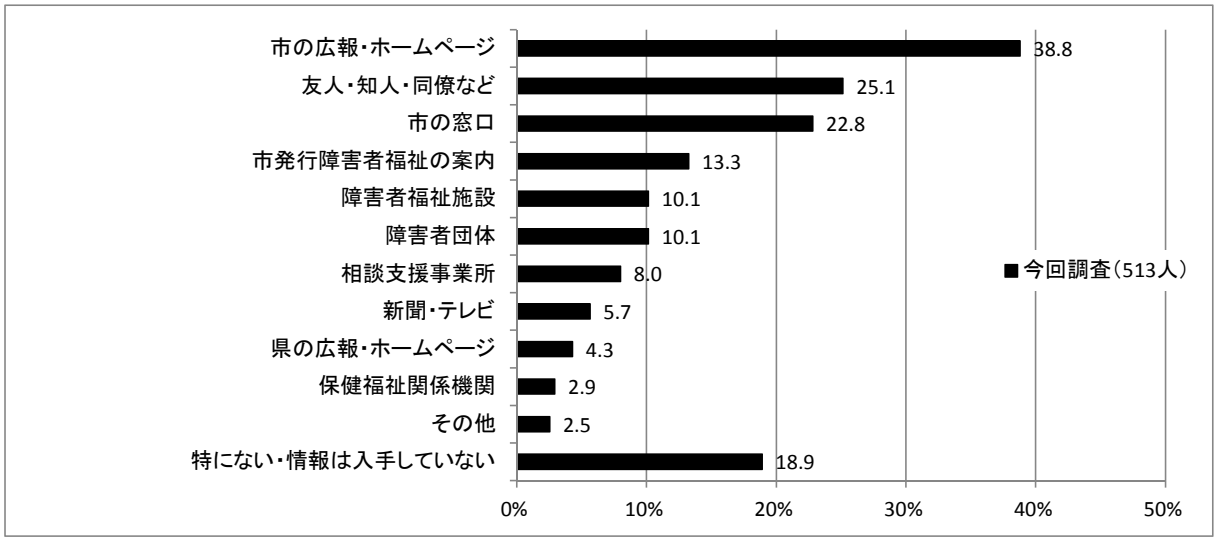

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

◆ 障害を有する方が地域で自立して生活を送るために重要と思う取組は、「相談窓口や情報提供の充実」が46.6%と最も高くなっています。

図表 21　障害を有する方が地域で自立して生活を送るために重要と思う取組

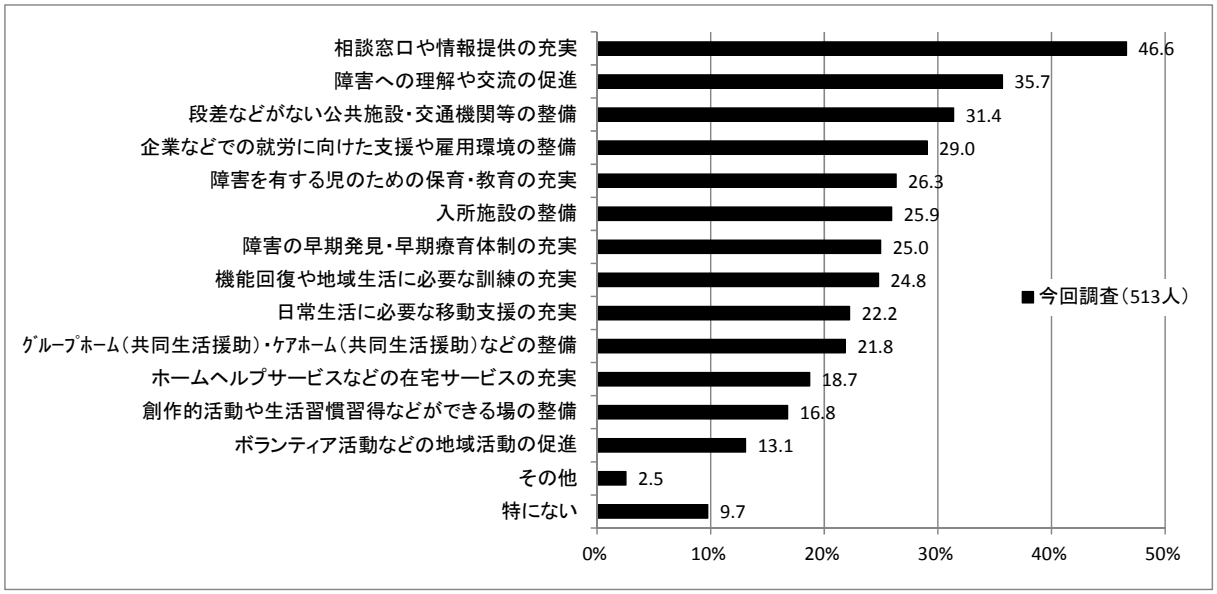

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

③介護者について

◆ 主な介護者の年齢は、「60歳代」が39.9%と最も高くなっています。

図表 22　主な介護者の年齢

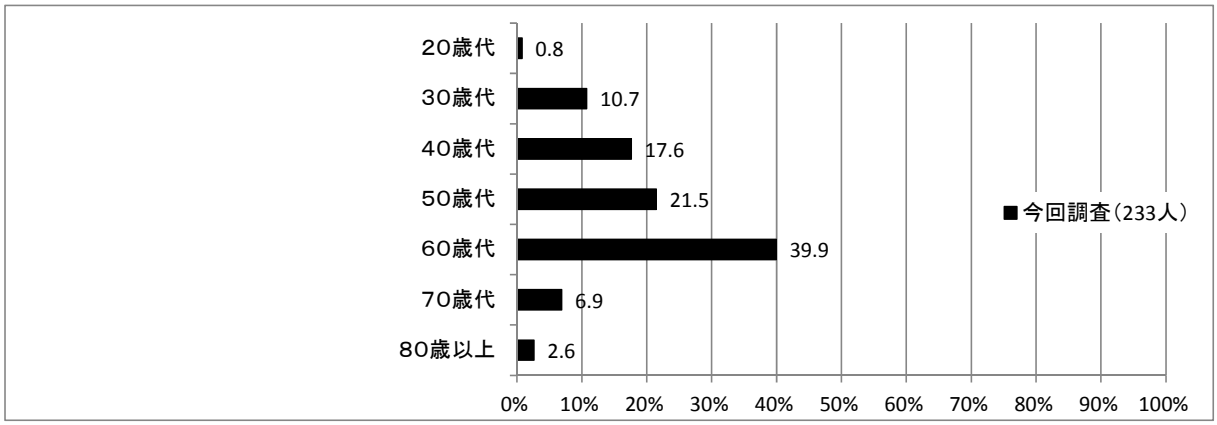

◆ 主な介護者の就労状況は、「仕事はしていない」が50.9%と最も高く、次いで「非常勤・パート」が23.9%などとなっています。

図表 23　主な介護者の就労状況

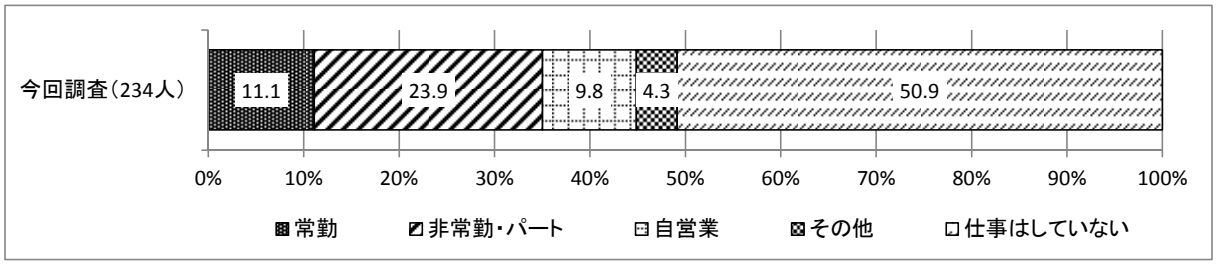

◆ 介護を行う上で困っていることは、「精神的負担」が42.7%と最も高く、次いで「肉体的負担」が34.6%などとなっています。

図表 24　介護を行う上で困っていること

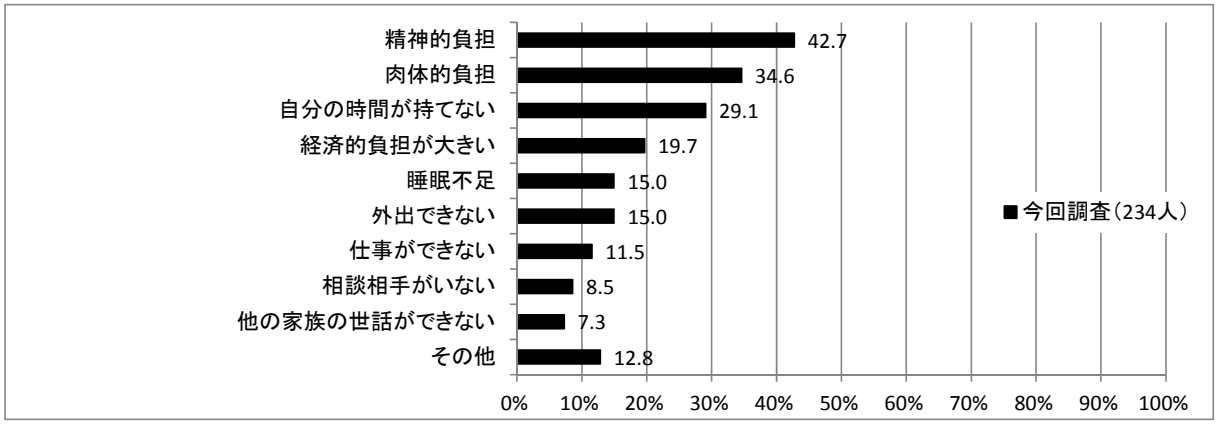

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

◆ 介護を行う上で困っていることなどの相談先は、「家族・親族」が62.8%と最も高く、次いで「友人・知人」が31.2%、「相談支援事業所・ケアマネジャー」が24.4%などとなっています。

図表 25　介護を行う上で困っていることなどの相談先

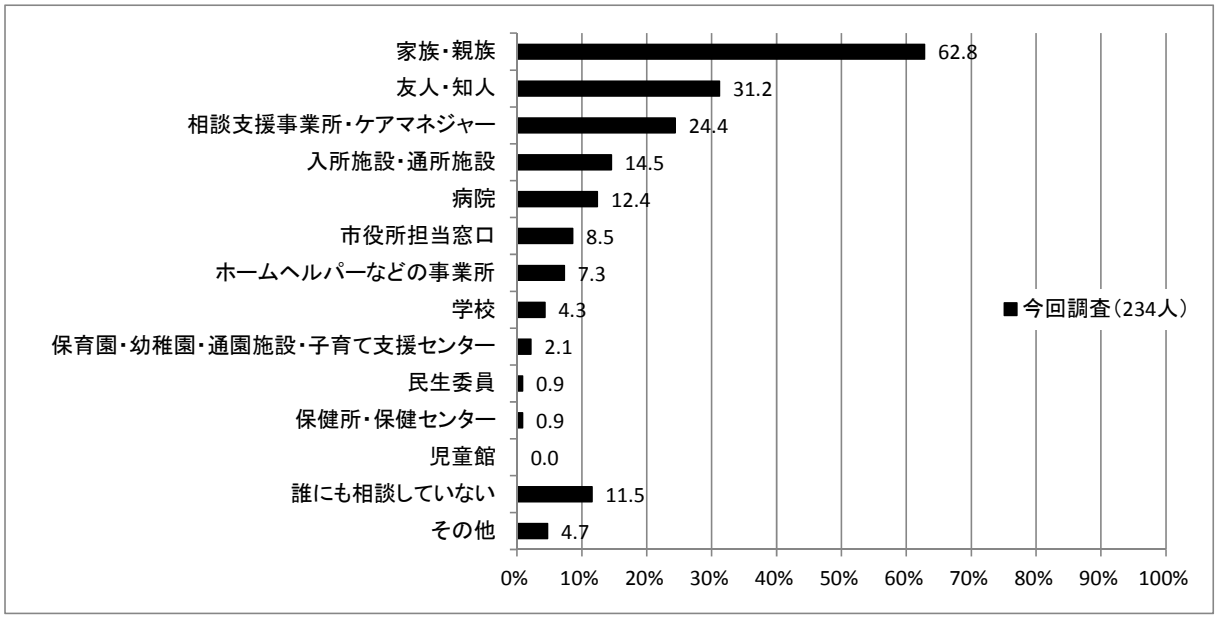

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

④暮らし方とサービスの利用について

◆ 将来の暮らし方の希望は、全体では「自宅で暮らしたい」が60.0%と最も高く、いずれの障害の種類も「自宅で暮らしたい」との希望が最上位となっています。

◆ 「知的障害」では、次いで「グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）などで暮らしたい」が28.3%、「精神障害」では「アパートやマンションを借りて暮らしたい」が13.0%などとなっています。

図表 26　将来の暮らし方の希望

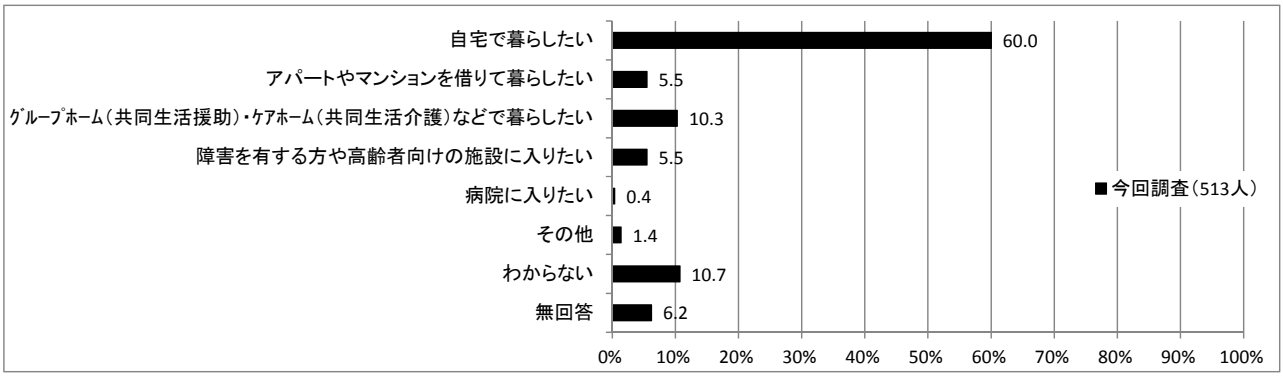

障害の種類	第１位	第２位	第３位
視覚障害	自宅で暮らしたい	わからない	障害を有する方や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい）
	72.0%	8.0%	4.0%
聴覚・平衡機能障害	自宅で暮らしたい	アパートやマンションを借りて暮らしたい	わからない
	59.9%	20.0%	6.7%
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	自宅で暮らしたい	わからない	障害を有する方や高齢者向けの施設に入りたい（入所を続けたい）
	59.9%	16.7%	6.7%
肢体不自由	自宅で暮らしたい	グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）などで暮らしたい	わからない
	66.5%	7.7%	5.8%
内部障害	自宅で暮らしたい	わからない	グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）などで暮らしたい
	73.2%	9.0%	5.1%
知的障害	自宅で暮らしたい	グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）などで暮らしたい	わからない
	42.5%	28.3%	12.5%
精神障害	自宅で暮らしたい	わからない	アパートやマンションを借りて暮らしたい
	57.2%	14.8%	13.0%
発達障害	自宅で暮らしたい	わからない	アパートやマンションを借りて暮らしたい
	66.7%	20.8%	4.2%
高次脳機能障害	自宅で暮らしたい		
	75.0%		

◆ 平日の日中を過ごしている場は、就学前では「幼稚園・保育園」が50.1%、「療育の場」が26.6%、小学生では「小学校」が68.5%、中学生では「特別支援学校*」が54.6%、15歳～17歳では「特別支援学校」が72.7%、18歳・19歳では「一般就労」が42.9%などとなっています。

◆ 成人では、20歳代では「福祉的就労・就労訓練の場」の割合が45.4%と最も高く、30歳代では「一般就労」の割合が増加しています。

図表 27　平日の日中を過ごしている場

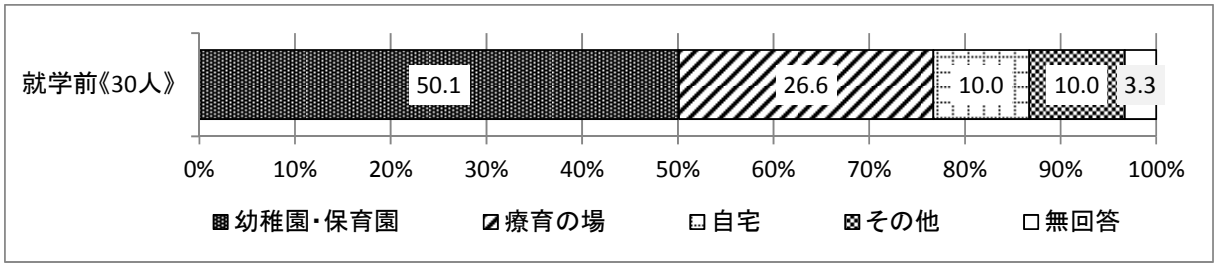

※　療育の場とは、「身体機能維持・回復訓練や生活訓練が中心の施設に通っている」、「生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設に通っている」、「その他の福祉施設の通所施設に通っている」のいずれか

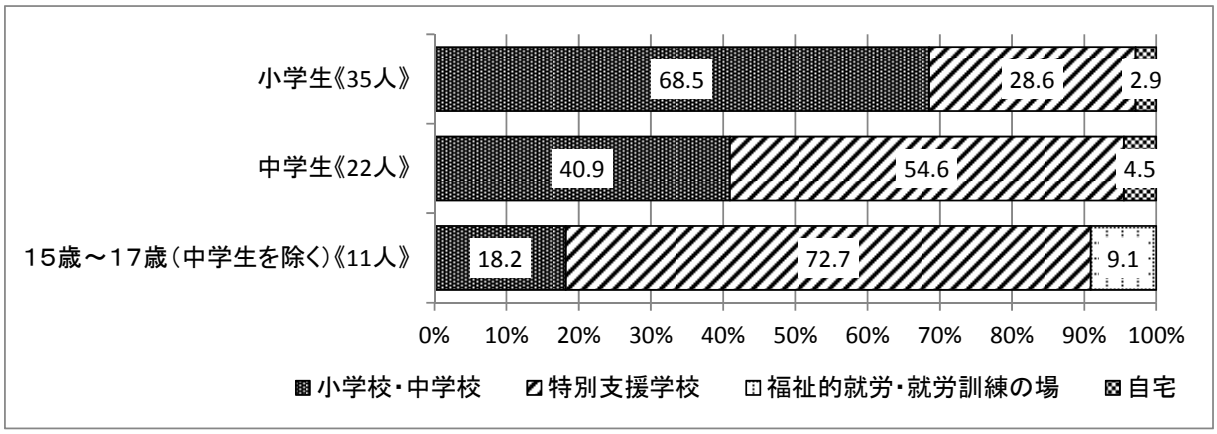

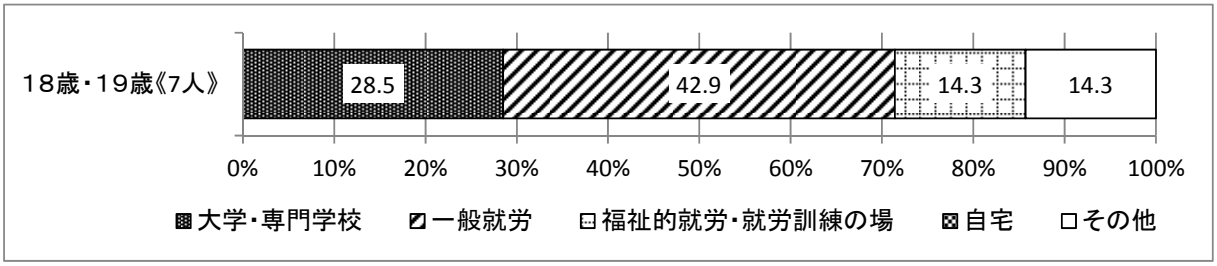

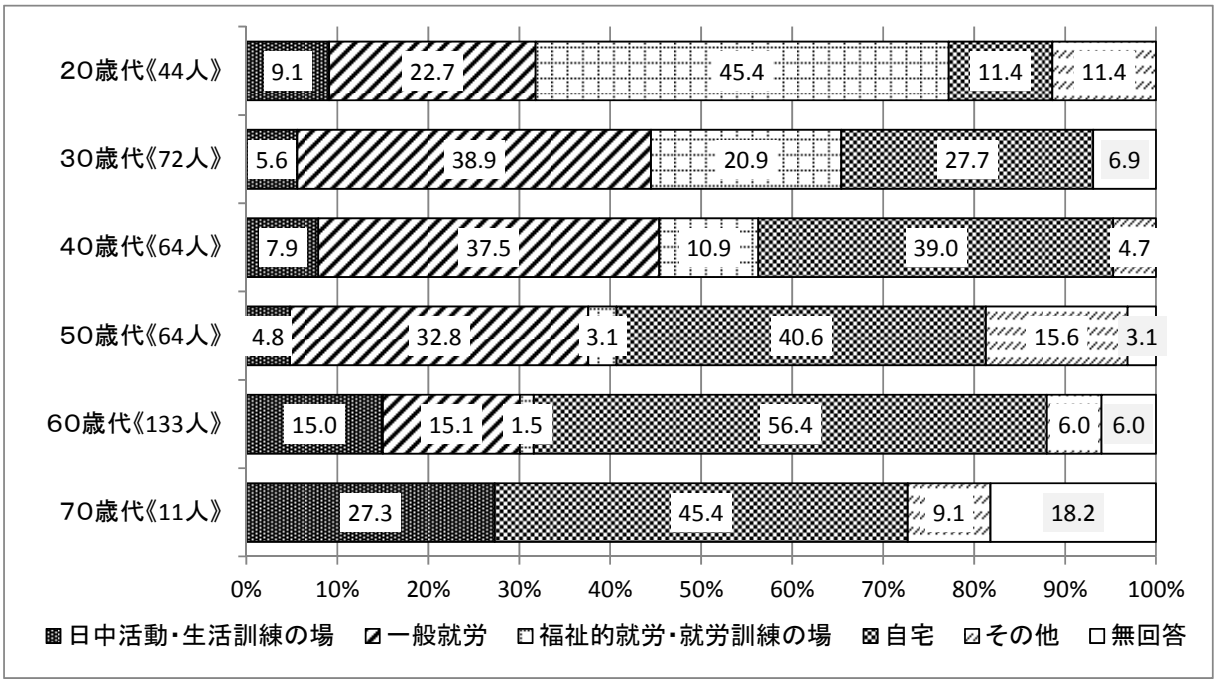

※　日中活動・生活訓練の場とは、「身体機能維持・回復訓練や生活訓練が中心の施設に通っている」、「生活リズム・生活習慣の維持が中心の施設に通っている」、「その他の福祉施設の通所施設に通っている」のいずれか。一般就労とは、「常勤で働いている」、「アルバイト・パート・非常勤・契約社員などで働いている」のいずれか。福祉的就労・就労訓練の場とは、「作業が中心の施設（授産施設や作業所）に通っている」、「就労が中心の施設（就労移行支援や就労継続支援）に通っている」のいずれか

◆ この1年程度のサービスや事業の利用状況は、「生活介護」、「移動支援」、「短期入所」の利用率が比較的高い状況です。

◆ 今後3年以内の利用意向は、「短期入所」の利用希望が42.8％と最も高く、次いで「移動支援」が42.2％などとなっており、特に市内に2か所整備されている「ケアホーム（共同生活介護）」は、現在の利用状況（4.2％）と今後の利用意向（27.7％）に差が見られます。

図表 28　サービスや事業の利用状況、利用意向

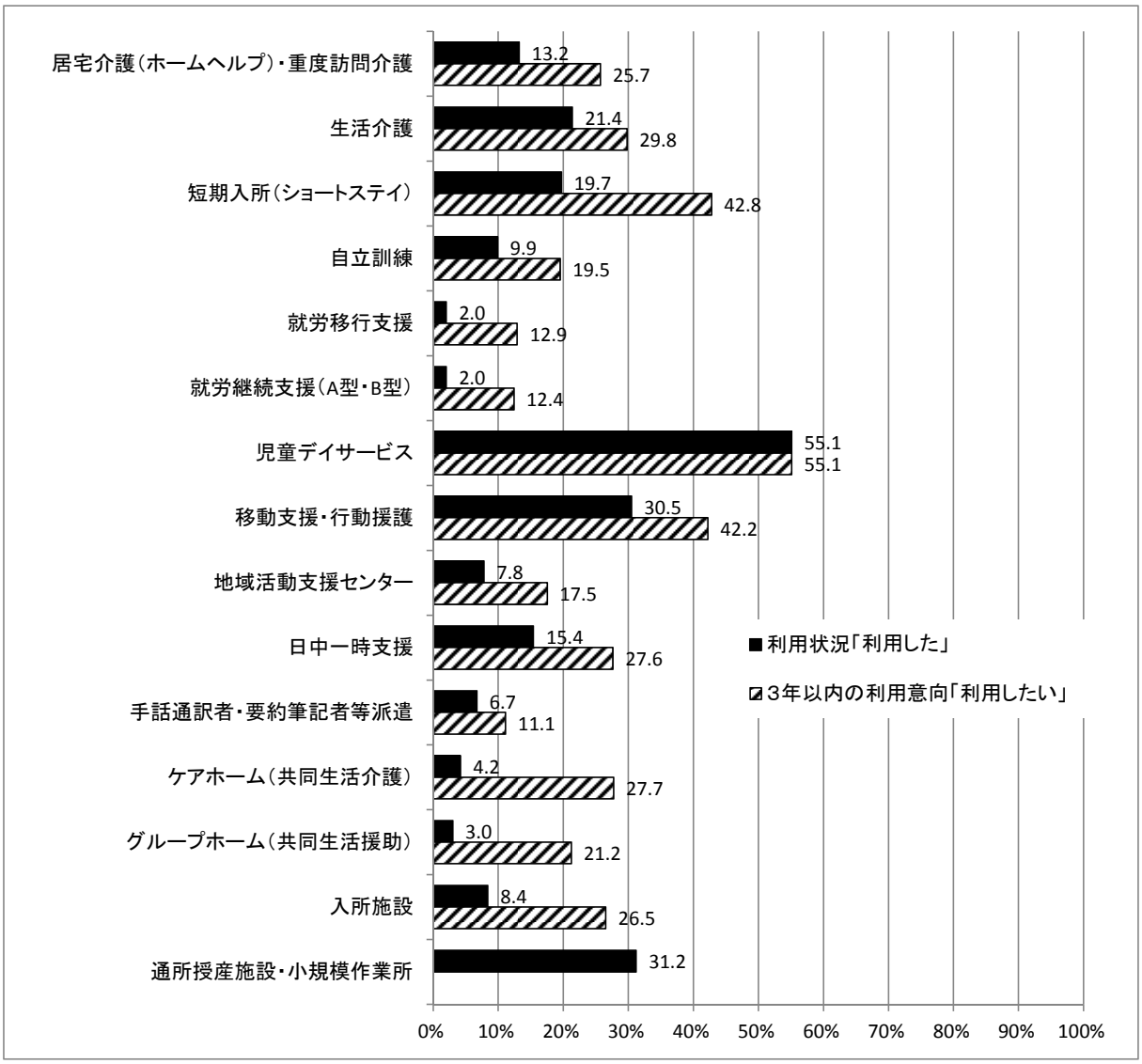

《参考　各サービスの集計対象者（母数）》

サービス種別	集計対象者（サービスの利用条件）	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	障害程度区分 1 以上 65 歳未満	152
生活介護	障害程度区分 2 以上 15 歳以上 65 歳未満	84
短期入所（ショートステイ）	障害程度区分 1 以上 65 歳未満	152
自立訓練	15 歳以上 65 歳未満	395
就労移行支援	15 歳以上 65 歳未満	395
就労継続支援	15 歳以上 65 歳未満	395
児童デイサービス	18 歳未満	98
移動支援	障害程度区分 2 以上 65 歳未満	128
地域活動支援センター	15 歳以上 65 歳未満	395
日中一時支援	65 歳未満	482
手話通訳者・要約筆記者等派遣	聴覚・音声機能・言語機能の障害	45
ケアホーム（共同生活介護）	障害程度区分 2 以上 15 歳以上 65 歳未満	119
グループホーム（共同生活援助）	障害程度区分 1 以下 15 歳以上 65 歳未満	33
入所施設	障害程度区分 3 以上 15 歳以上	83
通所授産施設・小規模作業所	知的障害・精神障害 15 歳以上	125

◆ 福祉サービスなどを利用する上で困っていることは、全体では「特に困っていない」が40.7%と最も高くなっています。

◆ 「聴覚・平衡機能障害」、「精神障害」、「発達障害」では「サービス提供や内容に関する情報が少ない」との回答が最上位となっています。

図表 29　福祉サービスなどを利用する上で困っていること

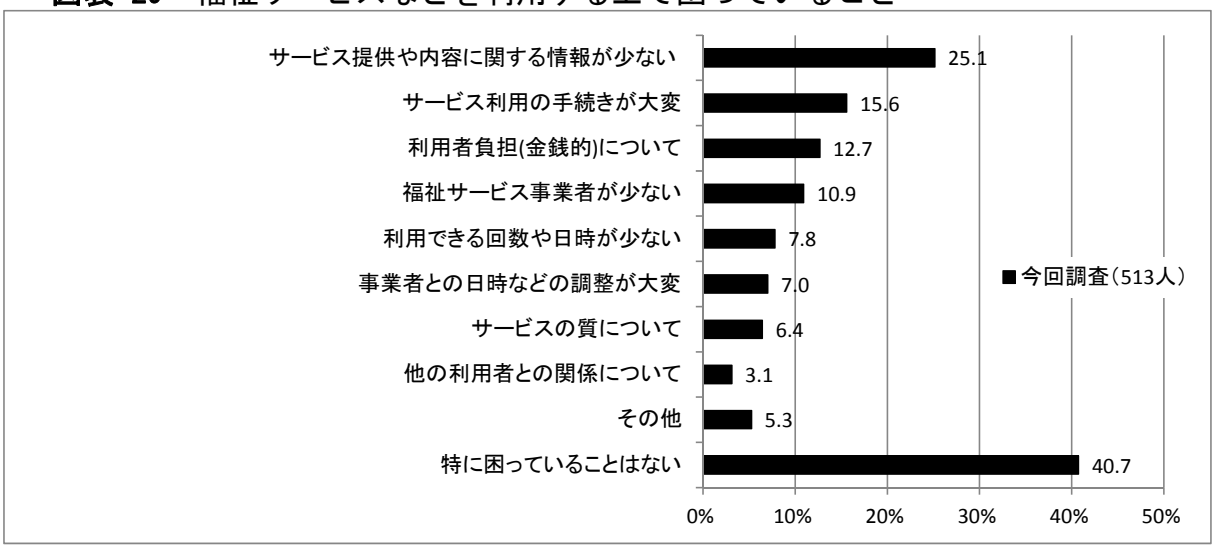

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

障害の種類	第 1 位	第 2 位	第 3 位
視覚障害	特に困っていることはない	サービス提供や内容に関する情報が少ない	利用者負担(金銭的)について
	56.0%	16.0%	8.0%
聴覚・平衡機能障害	サービス提供や内容に関する情報が少ない	サービス利用の手続きが大変	他の利用者との関係について
	33.3%	20.0%	13.3%
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	特に困っていることはない	サービス提供や内容に関する情報が少ない	サービス利用の手続きが大変
	43.3%	20.0%	16.7%
肢体不自由	特に困っていることはない	サービス提供や内容に関する情報が少ない	利用者負担(金銭的)について
	41.3%	27.7%	14.8%
内部障害	特に困っていることはない	サービス提供や内容に関する情報が少ない	サービス利用の手続きが大変
	57.7%	20.5%	11.5%
知的障害	特に困っていることはない	サービス利用の手続きが大変	サービス提供や内容に関する情報が少ない
	32.5%	25.0%	21.7%
精神障害	サービス提供や内容に関する情報が少ない	特に困っていることはない	利用者負担(金銭的)について
	40.7%	29.6%	16.7%
発達障害	サービス提供や内容に関する情報が少ない	特に困っていることはない	利用できる回数や日時が少ない
	37.5%	37.5%	25.0%
高次脳機能障害	サービス利用の手続きが大変	他の利用者との関係について	特に困っていることはない
	50.0%	25.0%	25.0%

◆ 外出時に困ることは、「介護者がいないと外出できない」が32.4%、「ひとりでお金が使えない」が18.5%などとなっています。

図表 30　外出時に困ること

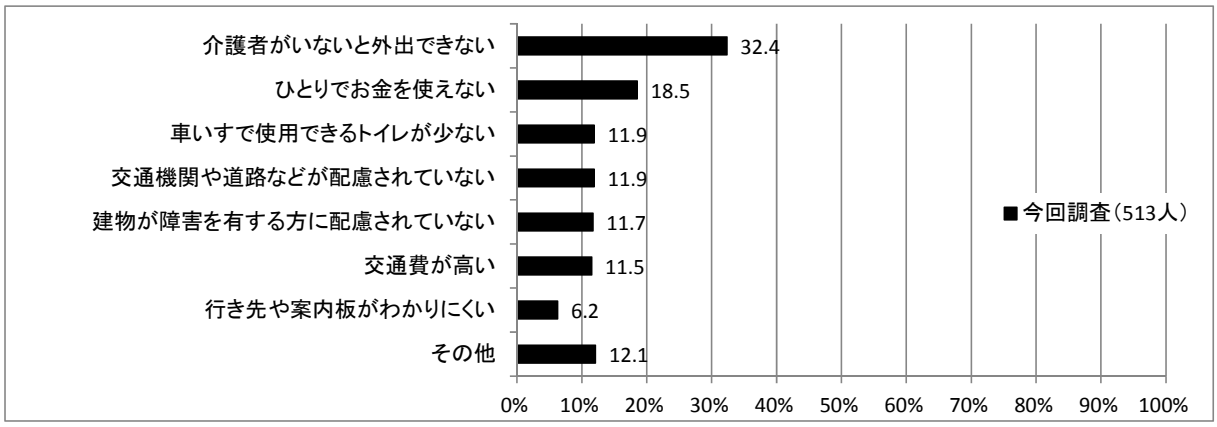

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

⑤災害時の避難等について

◆ 地震や風水害など災害が起きた場合の避難の予定は、「介助してもらえる人がおらず、避難できない」が1.8%となっており、聴覚・平衡機能障害では「介助してもらえる人がおらず、避難できない」が13.3%となっています。

図表 31　地震や風水害など災害が起きた場合の避難の予定

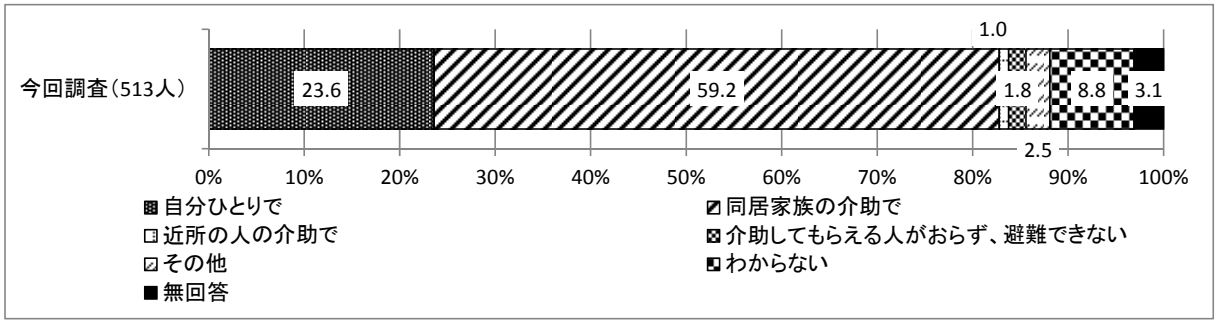

障害の種類	第１位	第２位	第３位
視覚障害	同居家族の介助で	自分ひとりで	近所の人の介助で
	80.0%	8.0%	4.0%
聴覚・平衡機能障害	自分ひとりで	同居家族の介助で	介助してもらえる人がおらず、避難できない
	33.3%	33.3%	13.3%
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	同居家族の介助で	自分ひとりで	わからない
	76.8%	13.3%	3.3%
肢体不自由	同居家族の介助で	自分ひとりで	わからない
	61.3%	18.7%	7.1%
内部障害	自分ひとりで	同居家族の介助で	わからない
	51.2%	34.6%	6.4%
知的障害	同居家族の介助で	自分ひとりで	わからない
	77.5%	10.8%	9.2%
精神障害	同居家族の介助で	自分ひとりで	わからない
	35.2%	33.3%	24.1%
発達障害	同居家族の介助で	わからない	自分ひとりで
	87.5%	8.3%	4.2%
高次脳機能障害	同居家族の介助で	自分ひとりで	その他
	50.0%	25.0%	25.0%

◆ 災害時に備えた組織や活動、制度の中で知っているものは「避難場所」が66.3%となっており、そのほかの組織等はいずれも20%に満たない認知度となっています。

図表 32　災害時に備えた組織や活動、制度の中で知っているもの

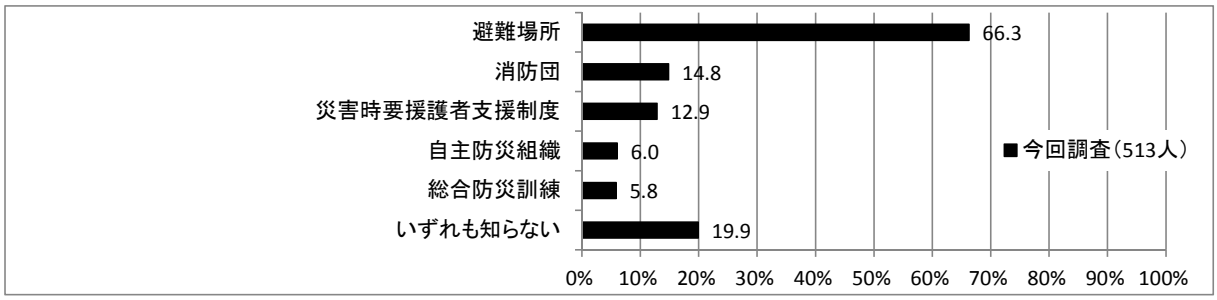

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

◆ 災害が起きた場合に、隣近所の人に協力してほしいことは、「安否確認・声かけ」、「家族への連絡」、「安全な場所への避難誘導」が上位3つとなっています。

図表 33　災害が起きた場合に、隣近所の人に協力してほしいこと

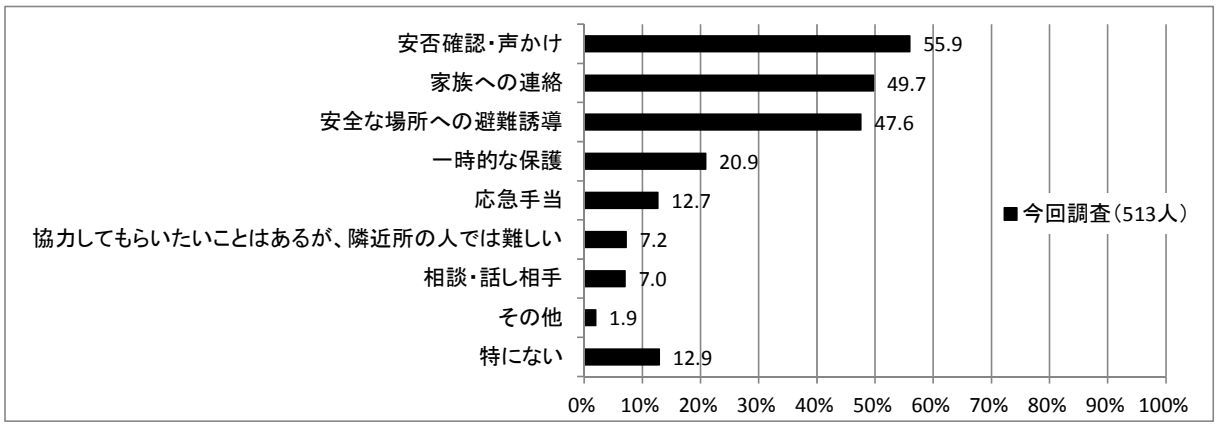

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

◆ 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは、「トイレ」が62.0%と最も多く、次いで「薬や医療」が52.6%、「プライバシー保護」が42.5%などとなっています。

図表 34　災害時に、避難所などで具体的に困ると思われること

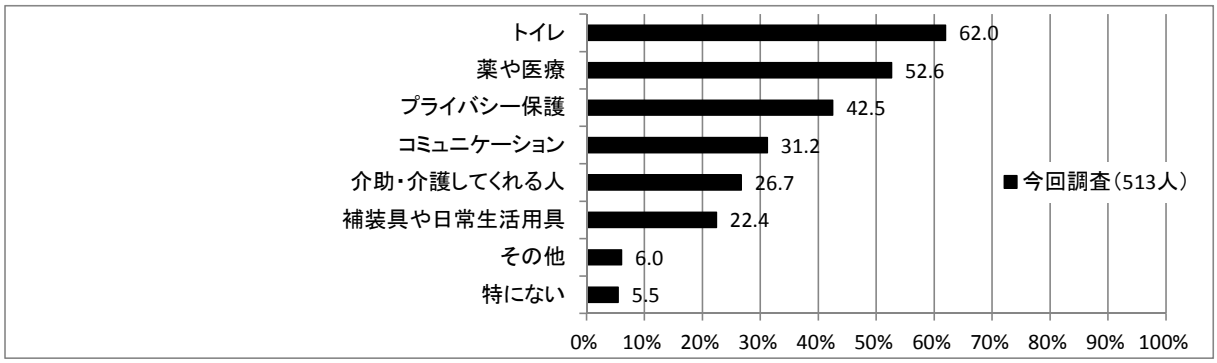

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

⑥暮らしへの希望や要望の総括

◆ 暮らしやすくなるために、特にしてほしいことは、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が42.3%と最も多く、次いで「障害を有する方に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が36.5%、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」が32.2%などとなっています。

図表 35　暮らしやすくなるために、特にしてほしいこと

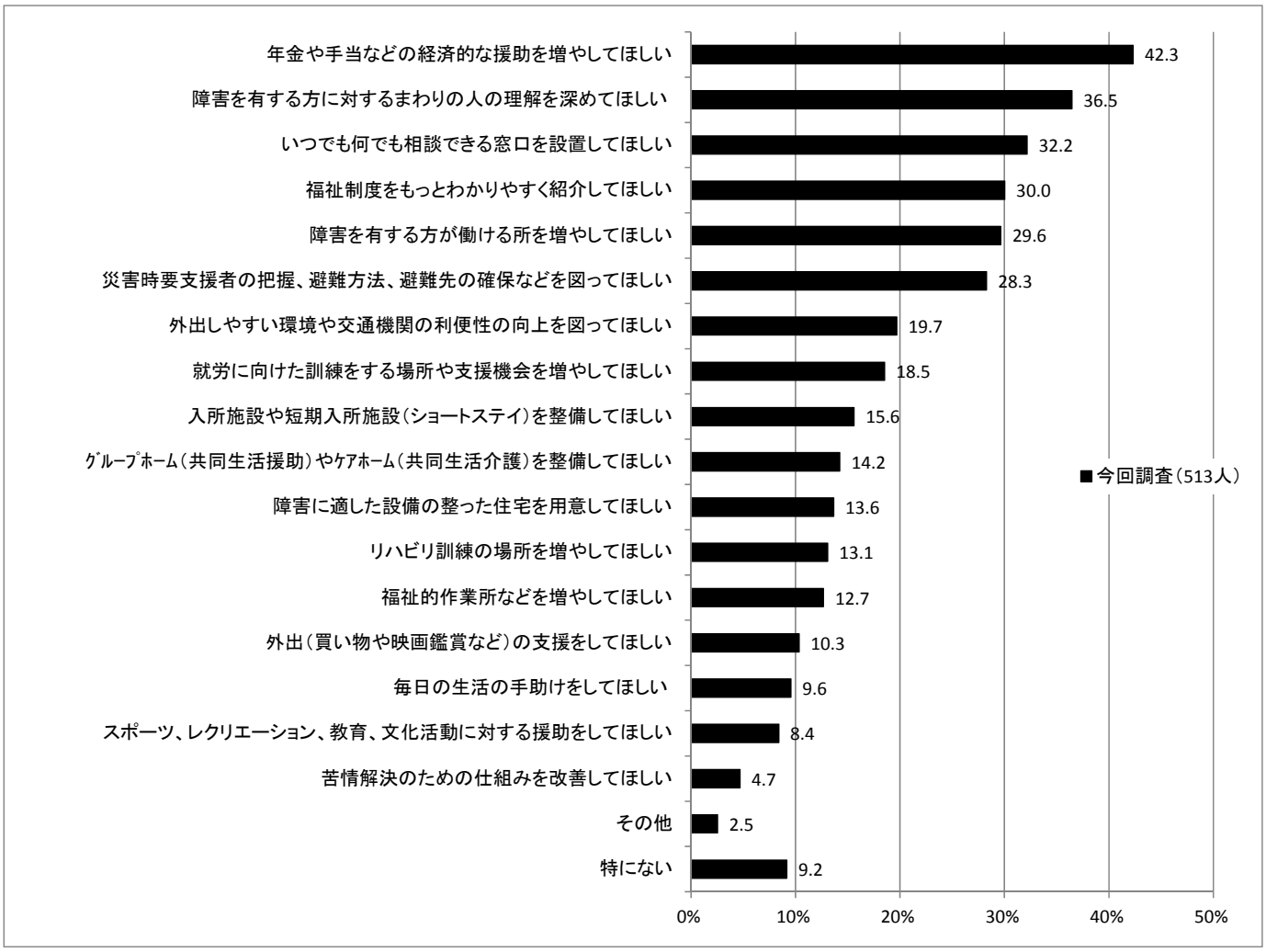

※　この設問は複数回答のため、各回答の比率の合計は100%を超える場合がある

（2）障害者団体や事業者などを対象とするインタビュー調査結果の要旨

インタビュー調査は、次の計画の主な視点について、関係者の意見を集約しました。

計画の主な視点

1　「発達障害」や「高次脳機能障害」、「難病」の方への支援の充実（生活全般にわたる支援）
2　相談支援の充実（基幹相談支援センターの設置検討、福祉施設から地域への移行支援・定着支援の充実、虐待防止の取り組みの充実、権利擁護事業の活用促進など）
3　障害を有する児童への支援の強化（小学生以上の児童生徒の預かり・居場所の充実、市による障害児相談支援事業者の指定など）
4　地域での自立生活支援の充実（グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）利用の際の助成創設、重度の視覚障害を有する方の移動支援サービスの創設など）
5　医療的ケアを必要とする方への支援の充実（重度の身体障害を有する方などの医療的ケアを行う事業の実施など）
6　雇用・就労の促進（福祉施設から一般就労への移行促進、福祉的就労の場の確保など）
7　教育・療育の充実（インクルーシブ教育の実施に向けた取組など）
8　災害時要援護者支援の推進（災害・緊急時に避難支援が必要な方の情報の把握と支援のネットワークづくりなど）

結果の要旨は、次のとおりです。

①次期計画で特に重点的に取り組んでほしい項目

◆　「地域での自立生活支援の充実」に対する意見が最も多く、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の整備や生活支援サービスに対する関心とともに、最近の市内での取組や東日本大震災を受けて「災害時要援護者*支援の推進」に対する関心が比較的高い結果となっています。

図表 36　暮らしやすくなるために、特にしてほしいこと

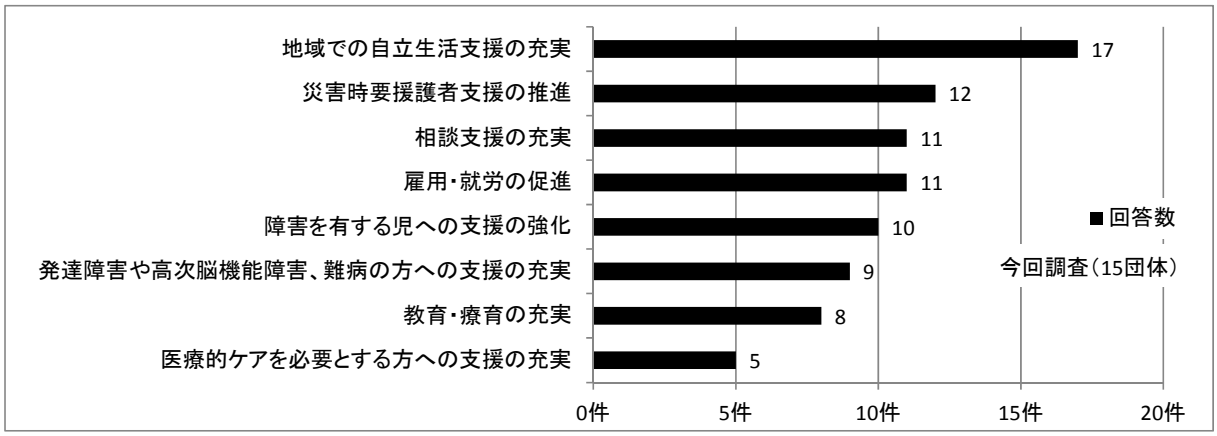

②各項目の主なご意見・提案・要望

1　「発達障害」や「高次脳機能障害」、「難病」の方への支援の充実

◆ 対象者の把握とともに、その対応のための人材確保や一般市民等への理解を深める取組などが求められています。

《主な意見》

◎ 対象者を把握してほしい。(2 件)

◎ 対応できる相談支援専門員の数が不足している。数を増やして公的機関での対応の充実を望む。(2 件)

◎ 「ライフステージサポートブック*」の書き方が分からない。書き方の講習を行ってほしい。(2 件)

◎ 一般市民・地域住民に「発達障害」・「高次脳機能障害」・「難病」についての理解を促進する取組として、そうした方々の実態を啓発する取組が必要。まず「知ること」が「理解してもらう」ことになる。次に「支援を」という段階に進むのが一般的な流れと思われる。

◎ 個々に合った支援の充実を。

◎ 利用できるサービスをこまめに教えてほしい。

◎ 発達障害を有する方へ訓練を充実させてほしい。

◎ 「発達障害」などへの対応について、施設職員の支援の技能を上げていく必要がある。

◎ 母親への支援を充実させてほしい。(具体的には近くに支援してもらえる親兄弟の有無を確認するべき。特に支援が必要な母親を知るため)

2　相談支援の充実

◆ 気軽に相談できる体制や相談に対応する人材の増員を求める声が聞かれます。

《主な意見》

◎ 気軽に相談できるような相談支援を。(4 件)

◎ 相談員・支援員の数を増やしてほしい。(3 件)

◎ 相談支援事業者の圏域内での役割分担と連携、成年後見制度の充実と利用拡大(2 件)

◎ 父子家庭・母子家庭になったときの支援の充実(仕事を続けながらどういう支援が受けられるのか心配)

◎ 継続的に相談支援をしてほしい。(幼少期→青年期→親亡き後)

◎ 相談支援制度があることさえ知らない障害を有する方が多いと思われる。ただ漠然と紹介するだけではなく、「こんな事例でお困りの方は相談支援をご利用下さい」というような具体的な啓発を。

◎ 虐待になる前に危険を察知し、対応してほしい。

◎ 子育て支援センター、児童館*、保育園などが今までやってきた支援の強化を。

◎ 他の親と交流する場が欲しい。他の方々のお話を聞けると、子どもの日々の生活にとってプラスになり、ありがたい。作業所などに行けず、卒業後もデイサービスなどの利用で生活していく子は将来について大まかにどうなっていくのか、そこへ行ってどう過ごすのか、そのときに決めるのではなく、こういう生活をしている障害の人もいますと参考になるような話しの場があると、子の日々の生活にプラスになってありがたい。

3　障害を有する児童への支援の強化

◆ 中学生以上の児童デイサービスの充実や長期休暇中の日中一時支援利用日数の拡大等、日中や長期休暇中の居場所づくりに関する意見が比較的多く寄せられています。

《主な意見》

◎ 日中や長期休暇中の預かりの充実（中学生以上の児童デイサービスを市内で確保、長期休暇中の日中一時支援利用日数の拡大等）（8 件）

◎ 特別支援学級*の支援員の拡充

◎ 聴覚障害を有する児童を持つ保護者への周知（支援の内容）が必要では。

◎ 支援者の技能向上を図ってほしい。

◎ 受診先の施設の充実や訓練内容の充実

◎ 障害が重くて保育園などに入園できない子どもの単独療育*の充実や分離できる施設の充実

◎ 小学校・中学校と障害者施設との定期的懇談を希望（各年代・生活環境に沿った支援に向けて）

◎ 「発達障害」については、小学校や中学校、高校などで必要な療育支援を受けないまま、就職後、問題が生じる事例もある。

◎ 出生後、医療を中心に受けてきた子どもについては、健診などで市の保健師*は情報把握を行っているが、療育施設との接点は薄く、支援の在り方に戸惑う事例がある。

4　地域での自立生活支援の充実

◆ グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の新規整備と利用の際の助成の充実を求める意見が比較的多く寄せられています。

◆ また、自立生活に向けて支援する場や本人及び保護者への講座、教室の開催などを希望する声があります。

《主な意見》

◎ グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の新規整備と利用の際の助成（利用者への助成強化、運営費の補助拡大、宅配弁当の補助、制度利用の負担額の軽減等）を充実させてほしい。（11 件）

◎ 自立生活に向けて支援する場所が欲しい。支援する施設を充実させてほしい。（5 件）

◎ 生活力向上に向けての支援や講座・教室の開催（本人及び保護者に対して）（4件）

◎ 地域で暮らすため、どんなケースの暮らしに対しても助成できるよう、（ひとり暮らし、共同生活）市で家賃助成事業をしてほしい。居住支援を。（3件）

◎ 情報の周知（2件）

◎ 何があるのか全然知らない。もっと情報を提供してほしい。見学に行きたい。

◎ グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の活用がなかなか進まないので、情報取得支援の拡充を。

◎ 親亡き後の住まいがどうなるのかという大きな不安はあるが、具体的に相談する場所も機会もないのが現状

◎ ひとり暮らしの方への支援拡大を。

◎ 本人への支援も大切だが、地域で生活していくためにはまわりの方々の理解が重要。地域社会全体への理解を求める啓発の取組をもっと広げてほしい。

◎ パーソナルアシスタンス*（自治体が介助に要する費用について障害を有する方に直接支給し、介助を利用される方がその支給範囲内で、介助者と直接契約を結び、マネジメントしていく制度）の考え方を導入し、制度の見直しを。

◎ 補聴援助システムとしての磁気誘導ループ*の周知と活用を。（老人会、敬老会などでも補聴器装用者に役立つ。使い方の指導と効能の周知を）

◎ 応援体制の確立強化

◎ 地域で暮らすための基盤整備の推進を。

5　医療的ケアを必要とする方への支援の充実

◆ 医療機関の充実とともに、在宅医療サービスの充実、医療的ケアに関する事業の拡充を求める意見があがっています。

《主な意見》

◎ 医療機関の数を増やしてほしい。（2件）

◎ 在宅の重度障害を有する方の訪問看護の時間や回数をもっと増やして、介護者のレスパイトケア*になるようにしてほしい。

◎ 入所施設などで生活する障害を有する方で医療的ケアを必要とする場合、事業内容の対象になるようにしてほしい。

◎ 重度重複障害を有する方の実態調査をしてほしい。

◎ 現在のひまわり園に、重症の子どもを受け入れるには施設の充実や専門家の雇用が必要

◎ 医療的ケアを必要とされる当事者の声を反映させてほしい。

◎ 医療関係者と障害を有する方、事業者側との定期交流勉強会の開催が必要ではないか。

6　雇用・就労の促進

◆ 企業と働く障害を有する方双方への支援の継続によって、長期間続けて働くことができるような応援体制の強化とともに、障害種別に配慮した対応を求める声などが比較的多く寄せられています。

《主な意見》

◎ 定着のためのジョブコーチ*、就業支援ワーカー*の配置等による応援体制の強化（6 件）

◎ 障害種別の細やかな対応を望む。（4 件）

◎ 働きやすい環境の整備、企業への理解を促進。企業側に向けて障害を有する方への理解を深める。（2 件）

◎ 就労継続支援施設の誘致に向けて、法人や企業との調整を進めてほしい。

◎ 障害を有する方の求職と企業の求人を結びつける調整をしてほしい。

◎ 雇用・就労の求人情報や就労状況の把握と情報の公開

◎ 重度の障害を有する方でも企業の送迎で働いているケースが清須市にある。北名古屋市でも企業に雇用の促進を働きかけてほしい。

◎ 作業所からの脱却に移行し、社会的事業所がある市にしていただきたい。

◎ 企業に頼るばかりではなく、独自に障害を有する方が働ける場所の構築を目指す施策の拡大

◎ 福祉的就労の拡充、一般企業における短時間就労についての理解を求める取組を。

◎ 市内に就労継続支援Ａ型事業所*の開設を。

◎ 一般就労のみが是とする風潮を撤回し、福祉的就労の拡大と、それぞれを認めた生き方を。

7　教育・療育の充実

◆ 教育や療育の場における指導・訓練内容の充実とともに、特別支援学校と小中学校の交流促進を希望する意見があがっています。

《主な意見》

◎ ひまわり園や特別支援学校・学級における指導・訓練等（苦手な教科の学習指導、マカトン・サイン*の導入等）の充実（3 件）

◎ 特別支援学校と小中学校の交流を促進してほしい。（2 件）

◎ 学校間で格差がないようにしてほしい。（特別支援学級での指導内容や担任不在時の教員の配置、親の関わり方など）

◎ 障害を有する児童にはインクルーシブ教育についての知識や判断力が乏しいと思われるので、保護者、家族、教育関係者、行政職員の意識向上や学習が不可欠

◎ 障害を有する児童の施設、ヘルパーステーション*、児童館など福祉分野と特別支援学級、通常学級の実務担当者とが、会議できる場を作ってほしい。

◎ 各施設の連携はできてきている。母子療育は充実してきていると思うが、重度の子どもは4年以上通い続ける現状がある。障害児保育と言っても、保育園へ通えていない現状がある。今後、単独療育を考える必要性を感じている。

8　災害時要援護者支援の推進

◆ 福祉避難所*の整備や災害時要援護者支援制度の周知徹底を求める意見が比較的多く寄せられています。

《主な意見》

◎ 障害を有する方に対応する福祉避難所の整備（8件）

◎ 災害時の対応方法、支援制度の周知徹底（7件）

◎ 地域（町内会）における住民同士の協力で具体的な支援を。（6件）

◎ Ａ判定のみの登録制度はおかしい。Ｂ・Ｃ判定も認めてほしい。（2件）

◎ 療育又は身体障害者手帳を持っている人の災害時のための支援計画を（5年に1度の見直しなどで）作成していただきたい。

◎ 現在の原発災害に関して、この周辺にも浜松、福井、敦賀にも原子力発電所があります。甚大なる被害から身を守るためにも訓練、避難の基準、誰の指示を聞けば良いかなど、市としてガイドラインを決めてほしい（避難経路、避難場所、気密性が高いマスクなどの備蓄、放射能汚染時の水の確保など）（1件）

◎ 自宅と施設所在地の両方での登録

◎ 防災ボランティア*に福祉施設のことを知ってもらいたい。

◎ 個人情報保護より生命や健康の保護を。

◎ 災害時に向けての市民へのインクルーシブ教育を。

◎ 東日本大震災を見ていると、災害時に備えて、施設に入所している方などについて、どんな薬を服用しているかといった情報をひとまとめにしたものを備えておく取組を進めないといけないと感じている。

③そのほか、計画に関わるご意見・提案・要望

◆ 情報弱者への対策を求める声やそのほか各分野について、次のような具体的な意見・提案・要望が寄せられています。

《主な意見》

【情報・コミュニケーション*】

◎ インターネット*環境がない人・できない人も確実に情報を得られるよう考慮してほしい。広報誌やホームページなどの高度の情報提供が行われてはいるが、そのようなサービスを受けたり、使いにくい弱者の対策を心がけてほしい。（2件）

◎ 福祉制度は、各自が利用できるものをわかりやすく説明してほしい。

◎ 常時、利用者のつぶやきのような声にアンテナを張って、意見を拾い上げていく仕組みづくりも必要ではないか。

◎ 月に一回程度、各地域に情報・コミュニケーションづくりの場を設ける。

【保健・医療】

◎ 特別支援学校へ小学部から通う子たちに、中学校時や小学校時に予防接種があるときは北名古屋市からお知らせの通知を送って下さい。（市内の子には小学校から案内が届きますが、特別支援学校へ通う子に案内が届かず、特別支援学校からも知らせがなく、予防接種のことは各市町村対応のようですので）

【教育・育成】

◎ 就学前の療育（母子通園など）は比較的充実しているが、市内の小中学校での教育体制が充分ではなく、特に教員の発達障害に対する理解があまりないため、（理解ある教員が少ない）教員に対する指導や支援が必要

◎ 学校教育と社会福祉と家庭とが連携し、子どもたちの情報を共有し、支援する体制を充実させてほしい。

【生活支援】

◎ 集団でのスポーツ教育への参加は難しく、定期的に運動をさせたいと思っても、通える教室がない。彼らでも通えるスポーツ教室があるといい。

◎ ホームヘルパー*さんの対応に不満を持った。資質向上をお願いしたい。

【生活環境】

◎ 公共施設のトイレに乳幼児用のオムツ替えシートはあっても、中学生以上になるとユニバーサルシート*を設置してくれるとありがたい。長椅子１つでもトイレ内にあると助かる。また靴を脱いで足を置く場所やマット（開閉式）を設置して頂けると、オムツなどが替えやすい。

4. 計画課題

計画に関わる国の動向とともに、平成23年度目標値の進捗状況、第2期計画期間（平成21年度～23年度）における障害福祉サービス等の実績、また、アンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者等の意見を踏まえ、第3期における計画課題を設定します。

①相談支援体制の強化

本市の相談支援体制の特徴は、市内5か所の施設や事業者を相談支援事業所として指定し、おおむね障害種別ごとに、各事業所でそれぞれ専門的な知識を持った職員が相談支援を行っているほか、市役所西庁舎・東庁舎それぞれに福祉総合相談窓口を設けて、ワンストップサービス*に努めています。

今回のアンケート調査結果を見ると、相談支援事業所の窓口があること自体知らないという方が、障害種別によっては比較的高い割合を占めている一方、窓口の利用につながれば、窓口に「満足した」との回答が63.9%と最も多くなっています。

また、アンケート調査では、障害を有する方が地域で自立して生活するための重要なものとして「相談窓口や情報提供の充実」が最も求められており、インタビュー調査でもいくつか意見があがっていたように、まずは相談支援の窓口の周知徹底を図る必要があります。

アンケート調査では、相談支援に関わる人材の増員を求める声もありましたが、本市では従来から、障害福祉サービスを利用するすべての方を対象に、実態や要望の把握を行った上で、サービス利用計画を作成する取組を行っているほか、「発達障害」の早期発見・早期支援、各年代・生活環境に応じた一貫した支援に関する取組（ライフステージサポートブックの作成）に力を入れていることから、今後もきめ細かい相談支援を継続していく必要があります。

これらをはじめ、本市の相談支援体制には、サービス利用の支援、就労支援、成年後見制度の活用など権利擁護支援、福祉施設から地域に移行・定着するための支援、そのほか障害者虐待防止法に対応した早期発見・早期対応など、幅広い機能が求められており、相談支援事業を支える役割を担う「尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会*」における関係機関の連携を含め、体制の強化を進めていく必要があります。

《課題まとめ》

◎ **相談支援の窓口の周知徹底**
◎ **きめ細かい相談支援の継続**
◎ **サービス利用の支援、就労支援、そのほか成年後見制度の活用など権利擁護支援、福祉施設から地域に移行・定着するための支援、虐待対応など、幅広い機能強化**

②障害を有する児童への支援の強化

国の法改正に伴い、障害を有する児童の支援は通所・入所の利用形態別に一元化され、通所サービスは「障害児通所支援」、入所サービスは「障害児入所支援」として、児童福祉法に基づき実施されることになります。

また、「障害児通所支援」については、児童発達支援（身近な療育の場）と医療型児童発達支援（医療の提供を含む療育の場）、放課後等デイサービス（小中学校・特別支援学校の児童生徒の放課後や夏休み等の居場所）、保育所等訪問支援（保育園・幼稚園を利用中の障害を有する児童への支援）の4つの事業で構成されます。

今回のアンケート調査でも、児童デイサービスの利用意向は大きく、インタビュー調査でも、日中や長期休暇中の居場所づくり、それも中学生以上の児童デイサービスを求める声や利用日数の拡大、重度・重複障害を有する児童への対応、未就学児の療育のさらなる充実を求める声などがありました。

このような背景を踏まえて、年齢に応じて必要な療育・支援を重層的に受けられる体制の強化が求められているとともに、先の相談支援体制の強化でもふれた障害を有する児童の相談支援機能の強化にも取り組んでいく必要があります。

《課題まとめ》

◎ 国の法改正に伴う新たなサービス体系への対応
◎ 中学生以上を含めた日中と長期休暇中の発達支援の場づくり
◎ 年齢に応じて必要な療育・支援を重層的に受けられるよう、保健・医療・福祉・教育の連携強化

③住まいの確保に関する支援の具体化

今回のアンケート結果を見ると、全体では6割以上の方は将来的にも自宅での暮らしを希望しています。一方、障害種別によっては、知的障害ではグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）を希望する割合が約3割となっており、現在市内に1か所のケアホーム（共同生活介護）のみの基盤では、この需要に対応することは困難です。

国では、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）利用の際の助成を創設する方向であり、市としてまずは、その基盤として、民間事業者によるグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の整備を促進することが求められており、インタビュー調査でも具体的な整備計画を求める声があります。

《課題まとめ》

◎ 民間事業者によるグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の整備を促進する方策の検討
◎ グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）の整備計画の検討

④災害時要援護者支援対策の推進

本市では、災害時要援護者支援の対策として、要援護者を台帳に登録し、その情報を地域の関係者で共有するとともに、各年度でいくつかの地区をモデル指定し、支援のための組織づくりや訓練等を行う取組を進めています。

今回のアンケート調査では、現在悩んでいることとして「緊急時や災害時のこと」が回答の多い上位3つに入るなど、災害時の対応は高い関心度を示しているほか、災害時の避難の予定として、聴覚・平衡機能障害の方の場合は「介助してもらえる人がおらず、避難できない」との回答が1割を超えるなど、障害種別によって支援の必要度が異なる状況が見られます。

インタビュー調査では、東日本大震災を受けて、避難先としての福祉避難所の指定を求める声も高まっており、災害時要援護者支援の取組を広く当事者や市民に周知すること、また、障害種別に応じた取組を検討すること、そして、モデル事業の全市的な展開を通した訓練実施を推進することなどが今後の課題です。

《課題まとめ》

◎ 避難先としての福祉避難所の指定
◎ 災害時要援護者支援の取組を広く当事者や市民に周知すること
◎ モデル事業の全市的な展開を通した訓練実施

⑤生活支援・医療的ケア・コミュニケーション支援の充実

今回のアンケート結果を見ると、全体では6割以上の方は将来的にも自宅での暮らしを希望しており、障害を有する方の人数が年々増加し、今後も増加が見込まれ、高齢化が進むことを想定すると、在宅での生活や医療的ケアを支援するサービスの充実、地域の中で暮らすためのコミュニケーション支援の充実が不可欠です。

具体的には、在宅での介護を担う介護者を支援するレスパイトサービス*（短期入所等）、地域での生活や社会参加を支える移動支援といったサービスに対する利用意向が大きい傾向にあることから、重度の視覚障害を有する方の移動を支援する同行援護をはじめとする移動支援、常時医療的ケアを必要とする方への支援など、需要に応じてこれら生活支援や医療的ケアの充実を図る必要があります。

また、インタビュー調査では、当人に対する自立支援だけでなく、保護者の方などを含めて、生活力を高めるための学ぶ場を期待する声があります。

コミュニケーション支援については、市広報紙の点字化・音声化のほか、手話通訳者・要約筆記者等の派遣事業、社会福祉協議会の相談支援窓口への手話通訳者設置などを実施しており、今後ともコミュニケーション支援事業の活用を促し、自立生活や社会参加を支援していく必要があります。

《課題まとめ》

◎ レスパイトサービス（短期入所等）、移動支援、医療的ケアなどの充実
◎ 当人や保護者の方などを含めて、生活力を高めるための学ぶ場づくり
◎ コミュニケーション支援事業の活用促進

⑥就労移行・就労定着支援の充実

本市では、年度によって多少のバラツキはあるものの、平成22年度の実績としては、福祉施設から一般就労への移行実績はなく、就労移行支援が次期計画でも大きな課題となります。

また、インタビュー調査では、長く仕事を継続できるような支援（定着支援）を求める声が比較的多く寄せられており、当事者と企業側の両方に対する支援の環境づくりが求められています。

さらに、一般就労に近い福祉的就労の場として、現在市内にはない就労継続支援Ａ型（雇用契約を結ぶかたちの就労の場であり、労働基準法の最低賃金が保障される）の誘致を望む声があり、就労支援に関して、まずは就労に関する相談支援の充実など一般就労への移行支援、そして定着支援、さらには一般の企業では就労が困難な場合の働く場の確保が求められています。

《課題まとめ》

◎ 就労に関する相談支援の充実など一般就労への移行支援
◎ 定着のための当事者と企業側の両方に対する支援の環境づくり
◎ 一般の企業では就労が困難な場合の働く場の確保

⑦教育・療育の充実

国においては、障害者制度改革の推進の中で、教育分野において障害の有無に関わらず、共に教育を受ける「インクルーシブ教育システム構築」の理念を踏まえた制度改革の基本的方向が示されています。

インクルーシブ教育の導入については、国の動きを踏まえて、インクルーシブ教育システムの実施に向けた在り方を検討していくことが課題となります。

また、インタビュー調査では、教育・指導内容の充実や特別支援学校と小中学校との交流促進を求める声とともに、インクルーシブ教育について関係者が学ぶ場が不可欠との声があります。

さらに、療育分野では、現在の母子療育（母子通園）とともに、保護者の負担や療育効果の面などから、単独療育（単独通園）の必要性に関する意見が寄せられています。

《課題まとめ》

◎ インクルーシブ教育システムの実施に向けた在り方の検討
◎ さらなる教育・指導内容の充実や特別支援学校と小中学校との交流促進
◎ 単独療育（単独通園）の導入に関する検討

⑧発達障害などへの支援の充実

本市では、平成20年度・平成21年度に発達障害者支援試行事業を実施し、発達障害の早期発見・早期支援、各年代・生活環境に応じた一貫した支援に向けて、関係機関の連携による取組を進めてきました。

この事業を通じて、「発達障害者支援ガイドブック*」や「ライフステージサポートブック」の作成と配布、また、「発達障害」理解のための普及啓発として、講演会やキャラバン隊の結成などを行うなど、具体的な取組を実施しています

インタビュー調査では、「発達障害」の早期発見・早期支援に対応できる人材育成を求める声や「ライフステージサポートブック」の活用促進のための取組などを求める声があり、これらの意見を踏まえつつ、今後も支援連携会議を通じた関係機関の連携強化と取組の継続が求められます。

《課題まとめ》

◎ 発達障害者支援試行事業による取組の継続 ◎ 「発達障害」の早期発見・早期支援に対応できる人材育成 ◎ 支援連携会議を通じた関係機関の連携強化

⑨ナチュラルサポート*の浸透

本計画では、基本理念・基本目標の1つとして「ナチュラルサポート」を前期計画から取り入れています。

上記の①から⑧までの課題を解消していくためにも、障害や障害を有する方への理解を深める啓発の充実が欠かせません。

虐待防止、就労支援、災害時要援護者支援、発達障害を有する方への支援など、さまざまな課題への取組や場面において、ナチュラルサポートの考え方を広く市民に啓発する取組が求められます。

《課題まとめ》

◎ 虐待防止、就労支援、災害時要援護者支援、発達障害を有する方への支援など、さまざまな課題への取組や場面において、ナチュラルサポートの考え方を広く市民に啓発する取組

第 3 章　計画の基本理念

1. 計画の基本理念・基本目標

本計画は、前期計画の基本理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、基本目標である障害を有する方の「完全参加と平等」を継承し、これら理念と目標の実現に向けて、障害を有する方への施策全般の推進を図ります。

図表 37　計画の基本理念・基本目標

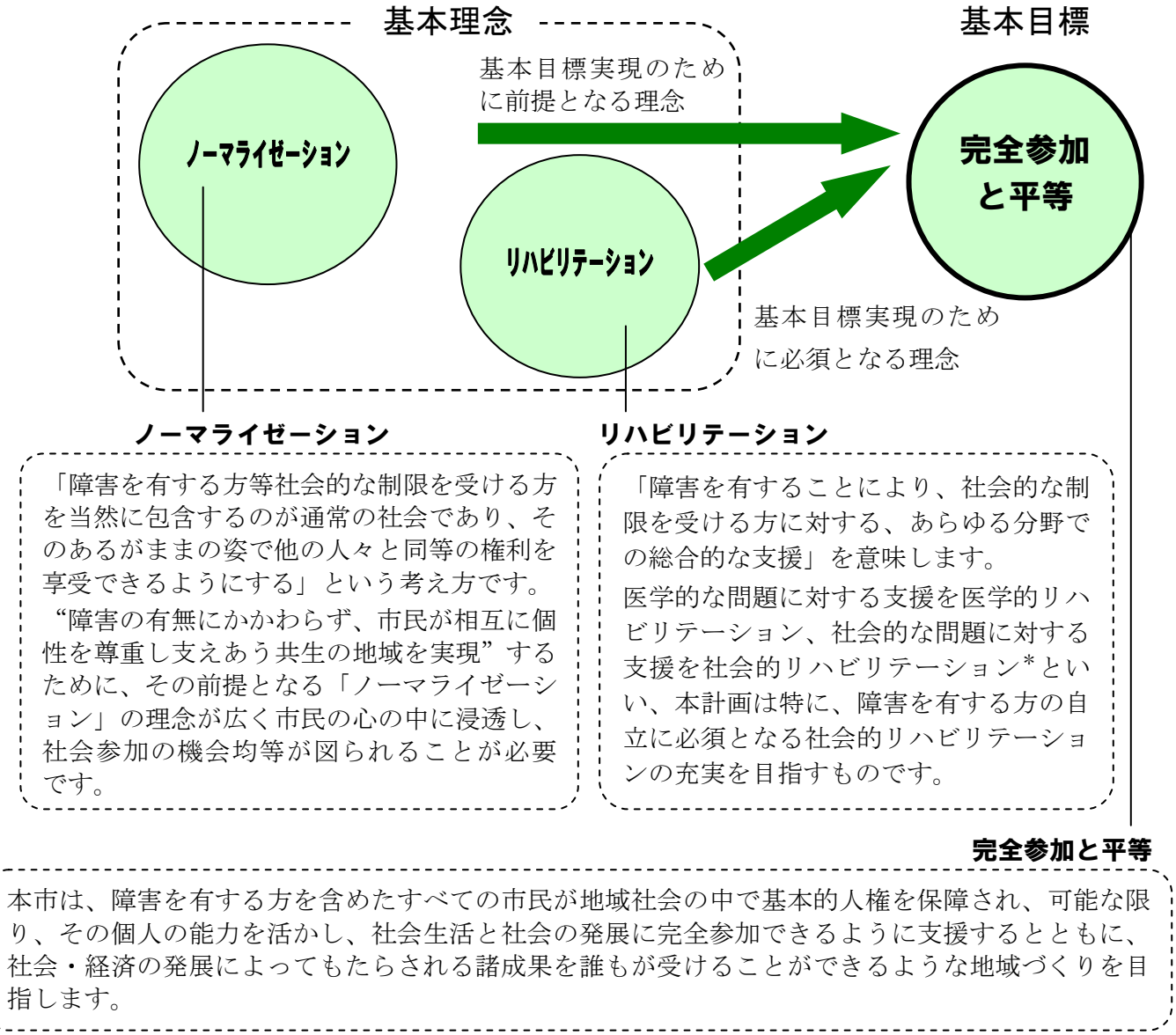

ナチュラルサポート（人々の交流から生まれる自然なサポート）

また、本市は、完全参加と平等の実現に向けて、障害を有する方の就労継続を支援する際などに用いられる『ナチュラルサポート』の考え方を取り入れ、障害を有する方を含めた人々の交流から生まれる自然なサポートをあらゆる場面において大切にします。

2. 障害を有する方の人数の将来推計

本計画期間の障害を有する方の人数は、過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障害を有する方、知的障害を有する方は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障害を有する方は、精神障害者保健福祉手帳所持者が障害を有する方の一部に限られるため、自立支援医療受給者数の推計をあわせて行いました。

推計の結果、いずれの手帳所持者についても、過去の増加傾向が今後も続くものと推計されます。

図表 38　障害を有する方の人数の将来推計

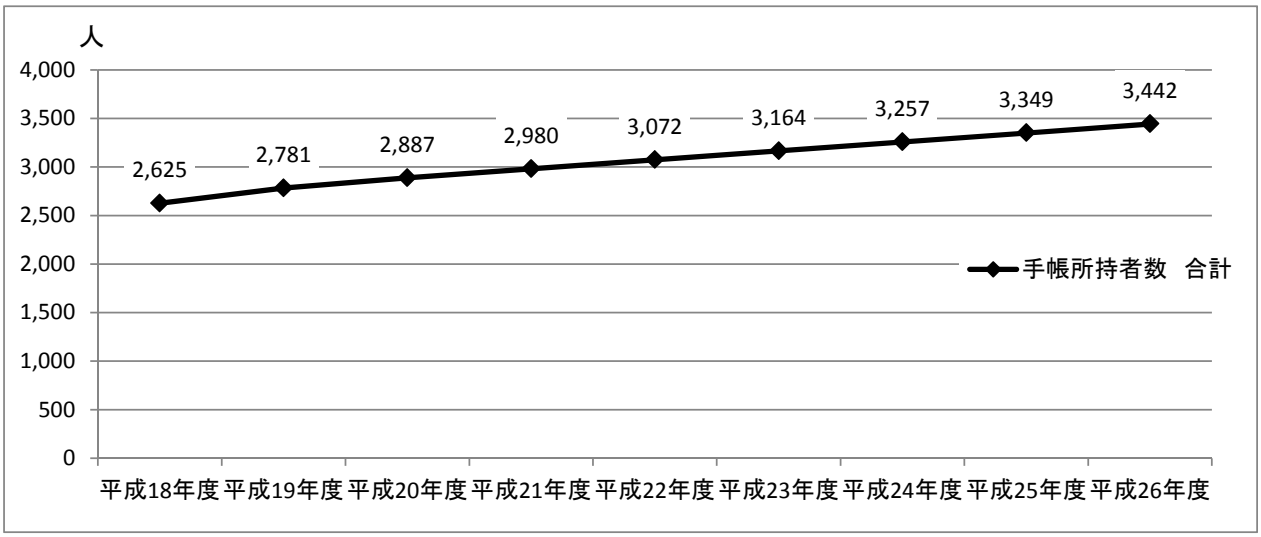

	第 1 期			第 2 期			本計画（第 3 期）		
年	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	**平成 24 年度**	**平成 25 年度**	**平成 26 年度**
身体障害者手帳所持者	2,011	2,120	2,206	2,250	2,307	2,355	**2,406**	**2,456**	**2,507**
療育手帳所持者	345	376	387	413	421	441	**458**	**475**	**492**
精神障害者保健福祉手帳所持者	269	285	294	317	344	368	**393**	**418**	**443**
手帳所持者数合計	2,625	2,781	2,887	2,980	3,072	3,164	**3,257**	**3,349**	**3,442**
自立支援医療受給者（精神通院）	608	713	695	771	839	912	**984**	**1056**	**1,128**

（各年度、次の年度の 4 月 1 日現在）

3. 計画の施策体系

本計画においては、社会参加へ向けた自立の基盤づくりに関わる4分野、日々の生活の基盤づくりに関わる2分野、そして、相互理解・交流の基盤づくりに関わる1分野、これら7分野にわたって、基本理念の「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」、そして基本目標の「完全参加と平等」の実現に向けた障害を有する方への施策全般の展開を図ります。

また、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の具体化として、サービス提供体制の確保に関する目標等を設定します。

【障害を有する方への施策全般の展開】

◎社会参加へ向けた自立の基盤づくり

本計画においては、情報提供やコミュニケーション支援、医療・リハビリテーション体制、療育体制の充実、総合的な就労支援施策の推進等、「1. 情報・コミュニケーション」、「2. 保健・医療」、「3. 教育・育成」、「4. 雇用・就業」の4分野に関わる施策を展開し、社会参加へ向けた自立の基盤づくりを進めます。

◎日々の生活の基盤づくり

本計画においては、相談支援・権利擁護体制、総合的な生活支援サービス等の充実、人にやさしいまちづくり、防災、防犯対策等の推進等、「5. 生活支援」、「6. 生活環境」の2分野に関わる施策を展開し、日々の生活の基盤づくりを進めます。

◎相互理解・交流の基盤づくり

本計画においては、福祉教育、地域福祉の推進等、「7. 広報・啓発」に関わる施策を展開し、相互理解・交流の基盤づくりを進めます。

【サービス提供体制の確保に関する目標等の設定】

本計画は、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の充実に向けて、障害者自立支援法に基づく第2期（平成21年度～23年度）の実績を踏まえつつ、サービス提供体制の確保に関する平成23年度目標を設定するとともに、第3期（平成24年度～26年度）における事業等の実施の方針を設定します。

図表 39　計画の施策体系

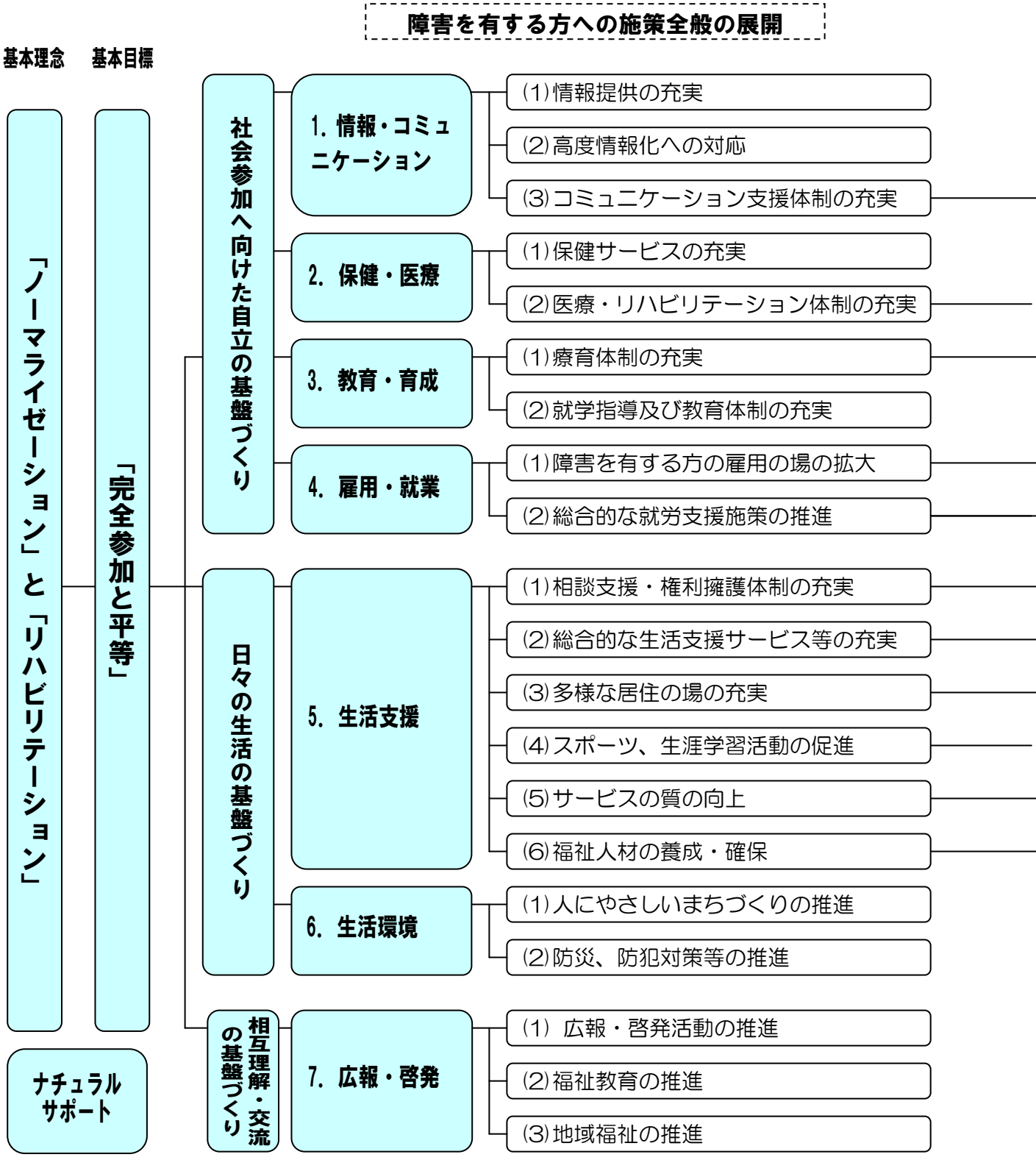

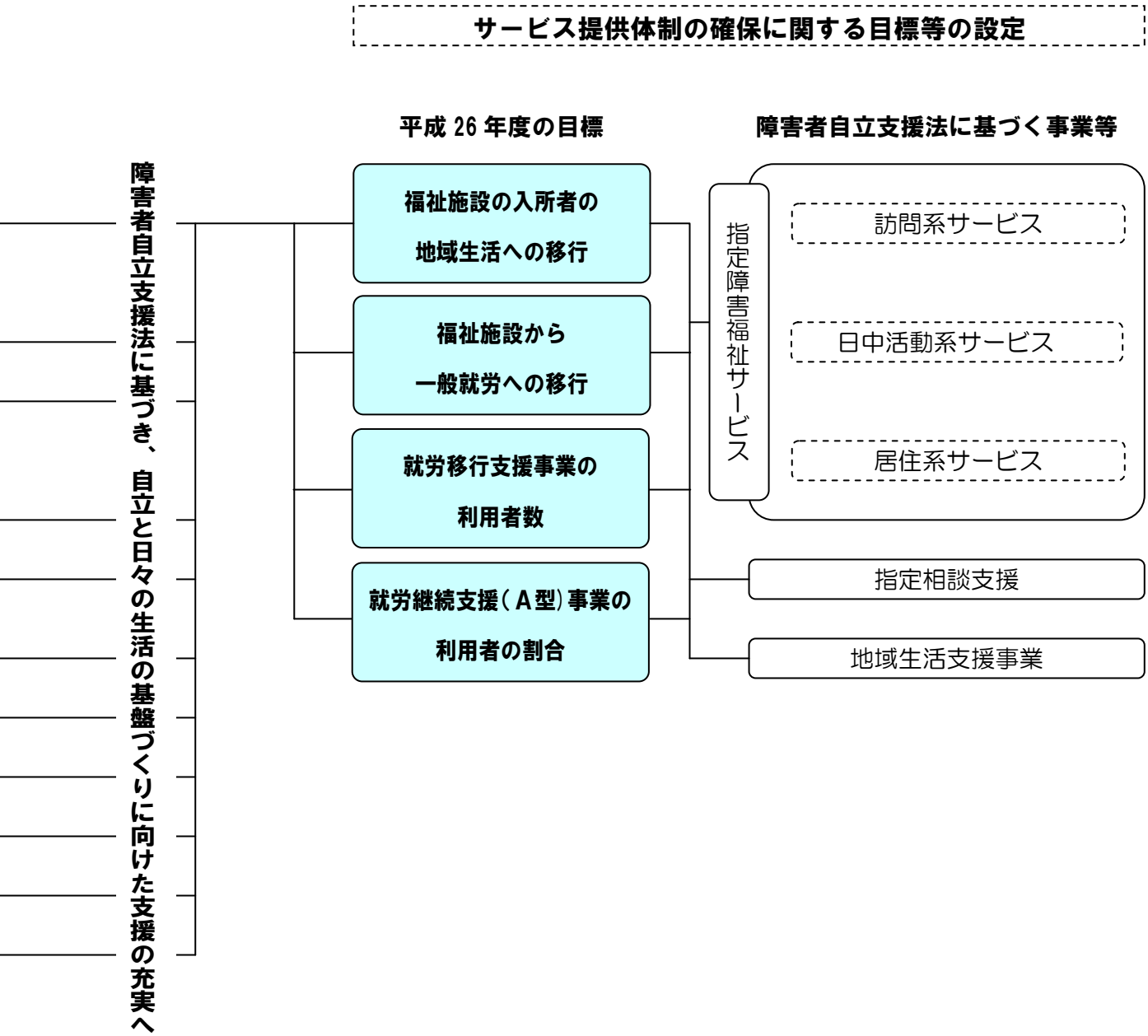
サービス提供体制の確保に関する目標等の設定
平成 26 年度の目標
障害者自立支援法に基づく事業等
障害者自立支援法に基づき、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の充実へ
福祉施設の入所者の地域生活への移行
福祉施設から一般就労への移行
就労移行支援事業の利用者数
就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合
指定障害福祉サービス
訪問系サービス
日中活動系サービス
居住系サービス
指定相談支援
地域生活支援事業

第４章　障害者施策全般の展開

障害者施策全般の展開にあたり、施策の柱ごとの方向性とともに、関係事業の方針を示します。

1. 情報・コミュニケーション

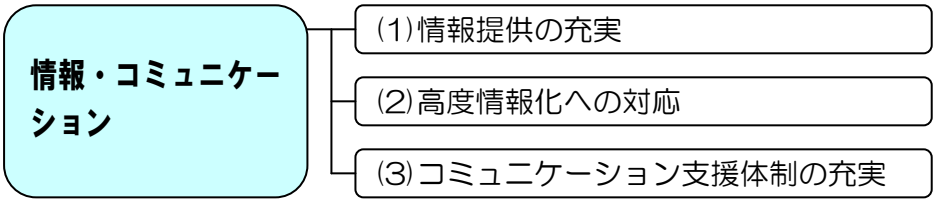

（1）情報提供の充実

【今後の方向性】

福祉や生活支援の制度・サービス等に関する情報については、市広報紙をはじめ、さまざまな媒体を通じて提供し、支援を必要とする方に必要なサービス等の利用や活動への参加を促します。

また、今後は市広報紙や市ホームページ等について、わかりやすい紙面づくりと、点字版広報をはじめ、情報入手が困難な方を支援するための配慮としてＦＡＸ番号の掲載など、情報の利用におけるバリアフリー*化等を推進します。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
市広報紙による情報提供の充実	◎ 障害を有する方への福祉の特集や制度、手当などの記事を掲載し、相談支援の情報も定期的に掲載しており、今後も分かりやすい文章表現に心がけ、掲載内容の充実を図ります。 ◎ 今後は、制度の紹介記事だけではなく、障害を有する方に対する市の取組（施設のバリアフリー化の現状等）に関する記事を特集で取り上げていきます。 【平成 22 年度実績】 愛知県聾学校、名古屋盲学校の相談等掲載 平成 22 年度主な掲載記事 ・8 月号　特別障害者手当等 ・11 月号　障害者自立支援法障害サービス ・11 月号　障害者自立支援法地域生活支援事業	社会福祉課 人事秘書課
市広報紙の点字化･音声化の実施	◎ ボランティア*グループの協力により、合併以降毎号点訳・音訳を行っています。 ◎ 今後も、点訳・音訳広報の周知を図ります。	人事秘書課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
市ホームページによる情報提供の充実	◎ サービス情報やイベント情報等を掲載し、情報の充実を図ります。 ◎ 掲載までの作業時間を短縮し、掲載の迅速化を図ります。 ◎ 福祉サービス検索システムの構築を図ります。 【平成 22 年度実績】 ・ライフステージサポートブック及び発達障害者支援ガイドブック掲載等、ＨＰ内容の充実。 ・定期的(月 1 回)な情報更新。 ・福祉サービス検索システム作成中。 ・ＨＰ掲載までは 3 日程度（担当課確認作業含む）	人事秘書課
市ホームページのアクセシビリティ*の向上	◎ 改正後ウェブアクセシビリティ規格*（ＪＩＳＸ 8341－3：2010）に配慮し、作成します。 ◎ 音声読上げソフトの対応を行います。 ◎ 今後もさらなるアクセシビリティ向上を目指し、利用しやすいホームページ運営に取り組みます。	人事秘書課
各種制度案内等の印刷物の配布の実施	◎ 各種制度案内等の印刷物を時期に応じて配布しており、今後も継続して実施します。 ◎ カラー拡大読書機*を図書館（東・西）と社会福祉課・高齢福祉課に、活字文書読上げ装置*を総合福祉センターもえの丘*と社会福祉協議会、社会福祉課・高齢福祉課の各窓口に設置しています。	社会福祉課
「社協だより」等の内容の充実	◎ 「社協だより」の編集委員を公募し、編集委員のページを設けて、住民が親しみを持てるような紙面づくりを行っています。 ◎ また、月 1 回編集委員会議を行い、市民の意見を反映した誌面づくりに努めています。 ◎ ボランティア連絡協議会が編集したボランティア通信を社協だよりに折り込んでいます。 ◎ ホームページで市民に広く情報提供を行っています。 ◎ 今後も読みやすく、親しんでもらえる紙面づくりに努めます。	社会福祉協議会

（2）高度情報化への対応

【今後の方向性】

高度情報化は日々進んでおり、これからの社会環境を見据えると、情報化への対応が障害を有する方の支援において不可欠な取組になりつつあります。

このため、障害を有する方のパソコン・インターネット利用の支援をはじめ、情報収集やコミュニケーションの幅を広げる取組の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
障害を有する方を対象としたパソコン講習会等の周知	◎ 愛知障害者職業能力開発校*等が実施するパソコン教室、ヘルパー養成講座、フォークリフト運転技能習得講座等について､広報紙を通じて周知します。	社会福祉課

（3）コミュニケーション支援体制の充実

【今後の方向性】

コミュニケーション支援に関わる事業の利用促進とともに、今後とも人材の養成・確保や市民の理解の促進に努めます。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
手話通訳者･要約筆記者等の派遣及び点訳･音訳の実施	◎ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として､手話通訳者･要約筆記者等を派遣しており、今後も継続して実施します。 ◎ 希望者には、ボランティア団体の協力により点訳・音訳・朗読なども実施しており、今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・派遣回数　手話通訳 89 件、要約筆記 9 件	社会福祉課 社会福祉協議会
手話･点字･要約筆記等の各種講習会の充実	◎ 手話・点字・要約筆記の講座を各 1 回（平成 22 年度）開催しています。 ◎ 講座の参加者及び協力団体の状況や意見を考慮しながら、講座内容の充実に努め、今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・手話、点字、要約筆記等の自主サークル数 8 団体	社会福祉協議会
相談窓口における手話通訳者の設置	◎ 市の委託を受け､社会福祉協議会の相談支援窓口に手話通訳者を設置しています。 ◎ 相談支援窓口の周知とコミュニケーション支援の充実を図ります。 【平成 22 年度実績】 ・週 5 日　各日 7 時間	社会福祉課 社会福祉協議会

2. 保健・医療

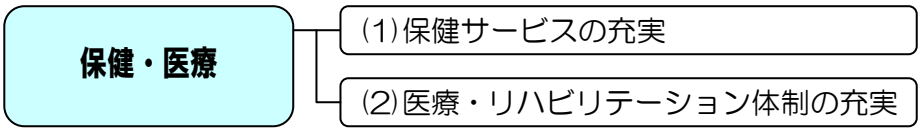

（1）保健サービスの充実

【今後の方向性】

障害や疾病の早期発見・早期治療のみならず、障害を有する方の性別や年齢、障害の状態に応じて、必要な健康管理を支援する取組の充実が求められるとともに、一般市民の理解を深める対策を含めて、精神障害に関する保健対策を推進します。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
乳幼児健康診査の充実	◎ 疾病の予防と早期発見､そして乳幼児の健康保持と増進を目的として､乳幼児健康診査を実施しています。 ◎ 4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診を健康ドームで年 18 回ずつ実施しています。 ◎ 平成 23 年度からは、3 歳児健診を健康ドームで年 18 回実施しています。 ◎ 1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診では、保育士による親子遊びを実施しており､集団場面での母子の様子を観察し､発達評価や育児支援の参考としています。また、未受診者には、電話・手紙・訪問などで受診勧奨しています。 ◎ 今後も同様に実施予定です。 【平成 22 年度実績（健診受診者数※)】 ・4 か月児健診　954 人（受診率　100.2%） ・10 か月児健診　905 人（受診率　96.2%） ・1 歳 6 か月児健診　850 人（受診率　99.2%） ・3 歳児健診　854 人（受診率　96.5%） ※年度を越えて受診した方も計上。	健康課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
健康相談・各種健康教室の充実	◎ 保健師による成長発達、育児等の相談を１回／月実施しており、随時、電話相談、面接等による相談も実施しています。 ◎ 今後も同様に実施予定です。 【平成 22 年度実績（育児相談延利用者）】 ・乳児　298 人、幼児　471 人	健康課
妊婦・乳児健康診査事業の実施	◎ 妊婦健康診査公費負担分（チケット方式）は 14 回、乳児健康診査公費負担分（チケット方式）は１回実施しています。 ◎ また、平成 22 年度には妊婦健康診査公費負担分の検査項目に、子宮頸がん検診等実施分の拡充をしています。 ◎ 今後も同様に実施予定です。 【平成 22 年度実績（受診者）】 ＜妊婦健康診査＞ ・全 14 回　合計 10,795 人 第 1 回　954 人（101.5%）　第 8 回　884 人（88.7%） 第 2 回　943 人（99.5%）　第 9 回　741 人（74.0%） 第 3 回　933 人（97.2%）　第 10 回　864 人（85.9%） 第 4 回　906 人（93.5%）　第 11 回　630 人（62.6%） 第 5 回　884 人（89.7%）　第 12 回　734 人（72.9%） 第 6 回　839 人（84.7%）　第 13 回　446 人（44.2%） 第 7 回　784 人（78.8%）　第 14 回　253 人（25.1%） ※（　）内は受診率であり、年度を越えて健康診査を実施される方を計上しているため、100%を上回ることがある。 ＜子宮頸がん検診＞ ・733 人（受診率 77.7%） ＜乳児健康診査＞ ・841 人（受診率 82.2%）	健康課
発達相談の実施	◎ 子どもの健全な発達を促進するため、臨床心理士*による発達チェックを含む個別相談を実施しています。 ◎ 今後も臨床心理士による相談を実施します。 【平成 22 年度実績】 ＜発達相談＞･･･臨床心理士 ・12 回開催、相談者　69 人 ＜健診時心理相談＞･･･臨床心理士 ・1 歳 6 か月児健診　18 回開催、相談者 69 人 ・3 歳児健診　18 回開催、相談者 88 人	健康課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
赤ちゃん訪問の充実	◎ 赤ちゃん訪問員*、助産師、保健師が、生後4か月未満の乳児のいる家庭を訪問しています。 ◎ 赤ちゃん訪問員養成講座を受講した訪問員の支援を図り、さらなる訪問率の向上に努めます。 【平成22年度実績】 ・対象家庭　896件 ・訪問実施数　890件（訪問率　99.3%） ・訪問員フォローアップ研修 3回開催 13人参加	健康課
特定健康診査*及び特定保健指導の充実	◎ 生活習慣病*の予備群となるメタボリックシンドローム*を予防するために、特定健康診査を実施しています。 ◎ 特定健康診査の対象からはずれる40歳未満の方を対象に、「ヤング健診」「メタボ予防健診」を実施しています。 ◎ 受診率向上のため、平成23年度には特定健康診査未申込者に、再度申し込み勧奨はがきを郵送しました。 ◎ 今後も健康診査の受診を促すとともに、生活習慣病の予備軍の的確な把握と保健指導の充実を図ります。 【平成22年度実績】 ＜特定健診＞ ・受診者数　3,762人　受診率　23.6% （結果内訳） ・情報提供　3,139人 ・動機付け支援*　404人（初回面接終了者64人 指導率15.8%） ・積極的支援*　219人（初回面接修了者31人 指導率14.2%） ＜メタボ予防教室＞ ・（対象）40歳未満の若年者で腹囲や検査値が基準を超えている人 ・4クール　13名参加 ＜病態別健康講座＞ ・（対象）40歳以上でメタボリックシンドロームではないが、検査値が基準を超えている人 ・血糖高めコース　34人 ・脂質高めコース　37人 ・血圧高めコース　9人	健康課 国保医療課

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
精神保健相談の実施	◎ 精神障害を有する方の医療や生活支援を含めた相談対応を実施しています。 ◎ 今後とも、必要に応じて、保健所との連携を図り、精神保健福祉相談を紹介します。 【平成 22 年度実績】 ・こころの健康相談　12 回(相談者 5 人)	健康課
精神保健啓発事業「こころの健康づくりセミナー」の実施	◎ 精神保健福祉及び精神障害を有する方に対する住民の理解を深め、こころの健康の保持増進を進めることを目的に、「こころの健康づくりセミナー」を実施しており、今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・こころの健康づくりセミナー1 回 参加者数 32 人（講座） ・地域自殺対策緊急強化基金補助事業（平成 21 年度～23 年度） ・うつ病対策講演会 1 回　参加者数 250 人	健康課

（2）医療・リハビリテーション体制の充実

【今後の方向性】

関係機関の連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制のさらなる充実に努めます。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
自立支援医療の助成の実施	◎ 障害者自立支援法に基づく自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療）として、医療費の助成を実施しています。 ◎ 自立支援医療(精神通院)の自己負担額を市が助成しています。	国保医療課 社会福祉課 県保健所

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
かかりつけ医等の普及や地域医療・リハビリテーション体制の充実	◎ 尾張中部医療圏域*で、外科在宅当番医制を実施しています。 ◎ 尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会で、受診サポートブック*を作成し、診察を受ける際のコミュニケーションに役立てています。 ◎ 今後も、かかりつけ医・歯科医の普及とともに、市内の医療機関や市外の高度医療機関との連携のもとで、地域医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。 ◎ 薬局では、お薬手帳*の利用を通じ、薬の飲みあわせや、重複のチェックを行い、適切な服薬管理を支援しており、気軽に相談できる、かかりつけ薬局の普及に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・外科在宅当番医 3,897 件（うち市内 1,850 件）	健康課
夜間や休日医療、救急医療体制の充実	◎ 第一次救急医療施設*の休日急病診療所*や第二次救急医療施設*の済衆館病院と連携し、夜間や休日医療、救急医療体制の充実に努めます。 ◎ 「愛知県広域災害・救急医療情報システム*」を通じて、救急医療情報を提供します。 【平成 22 年度実績】 ・東部休日急病診療所 2,321 件 （うち市内在住　1,850 件） ・第二次救急医療 10,758 件 （うち市内在住 6,792 件）	健康課
歯科診療の充実	◎ 休日緊急歯科在宅当番医制を実施し、歯科診療の充実に努めています。 ◎ 市内歯科医院により、引き続き訪問歯科診療も実施します。 【平成 22 年度実績】 ・訪問歯科診療 393 件（うち市内在住 206 件）	健康課

3. 教育・育成

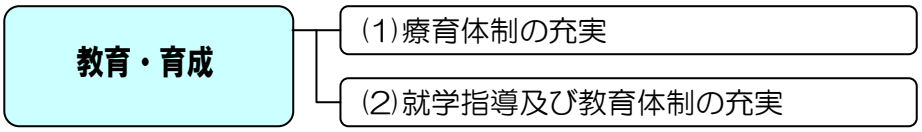

（1）療育体制の充実

【今後の方向性】

国の法改正に伴う障害を有する児童への支援の強化を図るため、乳幼児健康診査の受診から学校卒業後まで、関係機関の一貫した連携のもとで、障害を有する児童の基本的な生活習慣の形成や健全な発達を促し、保護者への支援を図るとともに、早期療育体制の充実を進めます。

また、同じ年代の子ども同士で交流する機会や、中学生以上を含めた地域の居場所づくりなど、地域での療育機会の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
児童発達支援の実施	◎ 「ひまわり園」及び「ひまわり西園」への通園により、生活力の向上を図り、必要に応じて機能低下防止のための訓練・指導等を実施しています。 ◎ また、療育を通して、幼児の発達を促したり、基本的生活習慣を身につける支援を実施しています。 ◎ 臨床心理士・理学療法士*・作業療法士*・言語聴覚士*による専門性の高い療育プログラムを提供しています。 ◎ 保護者支援を実施し、就園・就学を支援しています。 ◎ 今後も、身近な地域の障害を有する児童への支援の専門機関（事業）として関係機関と連携し、療育支援の充実に努めます。	児童課
放課後等デイサービスの実施	◎ 学校通学中の障害を有する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害を有する児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	社会福祉課 児童課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
療育相談全般の支援の実施	◎ 市内公共施設を拠点に「愛知県中央児童・障害者相談センター*」による出張相談が実施されています。 ◎ 「ひまわり園」及び「ひまわり西園」で、臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による発達相談・ことばの発達相談を実施しています。 ◎ 「愛知県青い鳥医療福祉センター*」の障害児等療育支援事業により、療育の現場への支援を受けています。 ◎ 今後も関係機関と連携し、療育相談全般の支援の充実に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・出張相談　12 回 ・発達相談　ひまわり園　14 回 23 件 ひまわり西園 16 回 34 件	社会福祉課 児童課
幼児健康診査事後フォロー教室*による療育支援の実施	◎ 幼児の健診等で心身の発育の遅れ等があり、経過観察が必要な幼児とその保護者を対象に、保健指導・育児指導・生活指導を実施しています。 ◎ 対象者の増加に対応するため、平成 23 年 10 月から新たに 1 教室を追加し 3 教室で開催しています。 ◎ 今後も継続して、保健師、保育士、療育指導員*、臨床心理士など、多職種と連携し、適切な助言・指導等に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・教室回数 45 回　参加(実)122 人(延)647 人	健康課
フォローアップ教室*による療育支援の実施	◎ 「ひまわり園」及び「ひまわり西園」の療育指導員、保育園保育士や専任保育士が、親子関係や友だちとの関わりで不安を抱える就園前の親子支援・援助を行っています。 ◎ 保育園 2 園（西地区 1 園、東地区 1 園）で定員増加を図り、30 組(1 グループ 15 組）に実施しています。また、臨床心理士を配置し「発達相談」や「お話会」を開催し、相談・支援を行っています。 ◎ 今後も就園前の親子に不安を軽減できる教室を継続するよう、職員の資質向上に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・西地区：29 回　参加（延）239 人 ・東地区：29 回　参加（延）241 人	児童課

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
統合保育*の推進	◎ 統合保育を全園（14 園）で実施しています。 ◎ 統合保育の充実を目指し、「ひまわり園」及び「ひまわり西園」から移行により保育園で保育します。 ◎ 今後もすべての乳幼児の成長発達を応援できる体制を強化します。 ◎ 「愛知県青い鳥医療福祉センター」との障害児等療育支援事業、「あいち発達障害者支援センター*」との事例検討会、移行ステップ研修等の研修会を通して、障害を有する児童の理解と、職員の資質向上に努めます。	児童課
入園指導委員会の実施	◎ 適正な集団保育・教育を行うため、入園指導委員会を年 1 回入園前に開催します。 ◎ 「愛知県中央児童･障害者相談センター」の児童心理司*を助言者に、障害を有する児童の状況や家庭環境などを踏まえて、適正な障害児保育･教育に向けた話し合いを行っています。 ◎ 今後も連携機関の拡大を図り、委員会の充実に努めます。	児童課

（2）就学指導及び教育体制の充実

【今後の方向性】

年齢、能力に応じ、一人ひとりの特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう配慮すると同時に、障害の有無に関わらず、共に教育を受けられるよう、教育内容の充実を図ります。

また、障害を有する児童のみならず、その保護者との情報共有に努め、できる限りその意向を尊重した就学指導及び教育体制の充実を図ります。

そして引き続き、発達障害を有する児童に対する適切な教育的支援・生活支援の体制の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
巡回就学相談事業の実施	◎ 県が専門家による総合診断チームを編成し、障害を有する児童の就学･教育をめぐる諸問題の相談会を実施しています。 ◎ 今後も適正な就学に向けて、保護者へより充実した相談事業を展開します。 【平成 22 年度実績】 ・県事業「特別支援学校のセンター的機能による巡回相談活動」を市内 8 小学校で延 10 回実施	学校教育課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
就学奨励事業の実施	◎ 就学が困難な状況にある方に、教育の機会均等を図るため、その就学に必要な経費の一部を補助しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・助成総額 50,873,868 円 小学校 26,824,638 円（498 人） 中学校 24,049,230 円（294 人）	学校教育課
ティームティーチング*、少人数学級、指導体制の強化	◎ 少人数学級を小学校 1・2 年生と中学 1 年生で実施しています。 ◎ 教師の役割分担や指導内容及び指導方法について、校内での共通理解の下、全校で一貫した指導体制を整えて、より効果的にティームティーチングを実施しています。 ◎ 学び支援事業として市単独で非常勤講師 34 名を雇い各学校に配置し、きめ細やかな教育指導を行うなど、学級運営・基礎学力の向上に努めています。 ◎ 今後も児童生徒一人ひとりの個性に応じた指導体制の強化に努めます。	学校教育課
特別支援教育の充実	◎ 障害を有する児童の一人ひとりの個性に応じた特別支援教育を推進しています。 ◎ 市内の小・中学校に特別支援教育支援員*を配置し、障害を有する児童に、学校生活が円滑に行えるよう支援しています。 ◎ 今後も、教職員の障害理解の推進と専門性の向上とともに、保護者や専門機関との連携推進等、校内で支援・相談対応ができる体制づくりに努めます。 【平成 22 年度実績】 ・小学校 10 校、中学校 1 校	学校教育課
特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施	◎ 市内の小・中学校において、特別支援学校との交流及び共同学習を実施しています。 ◎ 今後も、障害を有する児童との交流を進めます。	学校教育課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
特別な支援を要する児童の円滑な就学に向けた幼保小の連携	◎ 「発達障害児支援担当者連絡会議」を設置し、小学校・通級指導教室*・保育園・幼稚園の現状報告とともに、連携について話し合いを行っています。本会議をきっかけとして、各幼稚園・保育園・小学校の連携が密になってきており、該当園児の情報交換も円滑に行われるようになってきています。 ◎ 毎年度 7～9 月にかけて、通級指導教室担当、指導主事、児童コーディネーター*が市内保育園を巡回し、障害を有する年長児の発達状況の把握を行っています。その情報は、就学児童の資料として、学校教育課から各小学校へ情報提供されています。また、要望のある保護者に対しては、就学相談を行っています。 ◎ 今後も障害を有する児童の相互理解を深めるために、小学校との連携を進めていきます。	児童課 学校教育課
教職員の資質や専門性の向上	◎ 県・市が主催する研修会への参加などを通じて、特別支援教育に関わる教職員の資質や専門性の向上に努めています。 ◎ 学び支援事業として、子どもの学力の充実を図るために、教職員の指導力向上を図る研修会を市主催で年 5 回、各学校で年 1 回行っています。 ◎ 今後も継続して実施します。	学校教育課
教育・進学に関する相談支援の実施	◎ スクールカウンセラー*を市内 16 校に配置しており、児童生徒、保護者、教員等を対象に、学校教育や家庭教育、問題行動に関わる相談に対応しています。 ◎ 電話相談は、教育支援センター*内で、週 3 日受け付けています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・スクールカウンセラー相談件数 （小学校 2,421 件、中学校 1,544 件） ・電話相談件数 37 件	学校教育課
放課後児童健全育成事業*の充実	◎ 障害の有無に関わらず、保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童（小学校に在籍する 1 年生から 3 年生までの児童）に適切な遊び及び、生活の場を提供しています。 ◎ 今後も、家庭の事情等にあわせ、事業の充実に努めます。	児童課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
発達障害を有する方の総合的な支援体制の整備	◎ 児童課に児童コーディネーターを配置し、出生から 18 歳までの支援・相談対応を行っています。 ◎ 平成 22 年 10 月には、障害児(者)支援連携会議*を設置し、乳幼児期における障害の早期発見からその後の支援体制の在り方、学齢期における支援、青年、成人期などにおける生活・就労支援など障害を有する方が各年代・生活環境に応じた一貫した支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関との緊密な連携体制の構築を図っています。 ◎ 今後も発達障害に対する啓発や紹介を行うとともに、支援体制や発達障害への理解促進を図ります。 ◎ 各課で実施している発達障害を有する方に対する事業について、各年代・生活環境ごとに支援体制、相談体制などを整理し、かつ、関係課の連携の充実を図ります。	社会福祉課 児童課 健康課 学校教育課

4. 雇用・就業

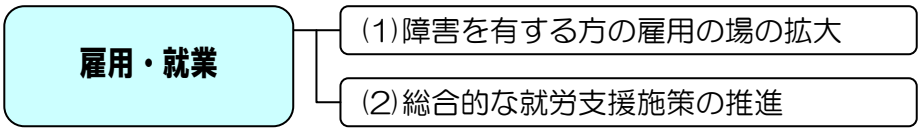

（1）障害を有する方の雇用の場の拡大

【今後の方向性】

障害を有する方の雇用の拡大に向けて、企業に対する雇用の啓発とともに、各種助成金制度の周知に努めます。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
障害を有する方の雇用に関する啓発活動の充実	◎ 公共職業安定所において、障害を有する方の雇用管理や職場環境整備、特例子会社設立*等に関する相談を実施しています。 ◎ 市内の事業主に対し、障害者雇用に対する理解の促進や、障害を有する方の雇用に関する各種助成制度、相談窓口などの周知・普及に努めます。 ◎ 障害を有する方の雇用に対する理解等、啓発活動の充実に努めます。 ◎ 今後も名古屋中公共職業安定所*及び愛知県等と連携し、紹介を行います。	商工農政課 社会福祉課
職業相談･紹介窓口等の周知･利用促進	◎ 平成 21 年 3 月から名古屋中公共職業安定所と連携して北名古屋市地域職業相談室*において、職業相談及び職業紹介を行っています。 ◎ 今後も名古屋中公共職業安定所と連携し、相談事業を継続します。	商工農政課
市役所における障害を有する方の雇用の拡充	◎ 市役所の障害者雇用率は、法定雇用率を下回っています。 ◎ 毎年、障害を有する方を含め採用試験を実施しています。 ◎ 平成 24 年度は 1 名採用を予定しており、障害を有する方の雇用の拡充に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・採用実績 0 名（平成 21 年度 1 名） ・平成 23 年 4 月 1 日現在の雇用率 1.82% （参考　法定雇用率 2.1%）	人事秘書課

（2）総合的な就労支援施策の推進

【今後の方向性】

市や相談支援事業者、公共職業安定所等の支援機関、福祉施設、特別支援学校等の連携・協力のもと、事業主・障害を有する方双方の不安を緩和して、就労促進と継続雇用につながるような支援の充実を図ります。

また、障害の特性にあわせた、あるいは障害を有する方だからできる仕事を関係機関との連携のもとで開拓し、利用者により高い収益を還元でき、事業を継続していけるような取組を検討します。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
就労移行支援の充実	◎ 現在、障害者自立支援法に基づく就労に向けた訓練等給付（就労移行支援）を行う事業者は、市内では１事業所です。 ◎ 今後は、就労移行支援や就労継続支援のサービスを実施する事業者を確保し、一般就労に向けた訓練の充実を図ります。 ◎ 尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会を通じて、事業者と名古屋中公共職業安定所等の関係機関が連携し、職場実習先の開拓等、就労支援の促進に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・就労移行支援利用者数８人、就労継続支援Ａ型４人、就労継続支援Ｂ型２人】	社会福祉課
求職活動支援の充実	◎ 尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会を通じて、事業者と名古屋中公共職業安定所等の関係機関が連携し、就職ガイダンス*の実施などを通じて、職場開拓を行っています。 ◎ トライアル雇用*の活用については、今後も名古屋中公共職業安定所と連携し、紹介を行います。	社会福祉課 商工農政課
職場適応･定着支援の充実	◎ 事業者と愛知障害者職業センター*等の関係機関との連携のもとで、ジョブコーチによる就業面の支援を行っています。 ◎ 今後も就業面とともに、生活面の支援を実施し、就職後の職場への定着を促進します。	社会福祉課 商工農政課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
福祉的就労・生産活動の活性化	◎ 市内の通所施設においては、市の委託事業や周辺の企業から仕事を受注しています。 ◎ 今後も、本市及び企業との連携のもとで、施設への技術指導、仕事の提供、製品の委託販売等、授産活動の活性化に努めます。 ◎ 「障害者の働く場に対する発注促進税制*」（企業に対する適用期間は平成 24 年度末まで）について、周知に努めます。 ◎ 市役所における製品の購入とともに、ダンボール回収その他委託業務などを関係事業所へ発注しています。 【平成 22 年度実績】 ・市の委託業務として、ダンボール回収、資源回収場所の管理、ＥＭぼかし*（ＥＭ菌を使った堆肥）の製造など実施	社会福祉課 商工農政課

5. 生活支援

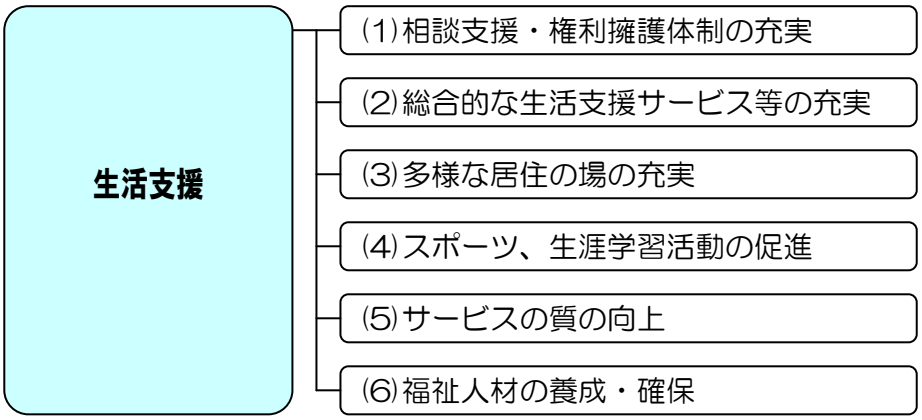

（1）相談支援・権利擁護体制の充実

【今後の方向性】

相談支援の窓口に関する周知徹底を図るとともに、相談支援に求められる役割・機能の拡大にあわせた体制強化を図ります。

また、サービス利用計画の作成担当者をはじめ、相談従事者におけるケアマネジメント*能力等の向上を図り、これまで以上に利用者からの信頼や満足度を高めていく必要があります。

さらに、障害者自立支援協議会をはじめとするネットワークのもとで、相談支援事業者同士や関係機関が情報を共有し交換することにより、サービス利用者の希望や要望に対する的確な支援を行っていくことが求められます。

成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業*の活用、居住の手続き支援（保証人等）等、今後とも、権利擁護のための制度・事業と福祉サービスの利用支援を組み合わせた相談支援の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
福祉に関する総合窓口の充実	◎ 市役所西庁舎及び東庁舎に福祉総合窓口を設置し、障害を有する方やその家族等からの生活全般に関する相談に1か所で対応できる体制をとっています。 ◎ サービスに関する苦情の受付・処理を含めて、引き続き相談支援の充実に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・東総合窓口受付件数　3,144 件	社会福祉課 高齢福祉課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
ケアマネジメント制の整備	◎ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、市内の5事業所（身体・知的・精神・児童の専門的機関及び社会福祉協議会（相談支援事業所の中核的役割に加え、平成22年4月から就労の専門相談機能））と契約し、相談支援窓口を設置しています。 ◎ 窓口では相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用計画の作成等を行っています（サービス利用時にサービス利用計画の提出義務付け）。 ◎ 今後も市広報紙などを通じた窓口の周知とともに、ケアマネジメントに関わる職員等の資質向上を促します。 ◎ 必要に応じて、権利擁護に関する制度・事業の活用や居住支援等を組み合わせた総合的な支援に努めます。	社会福祉課
心身障害者相談の実施	◎ 毎月第2火曜日と第4水曜日に、身体障害者・知的障害者相談員による相談を実施しています。 ◎ 今後も相談事業の周知を図り、活動促進を図ります。	社会福祉課
成年後見制度の周知・活用促進	◎ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、成年後見制度の活用を支援するために、市長が後見等の審判の請求を行う場合の費用等を助成しています。 ◎ 市長申し立てが必要な人への対応については、社会福祉課との連携を図り適宜対応していきます。 ◎ 今後も広報紙等を通じた制度の周知とともに、相談窓口を通じて、福祉サービスの利用支援とあわせた制度の活用に努めます。 【平成22年度実績】 ・市長申し立て　知的障害を有する方1件	高齢福祉課
日常生活自立支援事業の周知・活用促進	◎ 知的障害を有する方、精神障害を有する方等の福祉サービスの利用や、金銭管理等を支援する事業を実施しています。 ◎ 関係機関に周知を図った結果、利用者が増加傾向にあります。 ◎ 今後も、各関係機関や住民に周知を行うとともに、市内在住利用者の事業利用料金の半額を助成することにより、事業の活用を促進します。	社会福祉協議会

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
関係機関のネットワークによる虐待への対応の強化	◎ 市の福祉総合窓口や市内5か所の相談支援事業所において、虐待に関することを含めた権利擁護に関する相談に応じています。 ◎ 相談支援事業の充実などを通じて、虐待の未然の防止に努めます。 ◎ 尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会、児童虐待防止会議*等を通じて、関係機関のネットワークのもとで、虐待への迅速な対応と発生後の適切な支援に取り組みます。 ◎ 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けて、国の動向を踏まえて必要な対応（市町村センターの設置等）を図ります。	社会福祉課

（2）総合的な生活支援サービス等の充実

【今後の方向性】

“地域と交わる暮らし”を目指して、施設に入所している方の地域生活への移行と定着を促進します。

また、家庭内や外出時の緊急通報に関する支援や、医療費助成や各種手当等の経済的な自立支援を含めて、身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、総合的な生活支援サービス等の充実を進めます。

さらに、さまざまな体験や経験を積み重ねていく「場」や「環境」の創出が必要であり、地域住民との交流を含めた日中活動の場の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の周知	◎ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付しています。 ◎ 今後も市広報紙等を通じて、手帳所持により利用可能なサービスや制度の周知を図ります。 【平成23年3月末現在】 ・身体障害手帳 2,307人 ・療育手帳 421人 ・精神障害者保健福祉手帳 344人	社会福祉課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保	◎ 障害を有する方一人ひとりの障害程度区分に応じて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供しています。 ◎ 障害程度区分認定を進め、必要に応じたサービス提供体制の確保に努めます。 【平成 23 年 3 月末現在】 ・障害程度区分認定者数 208 人	社会福祉課
障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の提供体制の確保	◎ 障害者自立支援法に基づき、地域生活支援事業を実施しています。 ◎ 地域生活支援事業については、無料（一部有料あり）で提供しています。 ◎ 今後も、障害を有する方の地域での自立した生活を総合的に支援するために、障害福祉サービスとあわせて、必要に応じた地域生活支援事業の充実に努めます。	社会福祉課
食事サービスの実施	◎ 食事の調理が困難な身体障害を有する方等を対象に、昼食・夕食のお弁当の配食を行っています。 ◎ 障害者自立支援法に基づく障害を有する方へアセスメント*を行い、必要な方へ配食を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・延 139 人　1,963 食	高齢福祉課 予防
寝具乾燥サービス事業の実施	◎ 在宅で、寝具の衛生管理が困難な重度の身体障害を有する方に対して、寝具乾燥のサービス及び寝具の貸与をしています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・寝具乾燥 4 名　寝具貸与 3 名	高齢福祉課
難病患者等ホームヘルプ事業の実施	◎ 難病患者等に対して、食事・排泄・衣類着脱の介護、調理・洗濯・掃除等の支援を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・1 件	社会福祉課
難病患者等短期入所事業の実施	◎ 難病患者等に対して、在宅の生活が困難な場合、一時的に入所する事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・0 件	社会福祉課

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
障害児通園通学費助成金交付事業の実施	◎ 特別支援学校に通園通学している障害を有する児童に対して、障害児通園通学費助成金を支給する事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・54 件	社会福祉課
身体障害者等ショートステイ送迎援助事業の実施	◎ 重度の身体障害を有する方等がショートステイ(短期入所)を利用するため、介護者が施設への入退所の際にタクシーを利用して送迎した場合の料金の一部を助成する事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・2 件	社会福祉課
障害者タクシー利用等補助事業の実施	◎ 障害を有する方の社会参加を促進するため、タクシー利用又はガソリン給付補助券を交付しています。 ◎ タクシー利用・ガソリン補助のどちらでも利用できる補助券にとして、事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・発行者数 1,817 人 ・利用枚数（タクシー券 18,803 枚　ガソリン券 24,738 枚）	社会福祉課
市内循環バスの利便性向上	◎ 市内循環バスを運行しています。1 乗車 100 円で乗車できます。 ◎ 身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、運転手に手帳を提示された方とその付き添いの方 1 名は、無料で乗車できます。	防災交通課
身体障害者補助犬訓練等補助金の実施	◎ 身体障害を有する方が身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬*）の貸与を受けることを前提に行う訓練等にかかる費用を補助しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・0 件	社会福祉課

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
重度身体障害者自助具購入補助金交付事業の実施	◎ 身体障害手帳 1・2 級をお持ちの方に対して、自助具（自分にあったスプーン・片手用まな板等）購入費用に補助金を交付する事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・2 件	社会福祉課
難病患者等日常生活用具給付事業の実施	◎ 難病患者等に対して、日常生活用具を給付する事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・1 件	社会福祉課
車椅子の貸出の実施	◎ 社会福祉協議会会員加入世帯で、外出等で車椅子を必要とする方に短期間の貸出を行っています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・126 件	社会福祉協議会
移送サービスの実施	◎ 社会福祉協議会会員加入世帯で、家庭等で移送することが困難な障害を有する方に対して、ボランティアが医療・福祉施設等へ移送するサービスを実施しています。 ◎ 利用者増加の傾向にある中、ボランティアの確保に努め、今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・移送ボランティア 15 人　実施件数 1,118 件	社会福祉協議会
車椅子対応ワゴン車の貸出の実施	◎ 社会福祉協議会会員加入世帯で、車椅子対応のワゴン車を必要な方に貸出するサービスを実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・57 件	社会福祉協議会
障害者サロン事業「にこマル」の実施	◎ 一般就労をしている知的障害を有する方が、交流しながら社会性を高めることを目的に、定期的にサロン(交流の場)を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・6 回	社会福祉協議会

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
一時介護委託料助成事業の実施	◎ 障害を有する方を家庭で介護している方が、病気・介護の疲れ等の理由で一時的に介護ができなくなり、有料で介護を委託した場合に、介護料の一部を助成しています。 ◎ 家族の介護の負担軽減を図るサービスとして、今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・実人数 7 人　延人数 36 人	社会福祉課
緊急通報システム事業の実施	◎ 障害を有する方が家庭内で病状悪化等の緊急事態が発生した場合に、警備会社に通報するサービスを実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・55 名	高齢福祉課
人にやさしい住宅リフォーム給付費事業の実施	◎ 障害を有する方が生活している住宅改修の費用を給付する事業を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・1 名	高齢福祉課
各種手当の支給の実施	◎ 障害のために生じる特別の負担への支援として、手当を支給し、福祉の増進を図る制度が設けられています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【手当等】 ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・特別障害者手当 ・経過的福祉手当 ・在宅重度障害者手当 ・市障害（児）者扶助料	社会福祉課 児童課

（3）多様な居住の場の充実

【今後の方向性】

自宅や自宅以外の民間賃貸住宅、グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）等、本人の希望や障害の程度、家庭環境等に応じて住まいを選択できるよう、多様な居住の場の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
居住支援制度の周知等	◎ 住み慣れた自宅での暮らしや自宅以外での居住を支援する観点から、当事者や事業者向けの各種支援制度が設けられています。 ◎ 今後も案内用冊子等を相談窓口に設置し、事業を周知します。 【主な居住支援制度】 ・地域優良賃貸住宅制度*（愛知県） ・家賃債務保証制度*（財団法人高齢者住宅財団）	社会福祉課
圏域の障害福祉の拠点施設の充実	◎ 「尾張中部福祉の杜」は、障害者自立支援法に基づき、入所施設・短期入所・生活介護等のサービスを提供しています。 ◎ 今後も圏域の障害福祉の拠点として、施設入所への支援とともに、短期入所や生活介護等のサービスを通じて、障害を有する方の在宅による地域生活支援の充実を図ります。	社会福祉課
グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）等の設置の支援	◎ 障害者自立支援法に基づき、地域で自立した生活を営む場の整備を促進するため、グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の整備に要する経費を補助する事業を実施しています。 ◎ 今後もケアホーム（共同生活介護）等の開設準備金に対して補助し、居住の場の確保を図ります。	社会福祉課
グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の家賃補助	◎ グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の利用者にとって負担の大きい家賃に対しては、障害者自立支援法の改正により平成 23 年 10 月から家賃補助が実施されています。	社会福祉課

（4）スポーツ、生涯学習活動の促進

【今後の方向性】

スポーツや生涯学習活動が持つ楽しみ、人間関係を広げる等の役割を踏まえて、身近な地域の中でスポーツや生涯学習活動を始めたり、きっかけや継続する環境を提供します。

また、スポーツ・文化サークルの立ち上げ、スポーツ指導員やともに楽しむボランティアの確保、移動支援等、活動が地域に定着していくための総合的な支援に努めます。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
障害者スポーツ交流大会の実施	◎ 障害を有する方の体力の向上や競技スポーツの振興、社会参加の促進等を目的に、「障害者スポーツ交流大会」を開催しています。 ◎ 多くのボランティアの支援により、スポーツを通した市民同士の交流が行われています。 ◎ 今後も参加者の状況や意見等を考慮し、必要に応じて内容の検討や見直しを実施します。 【平成 22 年度実績】 ・参加者数 36 名	社会福祉協議会
施設使用料の減免等の実施	◎ 障害を有する方のスポーツ活動を促進するため、体育館利用料の減免を行っています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・総合体育館トレーニングルーム利用者数（減免分）1,617 人	スポーツ課
点字図書及び朗読CD*の充実	◎ 視覚障害を有する方が図書館を利用できるよう、点字図書及び朗読ＣＤを整備しています。 ◎ 今後も点字図書及び朗読ＣＤの充実を図ります。	生涯学習課
図書の郵送貸出の実施	◎ 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方に、無料で郵送貸出を行っています。 ◎ 今後も継続して実施します。	生涯学習課
生涯学習講座の開催と参加しやすい環境の整備	◎ 東公民館・文化勤労会館*において、各種講座を継続して開催しています。 ◎ 今後も地域の希望や要望を踏まえ、新規の講座を開催するとともに、障害を有する方が利用しやすい環境づくりを進めます。 【平成 22 年度実績】 ・27 講座	生涯学習課

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
体験活動支援バンクの充実	◎ 「体験活動ボランティア活動支援センター*」を開設し、体験活動の指導・支援を行うボランティアを登録及び指導者の情報を集約した「体験活動支援バンク」を継続して実施しています。 ◎ 今後も登録者の拡大と利用促進に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・登録　55 団体　個人 35 人	生涯学習課

（5）サービスの質の向上

【今後の方向性】

市、福祉施設及び当事者団体等関係機関が障害者自立支援協議会等を通じて連携し、各事業所におけるサービスの質を高める取組を促進します。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
福祉の総合窓口を通じた苦情処理等の実施	◎ 市役所西庁舎及び東庁舎に設置した福祉の総合窓口と各担当が連携し、窓口で利用者から受ける相談・苦情は各担当に伝達し、サービスの質の向上につなげています。 ◎ 今後も継続して実施します。	社会福祉課 高齢福祉課
県の第三者評価事業の活用促進	◎ 県が「福祉サービス第三者評価事業」として、社会福祉法人等の提供するサービスの質を第三者機関が評価する事業を行っています。 ◎ 今後も市内事業者に県事業の利用を促します。	社会福祉課
相談支援やサービスの従事者の資質の向上	◎ 障害者自立支援協議会等を通じて、関係機関の連携を図り、相談支援等に関する情報共有を図っています。 ◎ 相談支援やサービスに関わる従事者における資質の向上を図るため、今後も障害者自立支援協議会等を通じた関係機関の連携強化とともに、各種研修の充実や積極的な参加を促します。	社会福祉課

（6）福祉人材の養成・確保

【今後の方向性】

在宅での生活の継続や施設入所者等の地域生活への移行を支援するにあたり、自立を支援する作業療法士やホームヘルパー等の福祉人材の確保に努めます。

また、専門職だけでなく、ピアカウンセラー*や専門性と技術を持ったボランティア等幅広い福祉人材を確保し、福祉に携わる人材のすそ野を広げていきます。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
専門職の確保及び適正配置	◎ 相談窓口には、看護師、社会福祉士*の専門職を配置するとともに、市から委託している相談支援事業所には、看護師、介護福祉士及び精神保健福祉士*の資格所有者が配置されており、専門性の高い相談等について連携を図っています。 ◎ 福祉サービス従事者を今後も安定的に確保していくために、尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会を通じて、周辺自治体や名古屋中公共職業安定所など関係機関との協力、教育機関・養成施設等との連携のもとで、人材確保を検討します。 ◎ ホームヘルパー資格者など潜在的有資格者を掘り起こすとともに、各事業者の雇用管理に関する支援などを検討します。 ◎ 相談支援事業所等における就労支援相談員の設置を検討します。	社会福祉課
ピアカウンセラーの育成	◎ 相談支援事業者やボランティア団体などと連携し、ピアカウンセリングの手法の相談支援事業への導入を検討します。	社会福祉課

6. 生活環境

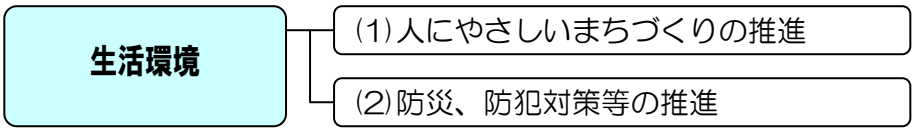

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

【今後の方向性】

ユニバーサルデザイン*の考え方をもとにして、障害を有する方等の視点に立ったまちづくりを推進します。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
誰もが使いやすい公共施設の整備推進	◎ 市役所庁舎をはじめとする公共施設については、手すりの設置等、基本的なバリアフリー化を実施しています。 ◎ 鹿田第一公園や池田公園、西春駅西公園の整備において､多目的トイレ*の設置やスロープの整備等､基本的なバリアフリー化を実施しました。 ◎ 今後も、誰もが使いやすい公共施設の整備を推進します。	都市整備課 総務課
人にやさしい歩道整備事業の推進	◎ 西春駅東西連絡橋において、エレベーター・エスカレーターの設置を実施しました。 ◎ 今後も、障害を有する方等にやさしい移動環境に努めます。	都市整備課
視覚障害者誘導用ブロック整備事業の推進	◎ 県が名古屋江南線と西春駅を結ぶ西春停車場線に視覚障害を有する方誘導用ブロックを設置しました。 ◎ 今後も、視覚障害を有する方の誘導用ブロックを順次整備します。	都市整備課
公共交通機関のバリアフリー化の促進	◎ 西春駅舎及び徳重・名古屋芸大駅舎において、バリアフリー化事業を実施しました。 ◎ 今後も必要に応じてバリアフリー化を促します。	都市整備課
「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等の周知	◎ 県で作成している案内用冊子、ポスター等を窓口に設置・掲示し、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等を周知します。 ◎ 今後も同様の方法により、周知します。	施設管理課

（2）防災、防犯対策等の推進

【今後の方向性】

災害時要援護者支援の対策を推進し、身近な地域における避難支援の体制づくりや福祉避難所の確保とともに、災害時要援護者の避難を想定した訓練の実施について、市内各地区で、順次実施します。

また、犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策、さらには悪徳商法など消費者トラブルから守る取組など、障害を有する方の安全・安心のための総合的な対策が求められます。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
災害時要援護者対策の推進	◎ 災害時、防災交通課から聴覚障害を有する方へＦＡＸで災害情報の伝達ができるよう登録を受け付けているほか、メールアドレスの登録者にも災害情報をメール配信しています。 ◎ 災害時要援護者を対象に台帳を作成し、災害時の安否を確認できるシステムを構築しています。 ◎ 順次、市内各地区をモデル指定し、災害時の避難支援等に関わる民生委員・児童委員*、社会福祉協議会、自治会役員、高齢者見守り活動協力員*、老人クラブ*、女性の会*などで構成する支援組織を構築します。 ◎ 災害時要援護者登録台帳に登録した情報をもとに、災害情報の伝達、安否確認、避難誘導などの訓練を実施します。 ◎ 市内福祉施設については、協議の上、福祉避難所としての指定を進めます。また、福祉的避難所が開設されるまでの間の対応として、各避難所に重度の障害を有する方等の受け入れが必要となります。各避難所が一時的な福祉的避難場所として機能できる体制作りのため、ベッドや車椅子、介護用品等のレンタル又は購入により対応できるように事業所と協定を結ぶなど、障害を有する方の性別や年齢、障害の状態、生活の実態に応じた対策を検討します。 ◎ 重度の障害を有する方の受け入れ施設として、社会福祉法人西春日井福祉会の所有施設である障害者センターや特別養護老人ホームとの使用の協力を締結しています。	防災交通課 社会福祉課

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
交通安全教室・防犯教室の開催	◎ 障害を有する方を対象として、必要に応じて教室を開催しています。 ◎ 今後も継続して実施します。	防災交通課
信号機や横断歩道等、交通安全施設の充実・整備	◎ 警察と連携して信号機や横断歩道等、交通安全施設の充実・整備に努めています。 ◎ 今後も継続して実施します。	防災交通課
消費者トラブルへの対策の実施	◎ 「北名古屋市消費生活相談」を毎週水曜日、専門相談員により実施しています。 ◎ 警察と連携して、今後も犯罪被害からの予防や緊急時の通報対策、交通安全対策、さらには悪徳商法など消費者トラブルから守る取組など、障害を有する方の安全・安心のための対策に努めます。	商工農政課 防災交通課

7. 広報・啓発

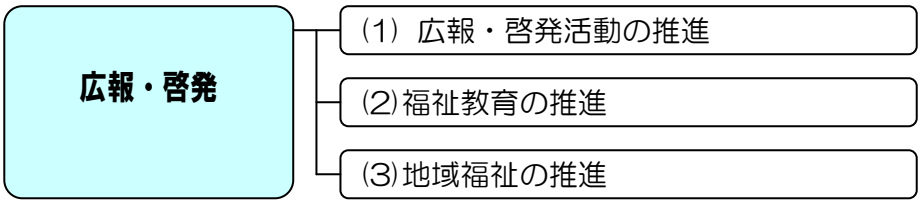

(1) 広報・啓発活動の推進

【今後の方向性】

障害を理由とする差別を防止し、地域社会の中で障害の有無によって分け隔てられることがないよう、市広報紙等による広報活動をはじめ、さまざまな機会を通じて、障害を有する方やその障害に対する市民の理解促進を図ります。

また、当事者自身が啓発活動に関わる中で、相互がふれあう機会（交流・行事等）の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
障害や障害を有する方の理解促進に向けた啓発記事の掲載や「障害者週間 12 月 3 日～9 日」等の周知	◎ 市広報紙やホームページ等を通じて、障害や障害を有する方への理解と認識を深めるために、啓発記事を掲載しています。 ◎ 今後も、あらゆる媒体を通じて啓発・広報活動を実施します。	社会福祉課
障害者自立支援法等の法律や計画の周知	◎ 市広報紙やホームページ等を通じて、障害者自立支援法等、法改正の概要を掲載しています。 ◎ 今後も継続実施を図るとともに、本計画については、ホームページに掲載し、広く市民への周知を図ります。	社会福祉課
北名古屋キャラバン隊*による普及啓発活動の実施	◎ 北名古屋キャラバン隊「陽だまり」は、発達障害を有する方が、どう聞こえ、どう見えるのかなどを、実演を通して地域社会的に啓発活動を通じて理解されるよう、保護者で結成された団体です。 ◎ 市の掲げる各年代・生活環境に応じた一貫した支援を行えるよう、本人・家族・支援者・地域・行政が一体となり、発達障害を有する方の理解促進の普及啓発活動に努めます。	社会福祉課

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
「ふれあいフェスタ」の実施	◎ 市民が生涯を通じて健康で心豊かに生活ができるよう健康づくりの意識の高揚を図ることを目的に､｢健康フェスタ｣を実施しています。 ◎ 「健康」｢快適｣｢自立｣ をキーワードとし、市民協働のもと、誰もが快適な生活環境の中で、いきいきと安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するための意識高揚を図るとともに、ボランティア活動の啓発を目的に、｢ふれあいフェスタ｣ を実施しています。 ◎ 今後も必要に応じて内容を充実させ、継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・参加者　4,000 人	健康課 社会福祉協議会

（2）福祉教育の推進

【今後の方向性】

乳幼児期や学齢期といった成長発達期においては、学校や地域の中で子ども同士が交流する機会を今後とも充実させるとともに、保護者や地域住民の参加による「福祉教育」の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
保育園や幼稚園における幼児期からの福祉教育の推進	◎ 障害を有する児童との交流を､｢あさひ子どもふれあいセンター*｣では毎日､｢徳重保育園｣では計画的に実施しています。 ◎ 今後も、障害を有する児童との交流を通し、幼児期の福祉教育に努めます。	児童課
福祉実践教室等の実施	◎ 社会福祉協議会と小・中学校が連携し、障害を有する方等を学校に招き、車椅子体験、点字及び手話等を学びながら、福祉実践教室を児童生徒と保護者を対象に実施しています。 ◎ 今後も、総合的な学習の時間への協力を含め、社会福祉協議会と小・中学校が連携した取組を継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・13 校	社会福祉協議会
市職員によるまちづくり出前講座*の実施	◎ 社会福祉課を中心に、幅広い年代を対象として、福祉教育の出前講座を実施しています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・41 件	各課

（3）地域福祉の推進

【今後の方向性】

平成23年3月に策定した「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画*」に基づき、「出会い　ふれあい　支えあい　共に生きるまち」という将来像の実現に向けて、障害の有無に関わらず、市民同士の出会い、支えあいの活動のさらなる活発化を促し、ナチュラルサポートの浸透に努めます。

また、一人ひとりが福祉の担い手となって、市民、各種団体や企業、そして市が協働するような取組を推進します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	実施内容及び今後の方針	担当
「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の推進	◎ 平成 23 年度に「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。 ◎ 今後はこの計画に基づき、市や社会福祉協議会、ボランティア団体、サービス事業者、そして地域住民が協働し、地域福祉の取組を進めます。	社会福祉課
小地域福祉ネットワークの確立	◎ 市内すべての自治会を社会福祉協議会支部として位置付け、支部ごとに地域福祉活動を実施してもらうよう働きかけています。 ◎ 支部同士が交流を図る機会を設け、社会福祉協議会各支部の特徴を生かした事業を実施します。 ◎ 今後も継続して働きかけます。 【平成 22 年度実績】 ・31 支部中、26 支部で活動	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動の実施	◎ 民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者として、障害を有する方や高齢の方の相談に応じ、必要な支援を実施しています。	社会福祉課
身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の実施	◎ 身体障害を有する方及びその家族からの相談や知的障害を有する方の家庭における療育、生活等に関する相談に応じています。 ◎ 電話での相談も受け付けています。 ◎ 今後も継続して実施します。	社会福祉課
ボランティア活動に関する調整機能の強化	◎ さまざまなボランティア活動に関する調整を行っています。 ◎ 今後も機能の強化に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・ボランティア相談　毎月 1 回実施	社会福祉協議会

施策･事業	実施内容及び今後の方針	担当
ボランティア入門講座の開催	◎ 各種ボランティア講座を開設しています。 ◎ 今後も参加者の状況や意見、協力団体の意見等を考慮し、必要に応じて講座内容の検討、見直しをしながら実施します。 【平成 22 年度実績】 ･要約筆記 9 人 点訳 5 人 手話 13 人 防災 7 人 おもちゃ修理教室 11 人 手話体験教室 12 人 デジカメ講座 8 人 手作りカード教室 6 人	社会福祉協議会
精神保健福祉ボランティアの育成・確保	◎ 市内では、社会復帰教室等の活動を行っている団体として、精神保健福祉ボランティアグループ「未来」があります。 ◎ 今後もボランティアの育成・確保に努めます。	社会福祉協議会
ボランティアまつりの実施	◎ 市（行政）と社会福祉協議会の共催で「ふれあいフェスタ」を開催。その中でボランティア活動の啓発を行っています。 ◎ 今後も継続して実施します。 【平成 22 年度実績】 ・参加者 約 4,000 人	社会福祉協議会
ボランティア団体相互の交流・連携の強化	◎ 社会福祉協議会ボランティアセンター*登録団体で構成するボランティア連絡協議会*が組織されています。 ◎ 今後も研修会等の開催を通じて、ボランティア団体相互の交流・連携の強化に努めます。 【平成 22 年度実績】 ・ボランティアセンター登録団体 26 団体 ・ボランティア連絡協議会加入団体 20 団体	社会福祉協議会 ボランティア団体
住民参加型有料サービスやNPO*法人等の育成	◎ 市内のＮＰＯ法人が福祉サービス等の活動を展開しています。 ◎ 今後も総合的な生活支援の充実とサービスの選択肢拡大を目指し、ＮＰＯ法人等による福祉サービスの展開を促していきます。	社会福祉課

第 5 章　サービス提供体制の確保に関する目標等の設定

1. サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国における障害福祉計画策定基本指針*の改正内容に即して、障害者自立支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、第1期計画からの考え方を継承するとともに、第2期の実績等を踏まえて、平成26年度の目標値を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図り、基本理念の実現を目指します。

図表 40　サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

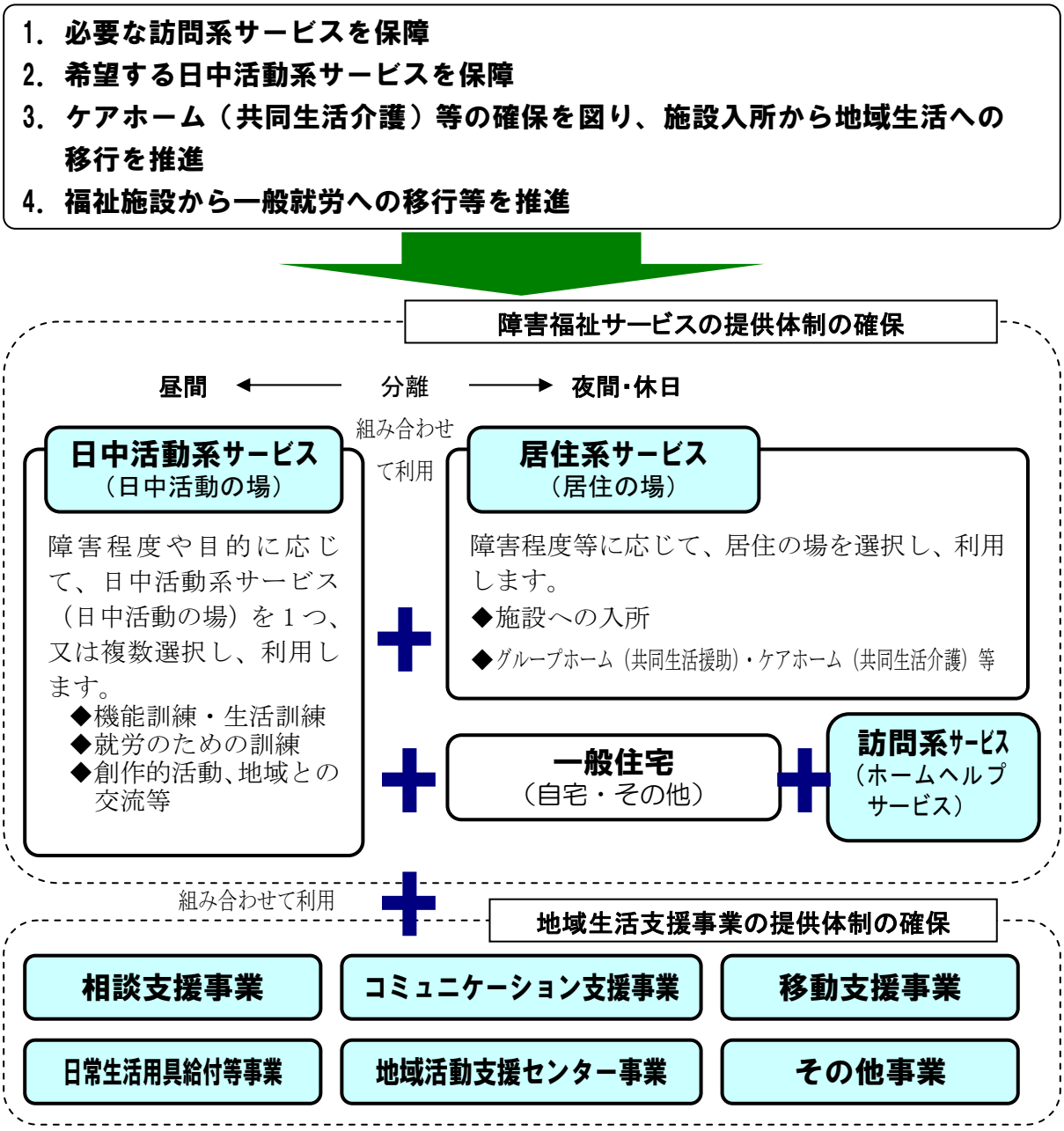

2. 平成 26 年度の目標値

本計画では、障害を有する方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成26年度を目標年度として、次の4つの目標値を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行
（2）福祉施設から一般就労への移行
（3）就労移行支援事業の利用者数
（4）就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

4つの目標値の設定にあたっては、国における障害福祉計画策定基本指針の改正内容を踏まえつつ、第2期における実績等本市の実情に応じて設定します。

なお、前期計画で目標値を設定した「退院可能な精神障害者の地域生活への移行」については、国の改正基本指針案に基づき、本計画では目標値を定めないこととします。

図表 41　目標値実現までの流れ

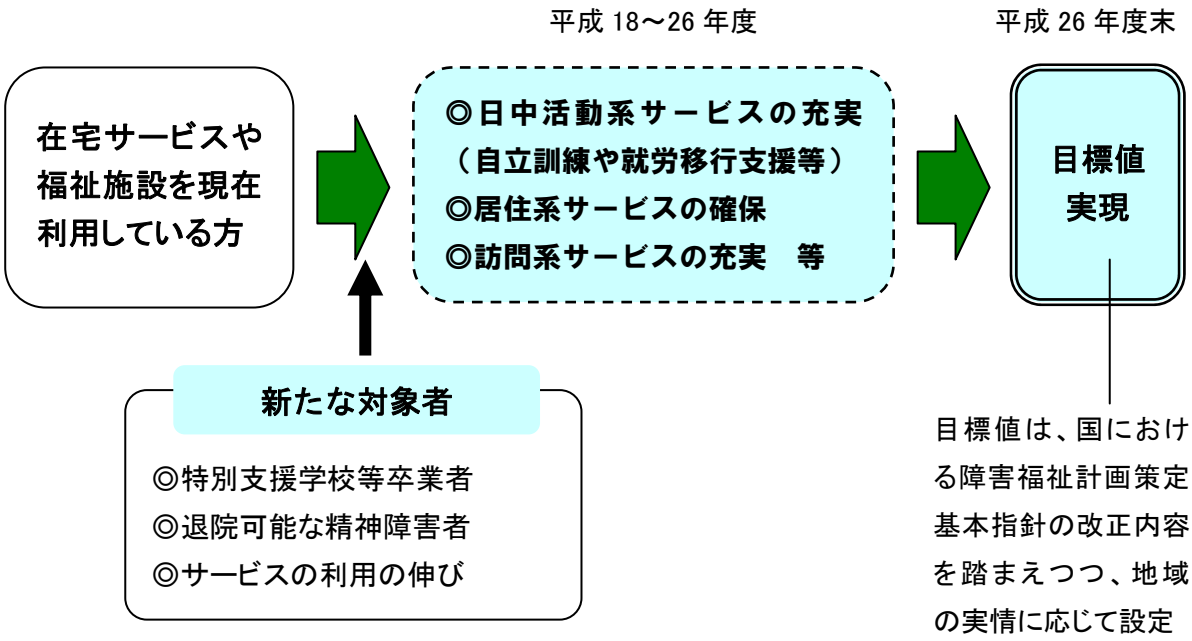

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、平成26年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、第1期障害福祉計画策定時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することが基本とされています。あわせて、平成26年度末の施設入所者数を第1期障害福祉計画策定時点の施設入所者数から1割以上削減することが基本とされています。

平成23年3月末現在、福祉施設から地域生活への移行実績は1人となっており、平成26年度末までの3年間に、施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等へ移行した者の数については、平成17年10月時点の施設入所者数の約1割にあたる4人を目標値として設定します。

図表 42　福祉施設の入所者の地域生活への移行

事　　項	数　値		備　　考
第 1 期障害福祉計画策定時点の施設入所者数 平成 17 年 10 月時点	33　人	(A)	※身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）の入所者数の計
目標年度入所者数	58　人	(B)	平成 26 年度末の見込み
増減見込み目標値	25　人		(B)－(A)の値
第 1 期（平成 18～20 年度）における地域移行数	0　人	移行率 (0.0%)	第1期において施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等へ移行した者の数
第 2 期（平成 21～23 年度）における地域移行数	1　人	移行率 累計 (0.0%)	第 2 期において施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等への移行した者の数
第 3 期（平成 24～26 年度）における地域移行数	3　人		第 3 期において施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等への移行を目指す者の数
地域移行目標数　合計	**4　人**	**移行率 (12.1%)**	**平成 26 年度末までに施設入所からグループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）等への移行を目指す者の数の合計**

（2）福祉施設から一般就労への移行

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、一般就労への移行者を平成17年度の年間一般就労移行者数の4倍以上を目指すことが基本とされています。

本市では、過去3年度（平成20年度～22年度）の平均年間一般就労移行者数は1.3人となっています。

今後は、自立支援協議会等を通じて、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター*と福祉施設の連携をより一層強化するとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ることで、平成26年度中の一般就労移行者数を平成17年度の年間一般就労移行者数の4倍にあたる4人の実現を目指します。

図表 43　福祉施設から一般就労への移行

事　項	数　値		備　　考
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	1　人		平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
《参考》過去 3 年度(平成 20 年度～22 年度)の平均年間一般就労移行者数	1.3　人		平成 20 年度～22 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(4 人)を年度平均にした数
目標年度における年間一般就労移行者数	**4　人**	**(4 倍)**	**平成 26 年度中において福祉施設を退所し、一般就労する者の数**

（3）就労移行支援事業の利用者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度の就労移行支援事業の利用者数に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することが基本とされています。

本市では、平成23年度現在、就労移行支援を実施する市内事業所は1か所となっており、事業を実施する事業所の拡充を検討しつつ、目標値については、平成26年度末の福祉施設利用者の推計値207人に対して、約6％にあたる12人を設定します。

図表 44　就労移行支援事業の利用者数

事　項	数　値		備　　考
平成 26 年度末の 福祉施設利用者見込数	207　人		平成 26 年度末において福祉施設※を利用する者の数 ※生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の事業所
目標年度における就労移行支援事業の利用者数	**12　人**	**(5.8%)**	**平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数**

（4）就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、平成26年度の就労継続支援（A型）事業の利用者の割合に関する目標値を設定します。

なお、目標値については、国における障害福祉計画策定基本指針で、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することが基本とされています。

本市では、平成23年度現在、就労継続支援（A型）を実施する事業所は市内には未整備となっており、市外の事業所の利用実績が見られる状況であり、目標値については、平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の推計利用者数29人に対して、おおむね4割にあたる11人を設定します。

図表 45　就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の割合

事　項	数　値		備　　考
平成 26 年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者見込数	29　人		平成 26 年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
目標年度における就労継続支援（Ａ型）事業の利用者数	**11　人**	**(37.9%)**	**平成 26 年度末において就労継続支援（Ａ型）事業を利用する者の数**

3. 障害福祉サービス及び相談支援の見込量及び確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って検討し、設定します。

また、障害福祉サービスの支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行う障害者自立支援審査会*の適切な運営のための方針を設定します。

図表 46　障害福祉サービス等一覧

- **（1）訪問系サービス**
  - **◎居宅介護**
  - **◎重度訪問介護**
  - **◎行動援護**
  - **◎同行援護**
  - **◎重度障害者等包括支援**
- **（2）日中活動系サービス**
  - **◎生活介護**
  - **◎療養介護**
  - **◎自立訓練（機能訓練）**
  - **◎自立訓練（生活訓練）**
  - **◎就労移行支援**
  - **◎就労継続支援Ａ型**
  - **◎就労継続支援Ｂ型**
  - **◎短期入所**
- **（3）居住系サービス**
  - **◎グループホーム（共同生活援助）**
  - **◎ケアホーム（共同生活介護）**
  - **◎施設入所支援**
- **（4）指定相談支援（サービス利用計画作成）**
- **（5）障害者自立支援審査会**

※児童デイサービスについて

児童デイサービスについては、障害者自立支援法等の一部改正に伴い、障害者自立支援法に基づくサービスではなく、平成24年4月からは児童福祉法に基づく障害児通所支援として、児童発達支援や放課後等デイサービスといったサービスに再編されます。

（1）訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅での生活全般を支援したり、外出時の移動支援を行うサービスです。

①　サービスの種別と内容

訪問系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 47　訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護【平成23年10月からの新サービス】	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方を対象に、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な方で、意思疎通が困難な重度の障害の方に居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

②　各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第3期のサービス見込量は、第2期の実績や利用者数の増加などを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、サービス事業者に対して障害特性を理解するための研修への参加を促すとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めていきます。

図表 48　訪問系サービスの見込量

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	（時間数/月）	554	591	619
	（実利用者数/月）	60	64	67
	（市内事業所数）	6	6	6
重度訪問介護	（時間数/月）	373	402	431
	（実利用者数/月）	2	2	2
	（市内事業所数）	4	4	4
行動援護	（時間数/月）	65	65	65
	（実利用者数/月）	2	2	2
	（市内事業所数）	3	3	3

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
同行援護	（時間数/月）	40	40	40
	（実利用者数/月）	5	5	5
	（市内事業所数）	2	2	2
重度障害者等包括支援	（時間数/月）	―	―	―
	（実利用者数/月）	―	―	―
	（市内事業所数）	―	―	―

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受けるサービスです。

①　サービスの種別と内容

日中活動系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 49　日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間（18か月）】
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間（24か月）】【長期入院・入所（36か月）】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間（24か月）】
就労継続支援（Ａ型）	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。

サービス種別	実施内容
就労継続支援（Ｂ型）	就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない。） 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②　各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第3期のサービス見込量は、第2期の実績や市内サービス事業所の新体系移行予定などを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。また、就労支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。

図表 50　日中活動系サービスの見込量

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	（人日/月）	3,147	3,357	3,420
	（実利用者数/月）	150	160	163
	（市内事業所数）	4	4	4
療養介護	（人日/月）	―	―	―
	（実利用者数/月）	―	―	―
	（市内事業所数）	―	―	―
自立訓練（機能訓練）	（人日/月）	12	12	12
	（実利用者数/月）	1	1	1
	（市内事業所数）	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	（人日/月）	35	35	35
	（実利用者数/月）	2	2	2
	（市内事業所数）	1	1	1
就労移行支援	（人日/月）	139	139	151
	（実利用者数/月）	11	11	12
	（市内事業所数）	1	1	1
就労継続支援（Ａ型）	（人日/月）	120	120	132
	（実利用者数/月）	10	10	11
	（市内事業所数）	―	―	―
就労継続支援（Ｂ型）	（人日/月）	254	272	290
	（実利用者数/月）	16	17	18
	（市内事業所数）	1	1	1
短期入所	（人日/月）	168	176	187
	（実利用者数/月）	43	45	48
	（市内事業所数）	1	1	1

（3）居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

①　サービスの種別と内容

居住系サービスは、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 51　居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
ケアホーム（共同生活介護）	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

②　各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、福祉施設からの地域移行の受入先の必要性等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、事業者によるグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援については、障害者自立支援審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な方が利用できるよう努めます。

図表 52　居住系サービスの見込量

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）	（実利用者数/月）	14	15	16
	（市内事業所数）	2	3	3
	（市内事業所定員）	8	12	12
施設入所支援	（実利用者数/月）	58	58	58
	（市内事業所数）	1	1	1

（4）指定相談支援（サービス利用計画作成）

①　サービスの種別と内容

指定相談支援（サービス利用計画作成）は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 53　指定相談支援（サービス利用計画作成）の内容

サービス種別	実施内容
指定相談支援（サービス利用計画作成）	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス利用計画（ケアプラン*）の作成を行います。

②　各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、障害福祉サービスの利用者全員とし、次のとおりとします。

図表 54　指定相談支援（サービス利用計画作成）の見込量

サービス種別		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指定相談支援（サービス利用計画作成）	（実利用者数/月）	261	277	294
	（市内事業所数）	5	5	5

（5）障害者自立支援審査会

障害者自立支援審査会は、保健・医療・福祉の各分野で豊富な学識経験のある委員で構成し、サービスを利用する本人の意向を尊重しながら、多面的な視点による審査を実施し、適切なサービス支給決定に努めます。

また、迅速な認定審査に努めるとともに、審査会の判定業務に関する資料を保管し、個人情報の公開に対応した体制を整えます。

4. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定に基づき、障害を有する方が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

本市は、市独自の取組として、利用者の経済的負担を軽減するため、当事業の自己負担を無料化しています。

なお、事業の実施内容・方針とともに、第3期における事業の見込量を次のとおり設定します。

（1）事業の実施内容・方針

地域生活支援事業は、次の内容と方針に基づき実施します。

図表 55　地域生活支援事業の内容

事業	内容	方針
相談支援事業	障害を有する方等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等権利擁護のための援助を行う事業です。	◎社会福祉協議会を相談支援の中核的な役割を担う機関として設定し、当該協議会を中心に市内5事業所に委託した相談支援事業所が連携して、サービスを必要とする方の状況把握とサービス利用計画の作成にあたります。 ◎「尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会」で関係機関の連携強化を図り、相談支援の質の向上に努めます。 ◎相談支援機能強化事業を通じて、相談支援に関わる専門職を配置し、対応します。 ◎住宅入居等支援事業は、相談支援事業者と調整を図りながら、実施を検討します。 ◎成年後見制度の利用を支援します。 ◎関係機関が連携した虐待防止のシステムを検討します。

事業	内容	方針
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置等、意思疎通に支障がある障害を有する方と他の方を仲介する事業です。	◎支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援の充実や広報等を通じて、事業の周知に努めます。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害を有する方に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与する事業です。	◎支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援の充実や広報等を通じて、事業の周知に努めます。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。	
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る事業です。	◎支援を必要とする方の利用を促進するために、需要等に応じた事業所の確保とともに、広報等を通じて周知に努めます。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度の身体障害を有する方に、移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行う事業です。	◎事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、広報等を通じて周知に努めます。
日中一時支援事業	家族の一時的な就労支援及び一時的な休息を目的に、障害を有する方等の日中における活動の場を提供する事業です。	
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。	

事業	内容	方針
知的障害者職親委託制度	知的障害を有する方の更生援護に熱意を有する事業経営者等が、一定期間知的障害を有する方を預かり、生活指導や技能習得訓練等を行う事業です。	◎事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、広報等を通じて周知に努めます。
就職支度金支給事業	身体障害者更生施設等に入所もしくは通所施設にて更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった方に就職支度金を支給する事業です。	
自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	
運転免許取得助成事業	自動車運転免許を取得する費用の一部を助成する事業です。	
奉仕員養成研修事業*	聴覚障害を有する方等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として必要程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成研修する事業です。	◎支援に関わる人材確保を図るため、手話奉仕員を養成研修する事業を、県及び市社会福祉協議会と連携し実施することを検討します。

（2）事業の見込量及びその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第2期の利用実績や今後の基盤整備の動向を踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 56　地域生活支援事業の見込量

区分		年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	（実施か所数）	5	5	5
	地域自立支援協議会	（実施か所数）	1	1	1
	相談支援機能強化事業	（実施か所数）	―	―	―
	住宅入居等支援事業	（実施か所数）	―	―	―
	成年後見制度利用支援事業	（実施か所数）	1	1	1
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業	（設置者数）	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	（実利用者数/月）	10	11	12
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	（給付件数/年）	2	2	2
	自立生活支援用具	（給付件数/年）	14	15	16
	在宅療養等支援用具	（給付件数/年）	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	（給付件数/年）	9	9	9
	排泄管理支援用具	（給付件数/年）	1,290	1,433	1,576
	居宅生活動作補助用具	（給付件数/年）	2	2	2
移動支援事業		（実利用者数/月）	131	136	140
		（利用時間数/月）	1,167	1,323	1,480
地域活動支援センター事業	市内施設利用分	（実施か所数）	3	3	3
		（実利用者数/月）	23	24	24
	他市町施設利用分	（実施か所数）	1	1	1
		（実利用者数/月）	2	2	2
訪問入浴サービス事業		（実施か所数）	3	3	3
		（実利用者数/月）	13	15	17
更生訓練費		（給付件数/年）	―	―	―
日中一時支援事業		（実施か所数）	15	15	15
		（実利用者数/月）	127	132	136

区分 ＼ 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活サポート事業	（実利用者数/月）	1	1	1
知的障害者職親委託制度	（実利用者数/月）	―	―	―
就職支度金支給事業	（助成件数/年）	2	2	2
自動車改造助成事業	（助成件数/年）	5	5	5
運転免許取得助成事業	（助成件数/年）	2	2	2
手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）	（研修修了者数/年）	6	6	6
要約筆記ボランティア養成講座	（研修修了者数/年）	8	8	8

※手話奉仕員養成講座、要約筆記ボランティア養成講座については、社会福祉協議会の事業

（3）尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会の役割

障害者自立支援協議会は、障害者自立支援法の一部改正により、法律に「地域の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。」とその役割等が明記されました。

尾張中部福祉圏域では、平成20年2月19日に北名古屋市、清須市、豊山町、春日町の2市2町により、尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会が設立され、相談支援事業所をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場となっており、次の役割を担っています。

1　福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
2　困難事例の対応策に関すること。
3　地域の社会資源の開発に向けた協議に関すること。
4　地域の関係機関相互の連携に関すること。
5　その他、障害者自立支援について、必要と認める事項に関すること。

これらの項目について協議するため、当協議会には、医療機関、相談支援事業所、訪問系サービス事業所、日中活動系サービス事業所、居宅系サービス事業所、障害者団体、民生委員、児童委員、保健所、学校、行政などの代表者が参加しています。

また、当協議会に運営会議を設置しており、行政、相談支援事業所、関係機関の実務担当者が集まり、より身近な観点からの、圏域における障害を有する方の実情、要望、状況等を把握し、目的達成のため、意見や提案などの協議を行っています。

さらに、運営会議では、専門的に協議する場として、相談支援事業所分科会や訪問系事業所分科会、日中活動支援分科会、作業部会を設置し、必要に応じて開催しています。

そのほか、当協議会の活動を広く周知するため、発刊誌として「地域の風・絆」を毎月発刊しています。

今後も、当協議会は、地域の障害福祉に関するシステムの中核として、よりよい尾張中部福祉圏域の障害者地域福祉を目指して活動を行います。

第 6 章　計画の達成状況の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

なお、障害福祉計画は、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成26年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行状況や、一般就労への移行状況等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

2. 点検及び評価体制

計画の点検・評価については、毎年度の事業実績や検証結果をもとに、計画見直しの時期に保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する計画策定委員会により実施します。

3. 点検及び評価結果の周知

保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する組織が中心となり、点検及び評価した結果については、パブリックコメント*等の機会を通して、広く市民に周知を図ります。

資料

1. 計画策定の経過

日時		各種調査･会議等	概要
平成 23 年	5 月 27 日	第 1 回 北名古屋市障害者計画策定委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害福祉計画の策定について ・アンケートの内容について
	6 月	第 2 期障害福祉計画策定のためのアンケート調査の実施	手帳所持者 1,000 人を対象に、相談窓口の満足度、サービスや事業の利用状況及び利用意向などを調査
	7 月 19 日	北名古屋市障害者計画及び障害福祉計画策定のためのインタビュー調査の実施	障害を有する方及びその家族、市内障害者施設の代表者など、16 の団体・事業者を対象に、次期計画の重点課題について、グループインタビュー形式による調査を実施
	8 月 25 日	第 2 回 北名古屋市障害者計画策定委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害者計画・障害福祉計画骨子案について
	11 月 18 日	第 3 回 北名古屋市障害者計画策定委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害者計画・障害福祉計画素案について
	12 月～1 月（予定）	パブリックコメントの実施	市民から北名古屋市障害者計画・障害福祉計画素案についての意見募集
平成 24 年	2 月（予定）	第 4 回 北名古屋市障害者計画策定委員会の開催	議事 ・北名古屋市障害者計画・障害福祉計画案について

2. 北名古屋市障害者計画策定委員会

北名古屋市障害者計画策定委員会設置要綱

（平成 18 年 4 月 27 日
告示第 180 号）

（設置）

第1条　北名古屋市の障害者に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る障害者計画・障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、北名古屋市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　計画の策定に関すること。

⑵　その他、計画の策定に必要と認められること。

（組織）

第3条　委員会は、20人以内の委員をもつて組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　行政関係職員

⑷　その他、市長が適当と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、計画の策定終了までとする。

（報酬）

第5条　委員は、非常勤の特別職とし、報酬の額は北名古屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第44号）の別表「その他の委員」に準ずるものとする。

（委員長及び副委員長）

第6条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2　委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明させ又は意見を聞くことができる。

（庶務）
第9条　委員会の庶務は、福祉部において処理する。
（雑則）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

北名古屋市障害者計画策定委員会　委員名簿

（敬称略、順不同）

機関・団体・事業所名	職　名	氏　　名	備考
日本福祉大学中央福祉専門学校	校長	長　岩　嘉　文	委員長
北名古屋市議会 福祉教育常任委員会	委員長	山　下　隆　義	副委員長
西名古屋医師会	医　師	森　　貞　子	
西春日井歯科医師会	歯科医師	浅　野　恒　雄	
西春日井薬剤師会	薬剤師	杉　山　佳　子	
社会福祉法人 北名古屋市社会福祉協議会	会　長	高　柳　利　清	
北名古屋市民生委員協議会	会　長	村　瀬　正　孝	
北名古屋市心身障害者福祉協会	会　長	髙　桒　金　平	
北名古屋市育成会	会　長	前　田　洋　子	
特定非営利活動法人 愛知県難聴・中途失聴者協会	理事長	黒　田　和　子	
特定非営利活動法人 太陽	理事長	佐　藤　公　伸	
障害者センター 尾張中部福祉の杜	生活支援課長	髙　井　富　夫	
尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会	会長	鈴　木　岩　雄	
ひまわり西園 保護者会	会　長	古　川　美　幸	
名古屋中公共職業安定所	主任就職促進指導官	市　川　　浩	
愛知県師勝保健所	健康支援課長	谷　川　隆　子	
愛知県立一宮東養護学校	教　頭	祖父江　元　宏	
北名古屋市立師勝小学校	校　長	二ノ宮　正　治	

用語解説

Ａ～Ｚ

Ａ型事業所

障害者自立支援法に基づく就労継続支援のための施設で、障害を有する方に対して雇用契約に基づき就労の機会を提供する事業所のことです。

Ａ判定

愛知県療育手帳制度実施要綱に基づき、知的障害の程度で、Ａ判定は、知能指数（ IQ ）がおおむね 35 以下で日常生活において常時介護を要する方（身体障害者手帳 1 から 3 級に該当する方は、知能指数（ IQ ）がおおむね 50 以下）です。

ＥＭぼかし

有機物（米ヌカ・油カス・魚カスなど）をＥＭ菌で発酵させた堆肥のことです。

ＣＤ

コンパクトディスクの略称で、デジタル情報を記録する媒体です。

ＮＰＯ

あらゆる分野における営利を目的としない民間組織（民間非営利組織）。非営利とは必ずしも無償を意味するものでなく、営利よりも社会的使命を優先し、有償の活動によって利益があっても、その利益を社員に分配せず次の活動に用いることをいいます。ＮＰＯ法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得した団体です。

あ行

愛知県青い鳥医療福祉センター

名古屋市西区に所在する重症心身障害児施設・肢体不自由児施設を併せ持つ複合施設です。

愛知県広域災害・救急医療情報システム

医療機関の被災情報、支援情報を全国ネットで把握できる総合的な医療情報システムであり、迅速かつ適切な医療救護活動に活用されるものです。

愛知県中央児童障害者相談センター

児童並びに身体障害を有する方、知的障害を有する方についての相談を受けている県の施設です。

愛知障害者職業センター

就職や職場適応、職場復帰を目指す障害を有する方や雇用を考えている事業主を支援する県の施設です。

愛知障害者職業能力開発学校

障害を有する方を対象とする公共職業能力開発施設です。

あいち発達障害者支援センター

自閉症・アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、注意欠陥／多動性障害、学習障害などの発達障害を有する方やその家族の方、関係者などからの相談に応じ、支援を行う施設です。

赤ちゃん訪問員

生後４か月児未満の乳児を対象に家庭訪問を実施し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況、養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業で、その活動員です。

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等に関する利用のしやすさの度合いのことです。

あさひ子どもふれあいセンター

市民相互の交流を通して、児童の健全育成・子育て支援に関する情報の発信基地、児童福祉サービスの提供と地域ふれあいの場の拠点として、保育園・心身障害児通園所・子育て支援センターを併設した児童複合施設です。

アセスメント

利用者の希望や要望を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握することです。課題分析ともいいます。

移動支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行う事業です。

インクルーシブ教育

ノーマライゼーションの理念の浸透により、インクルージョン（包括教育）の推進が叫ばれるようになっています。「インクルーシブ教育」とは、「障害がある・障害がない」という２分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていこうとするものです。

インターネット

複数のコンピュータをつなぐネットワーク*のことをいいます。

運転免許取得助成制度

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成する事業です。

お薬手帳

処方された薬の名称や飲む量、回数などの記録（薬歴）を残すための手帳です。

尾張中部医療圏域

北名古屋市、清須市、豊山町を範囲として、県が病床の整備を図る地域単位のことです。

尾張中部福祉圏域障害者自立支援協議会

北名古屋市、清須市、豊山町の２市１町により、地域の障害福祉の向上のためのネットワークの中核的な役割を果たす協議の場として、障害者自立支援法に基づき設置された機関です。

尾張中部福祉の杜

「社会福祉法人　西春日井福祉会」が運営する障害者支援施設です。

か行

改正後ウェブアクセシビリティ規格

障害を有する方等がインターネットを利用する際に、情報へのアクセシビリティを確保・向上させるために、情報の内容等を企画、設計、制作・開発、検証及び保守・運用するときに配慮すべき事項について規定したものです。

活字文書読上げ装置

視覚障害を有する方が印刷された活字情報を音声で取得するために開発された福祉機器です。

カラー拡大読書機

視覚障害を有する方の読み・書き・手作業などを支援する機器です。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

北名古屋キャラバン隊

発達障害を有する方が、どう聞こえ、どう見えるのかなどを、実演を通して地域社会的に啓発活動を通じて理解されるよう、保護者で結成された団体です。

北名古屋市地域職業相談室

職業相談員による求人情報の提供や職業相談及び職業紹介等を行う場です。

北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく地域福祉の推進計画として、各地方自治体が策定する計画で、本市では“パートナーシップ型の地域福祉*”を展開することを趣旨としています。また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画の目標実現に向けて、社会福祉協議会が策定する計画です。本市では、市の計画とその推進の一翼を担う社会福祉協議会の計画を一体的に「北名古屋市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として、計画の目標や役割分担を明確にし、第２期計画を策定しました。

休日急病診療所

休日や夜間等に急病になった場合の急病診療所です。

旧法施設支援

支援費制度（旧体系）の基準に従った施設サービスのことです。

旧法施設入所

支援費制度（旧体系）の基準に従った入所施設のことです。

教育支援センター

何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない小中学校の児童生徒及びその保護者を対象として、学校教育との連携の下で相談及び助言並びに指導を行い、不登校児童生徒の学校復帰を図るための機関です。

居宅介護

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。

グループホーム（共同生活援助）

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。

ケア

介護や看護のことです。

ケアプラン

本人や家族の希望に添った福祉サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や内容を定めた援助計画で、サービス利用計画ともいいます。

ケアホーム（共同生活介護）

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を行います。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人ひとりの希望や要望に沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整することです。

言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションや嚥下に問題がある方々の社会復帰を支援する専門職のことです。

高次脳機能障害

脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指します。

行動援護

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

公民館

講習会・学習会・集会等、住民の自主的な社会教育活動の場として提供される施設です。

高齢者見守り活動協力員

民生委員・児童委員と協力しながら、ひとり暮らし高齢者などで見守りが必要な方に声掛け等を行うなど、安否確認・異常時の迅速な対応を行うためのボランティアです。

コミュニケーション

複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを受け取りあうこと又は伝え合うことです。

コミュニケーション支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳や要約筆記、音訳、点訳などで、意思疎通の円滑化を図る事業です。

さ行

災害時要援護者

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする方のことです。

作業療法士

作業を通して、社会に適応できる能力の回復を図るための支援を行う専門職のことです。

磁気誘導ループ

聴覚障害を有する方用の補聴器を補助する放送設備のことです。

施設入所支援

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

指定相談支援（サービス利用計画）

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス利用計画（ケアプラン）の作成を行います。

児童館

児童福祉法第 40 条に規定されている児童厚生施設で、18 歳未満の子どもたちに健全な遊びの場を提供し、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。各小学校区に一つずつ設置されています。

児童コーディネーター

児童虐待だけでなく、不登校や障害その他のあらゆる児童相談を受け付け、子どもや保護者の支援を行うとともに、児童相談所、保育園や学校などとの連携や子育て支援、福祉サービスの調整役となる職員です。

児童虐待防止会議

福祉機関、保健機関、医療機関、教育機関等が相互に連携し、児童虐待を防止し、予防対策を講じ、早期発見及び早期対応を図るための話し合いの場です。

自動車改造助成事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、自動車の改造費用の一部を助成する事業です。

児童心理司

児童相談所において、心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員のことです。

児童デイサービス

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、障害を有する児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域の社会福祉を目的とする事業や活動を行う機関・団体が参加する組織です。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」によって定められ、心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、関係機関との連携・調整その他の援助を行う専門職です。

社会的リハビリテーション

家庭や地域社会、職業に適応できるように、社会生活力を高めるための訓練・生活支援等をいいます。

就業支援ワーカー

就職を希望する方へ、就職活動の実施、関係機関の支援等に関する助言を行うとともに、就職後の職場での問題についての支援等を行う人材のことです。

就職ガイダンス

公共職業安定所を中心に、関係機関と連携して、公共職業安定所への求職登録や面接の仕方、履歴書の書き方、就職に必要な準備等についてアドバイスしたり、就職への支援を行うものです。

住宅入居等支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害を有する方を対象に、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害を有する方の地域生活を支援する事業です。

重度障害者包括支援

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、常に介護を必要とする方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うものです。

重度訪問介護

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

就労移行支援

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援

障害者自立支援法に基づくサービスで、Ａ型は事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供し、Ｂ型は雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

受診サポートブック

診察時に配慮してほしいことや、注意事項などを障害を有する方やその家族が事前に記入し、診察前に医療機関へ提出するものです。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、聴覚障害を有する方が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業です。

障害児（者）支援連携会議

障害を有する方の自立及び社会参加を目指して、乳幼児期における障害の早期発見からその後の支援体制の在り方、学齢期における支援、青年、成人期における生活・就労支援等、人生の各段階に応じた一貫した支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関との緊密な連携体制の構築を図るための話し合いの場です。

障害者差別禁止法

障害を理由とする差別の禁止に関する法律のことで、障害を有する方に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的として、国は平成 25 年度の法律制定を目指しています。

障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する民法法人、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等が運営する施設です。身近な地域で、就職や職場への定着にあたって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害を有する方を対象として、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

障害者職業センター

高齢者等及び障害を有する方の職業の安定等を図ることを目的に設置された独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害を有する方の雇用の促進と職業の安定のために設置、運営する施設です。各都道府県に 1 か所（愛知県をはじめ、5 都道府県には 2 か所）設置されており、公共職業安定所等の関係機関と密接な連携の下、障害を有する方の就職に関する相談・支援、事業主に対する障害を有する方の受け入れや雇用管理に関する相談・援助等を専門的に行っています。

障害者自立支援協議会

地域の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う場です。

障害者自立支援審査会

保健・医療・福祉の各分野で豊富な学識経験のある委員で構成し、サービスを利用する本人の意向を尊重しながら、多面的な視点による審査を実施し、適切なサービス支給決定を行う機関です。

障害者総合福祉法

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法律で、国は平成 24 年度の法律制定を目指しています。

障害者の働く場に対する発注促進税制

税制改正により、障害を有する方が働く施設などへの発注額が増えた場合に、発注を行った企業に対して法人税等の税制優遇をするものです。

障害程度区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするための、障害を有する方の心身の状態を総合的に示す区分をいいます。

障害福祉計画策定基本指針

障害福祉計画策定にあたって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。

職親委託制度

知的障害を有する方の自立更生を図るため、一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的とする制度です。

女性の会

成人女性が地域での交流やボランティア*・趣味・社会活動などを行うことを目的として結成された団体で、地域単位で組織されています。

ジョブコーチ

障害を有する方が職場に適応できるよう、職務を円滑に遂行するために必要な指導や職場における対象者の理解促進にかかる支援を行う職場適応援助者のことです。

自立訓練

障害者自立支援法に基づくサービスで、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立支援医療受給者（精神）

精神障害を有する方で、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度を受給している方をいいます。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体障害の程度によって 1 級から 6 級までに区分された手帳を交付するものです。

スクールカウンセラー

心に悩みをもつ児童・生徒及び保護者並びに教職員を対象に、精神医学・心理学等の専門的視野からの指導・助言を行う人材のことです。

生活介護

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。

生活サポート事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援や家事に対する支援を行う事業です。

生活習慣病

食生活、運動習慣、休養・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾病群をいい、悪性新生物（がん）、脳血管障害、心臓疾患、高血圧、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病などを指します。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害の程度によって1級から3級までに区分された手帳を交付するもので、2年ごとに更新手続きが必要です。

精神保健福祉士

精神障害を有する方の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助とともに、社会参加に向けての支援活動を行う専門職のことです。

成年後見制度

認知症の高齢の方や知的障害を有する方、精神障害を有する方等で、主として意思能力が不十分な人を対象として、その人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活の場面において主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活での援助をすることをいいます。

積極的支援

特定健康診査の結果、保健指導を必要とする方に関する階層化区分の１つで、肥満や血圧などのリスクの保有数が比較的多い方への支援を指します。

総合福祉センターもえの丘

地域福祉・高齢者福祉・ボランティア*活動の拠点施設で、子どもから高齢者までが集い、安らぐことのできる世代間交流の場です。在宅介護に関する各種相談や介護サービス事業を行っています。

相談支援機能強化事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする事業です。

相談支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、障害を有する方等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等権利擁護のための援助を行う事業です。

た行

体験活動ボランティア活動支援センター

学校や地域で行う体験活動やボランティア活動を支援する機関です。

第一次救急医療施設

入院や手術を伴わない救急医療を行う施設のことです。

第二次救急医療施設

入院を要する救急医療を行う施設のことです。

多目的トイレ

車椅子対応トイレ、オムツ替え台やシートなどの設備があるトイレのことです。

短期入所

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

単独療育

児童を預かって、療育を行うことです。

地域活動支援センター事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障害を有する方等の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域生活支援事業

障害者自立支援法第 77 条の規定に基づき、障害を有する方が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

地域優良賃貸住宅制度

民間の土地所有者等が、障害を有する方の世帯等を入居対象とする賃貸住宅を整備する場合に整備費の一部を補助する制度です。

通級指導教室

小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害を有する児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害の改善・克服のための指導を中心として、特別に設置した教室で行うものです。

ティームティーチング

複数の教員によって行われる教科指導や学級運営のことです。

動機付け支援

特定健康診査の結果、保健指導を必要とする方に関する階層化区分の１つで、肥満や血圧などのリスクの保有数が比較的少ない方への支援を指します。

統合保育

障害の有無に関わらず、共に育ちあう保育のことです。

特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、これに該当する方や予備群を減少させるための特定の保健指導を必要とする方を的確に把握するために行う健康診査です。

特別支援教育支援員

発達障害を有する児童等の学習を助けたり、学校生活を支えたりする人材のことです。

特別支援学校

障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校です。

特別支援学級

小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級です。

特例子会社設立

障害を有する方の雇用の促進等に関する法律に基づき、事業主が障害を有する方の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとされています。

トライアル雇用

公共職業安定所の紹介によって、障害を有する方等の特定の労働者を短期間（原則３か月）の試行期間を設けて雇用（トライアル雇用）するもので、この間に企業側と労働者側が相互に適性・能力等を判断した後、両者が合意すれば本採用に移行するという制度です。

な行

名古屋中公共職業安定所

職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを実施する国の行政機関で、名古屋市中区にあります。

ナチュラルサポート

職場において、障害を有する方の就労継続に必要なさまざまな援助を自発的又は計画的に提供するという意味で用いられてきた言葉です。現在では、地域社会の中での普通の生活支援においても、国や自治体が制度に基づいて行う専門的なサービスに対して、ナチュラルサポートは、家族や隣人、市民によって自然に行われる支援という意味で使われ始めています。

日常生活自立支援事業

認知症の方、知的障害を有する方、精神障害を有する方等で、主として意思能力が不十分な方を対象として、必要な福祉サービスを適切に受けるための支援や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業です。

日常生活用具給付等事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、日常生活上の便宜を図るため、重度障害を有する方に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具等を給付又は貸与する事業です。

日中一時支援事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、家族の一時的な就労支援及び一時的な休息を目的に、障害を有する方等の日中における活動の場を提供する事業です。

日中活動系サービス

日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受ける、障害者自立支援法に基づくサービスのことです。

入所系サービス

主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行う、障害者自立支援法に基づくサービスのことです。

ネットワーク

ある組織や体制が相互につながり、関連し合っている構造・仕組み・系列のことです。

は行

パーソナルアシスタンス

自治体が介助に要する費用について障害を有する方に直接支給し、介助を利用される方がその支給範囲内で、介助者と直接契約を結び、マネジメントしていく制度のことです。

パートナーシップ型の地域福祉

パートナーシップとは、関係者又は関係機関が連携・協力することによって生み出される相乗効果を通して、単独では実現困難な事業を効果的に達成する仕組みのことです。コラボレーション＝協働ともいわれます。北名古屋市地域福祉計画・地域福祉計画*では、市民同士の出会い・支えあいの活動を活発化し、市民の活動と行政サービス・民間の福祉サービスが協同する地域福祉を一層推進することで、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指しています。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が、通常、低年齢において発現する障害をいいます。平成 17 年 4 月に、早期発見、ライフステージ（人生の段階的区分）に対応した発達支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした発達障害者支援法が施行されました。

*自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

自閉症は、「対人関係の障害」「コミュニケーションの障害」「活動や興味の偏り」の 3 つが特徴的な症状である障害です。知的障害を伴う場合もありますが伴わない場合もあります。知的障害のない人たちを高機能自閉症と呼びます。また、言語発達に遅れのない人たちをアスペルガー症候群と呼びます。これらはまったく別の障害ではなく、対人関係の障害やコミュニケーションの障害、活動や興味の偏りのあるところでは共通しています。自閉症を中心としたその周辺の対人的相互作用に困難さがある障害を総称して広汎性発達障害といわれています。

*学習障害

学習障害（ＬＤ）は、基本的には知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されていますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではないと定義されています。

*注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）は、年齢や発達水準に相応しくないほどの不注意、多動性、衝動性を特徴とする行動の障害です。これら３つの特徴については、①集中できない、気が散りやすい、忘れっぽいなど（不注意）②落ち着きがない、座っていることができない、しゃべりすぎなど（多動性）③質問が終わらないうちに答えてしまう、順番が待てないなど（衝動性）の状態が見られ、家庭生活や学業、仕事などさまざまな場面で生じ支障をきたします。

発達障害者支援ガイドブック

発達障害を有する方について、どのような支援機関があり、どのような内容の支援を行っているのか、どのように関わらなくてはいけないのかをまとめた冊子です。

パブリックコメント

市の基本的な計画等の策定にあたり、よりよい案を作成するため、市が政策や計画などを立案する際に、内容を市民に公表して意見を募集し、その意見を政策等に反映させる制度です。

バリアフリー

障害を有する方が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除くことをいいます。もともと建築用語として使われており、段差の解消など物理的な障壁の除去のことを指していましたが、社会的・心理的な障壁や、情報面・制度面での障壁の除去という意味にも使われるようになっています。

ピアカウンセラー

同じ経験や環境を共有し、共通の関心を持っている人同士が、自らの経験に基づき、ピア（社会的・法的に地位の等しいもの。仲間・同僚）の意識を持って、同じ悩みや障害を持つ仲間の相談に乗り援助する人のことです。

フォローアップ教室

親子関係や友だちとの関わりで不安感を抱えている就園前の親子を対象に、簡単な集団遊びや親子でのふれあい遊びを通して、子どもたちのよりよい発達や成長を促し、親子で楽しく過ごすことを目的とした教室です。

福祉的就労

障害などを理由に、一般企業で働けない方へ働く場を提供する福祉のことです。

福祉避難所

障害を有する方等、一般的な避難所では生活に支障を来す方のために、何らかの特別な配慮がされた避難所のことです。

文化勤労会館

市民が音楽や演劇などの文化芸術を鑑賞し、また発表する場としての文化会館や、勤労会館、公民館、図書館など４つの機能を持つ複合施設です。

ヘルパーステーション

派遣ホームヘルパーのサービス拠点のことです。

ホームページ

個人や企業・団体などがインターネット*上で開設した、情報提供や情報発信をする場です。

ホームヘルパー

日常生活を営むのに支障のある障害を有する方等の自宅を訪問し、身体介護や家事援助を提供する専門職です。

放課後児童健全育成事業

共働き家庭や母子・父子家庭など、放課後に家に帰っても保護者等がいない児童（主に小学１～３年生が対象）を預かり、適切な遊びと生活の場を与える事業です。

防災ボランティア

災害に関する知識と、耐震、転倒防止など、災害を減らす方法などを学び、防災に関わる活動を行うボランティアです。

奉仕員養成研修事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、聴覚障害を有する方等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として必要程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成研修する事業です。

訪問系サービス

自宅での生活全般を支援したり、外出時の移動支援を行う、障害者自立支援法に基づくサービスです。

訪問入浴サービス事業

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の１つで、入浴が困難な在宅の身体障害を有する方に、移動入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスを行う事業です。

保健師

地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職です。

ボランティア

市民（住民）一人ひとりの自発的な意志に基づいて、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動に携わること又は携わる人々を指します。

ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置され、地域でのボランティア活動がより活発に進められるよう、ボランティアに関する相談や養成など、積極的にボランティア活動の場を提供する機関です。

ボランティア連絡協議会

ボランティアグループが集まって組織する機関です。グループ同士の交流や研修、行事、ボランティア活動の紹介を行います。

ま行

マカトン・サイン

言葉の発達等に遅れのある人の対話のために、イギリスで考案された手話法をルーツにしたコミュニケーション法で、手の動きによるサイン（又は絵画シンボル）と発声を同時に用いるのが特徴です。

まちづくり出前講座

市民の生涯学習を通じた「まちづくり」「仲間づくり」を手助けするため、指定された日時・場所に、市政及び行政課題に対する専門知識を有する職員が出向いて、行政情報等を提供する講座です。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神を持って、地域での生活上の問題、高齢福祉、児童福祉などの相談に応じたり、必要な援助を行う民間の奉仕者です。児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼務し、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童健全育成の活動を行います。

メール（E-mail）

あらかじめ登録されたインターネット*上の住所に伝言等を交換することです。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上を併せ持った状態のことです。

盲導犬・介助犬・聴導犬

盲導犬は、目の不自由な方が安全に、快適に歩くお手伝いをする犬です。介助犬は、体の不自由な方のために、落とした物を拾ったりドアの開閉をするなど、日常生活を支援する犬です。聴導犬は、タッチをするなど色々な動作を使って耳の不自由な方に音を知らせて生活をサポートする犬です。

や行

家賃債務保証制度

賃貸住宅の経営者を対象に、障害を有する方の世帯等の滞納家賃、原状回復費用等を保証する制度です。

ユニバーサルシート

肢体不自由な方のズボンの着脱や乳幼児のオムツ替え等に利用可能な多目的シートのことです。

ユニバーサルデザイン

施設や設備、製品等について、年齢や障害の有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計することです。

幼児健康診査事後フォロー教室

ことばの遅れ、人見知り、育児不安などがある親子を対象とする、保健師と保育士などによる親子教室です。

ら行

ライフステージサポートブック

障害等を有する児童又は本人に関わる方に、児童等の特性や接し方などを知ってもらい、児童等が安全で楽しく健やかに過ごすための支援ツールです。

理学療法士

起き上がり、 立ち上がり、歩行などの基本的な動作能力の回復を図るための支援を行う専門職のことです。

療育指導員

療育に関する指導を行う職員のことです。

療育手帳

愛知県療育手帳制度実施要綱に基づき、知的障害の程度によってＡ判定からＣ判定に区分された手帳を交付するものです。

療養介護

障害者自立支援法に基づくサービスの１つで、医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職などさまざまに呼ばれている心理学の専門家で、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者です。

レスパイトケア

在宅で障害を有する方等を介助している家族に対して、一時的に介助を代替し、リフレッシュを図ってもらう支援のことです。

レスパイトサービス

在宅で障害を有する方等を介助している家族に対して、一時的に介助を代替し、リフレッシュを図ってもらうサービスのことです。

老人クラブ

老人福祉法に基づき、高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として、高齢者で組織する自主的な活動グループで、北名古屋市では 65 歳以上の高齢者を対象にしています。

わ行

ワンストップサービス

さまざまな行政サービスや手続きなどを１か所又は１回で提供するものです。